

**「法・司法制度改革支援プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票**

2009年5月2日

2009年5月13日から27日の中間レビュー調査。調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせて頂きました。JICAでは、中間レビューを、JICAの事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点でプロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に応じ計画の見直しを行っています。

JICAの評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM(Project Design Matrix: プロジェクトの計画概要)を使って「評価5項目」の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェクトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5つの視点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現・阻害要因を分析することを目的にレビューを行っています。(PDMと評価5項目の関係は別添1参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ―パート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトのPDM(別添2)をご確認願います。各ご担当専門分野以外のこともお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならずJICA事業の改善のために貴重なご意見となりますので、怠慢の無いご意見を頂きますと幸いです。また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きました統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、現地訪問時に質問票について書面でのご回答を頂ければと存じます。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメールアドレスにご返信頂きますようお願い申し上げます。

[mochida@opmac.co.jp](mailto:mochida@opmac.co.jp)

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団  
評価分析担当コンサルタント  
梶田智男

**質問票記入上の留意点:**

記述回答を求めている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいたします。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に關する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

**5. 質問票回答：ベトナムカウンターパート機関**

回答者 (記入日: 2009年5月 日)

氏名:

所属機関: 国家司法学院

役職:

本プロジェクトとの関係 (例: C/P など):

連絡先: TEL: FAX: E-mail:

**1. 実績**

1.1 コンポネント1及び2の活動に、貴機関の教官が参加したことがありますか。

a. ある  b. ない

a. とお答えの場合は、時期と回数をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意図)についてのご意見を含めて、)をご説明ください。

コンポネント1、2に参加していないのは招待を受けていないからである。招待されたら、必ず適材を派遣する。  
(追加コメント)

- ・ (JA) 参加していない理由は知らなかったためである。SPCIに関連したコンポネントとの理解をしていた。今後JAが参加するには、プロジェクト事務所からJAに伝え、JAが参加者を選任するという流れが考えられる。JAは裁判官も養成していることから、長期専門家はSPCIに対して、JAの参加を勧めたい。SPCIはコンポネント1と2に関してJAを招待すべきと考えられる。なお、JAとして希望するテーマは、法改正、裁判実務をテーマとしたセミナー、ワークショップであり、その結果を法曹養成のテキストやカリキュラムに活かしていきたい。
- ・ (ICD) 階級などがあり管理が難しいため、コンポネントを分離、独立したものにしたい方がよいと考える。
- ・ (伊藤リーダー) 共同活動にはテーマの設定、タイミングなど勘案すべき点が諸点あり、1年目、2年目でテーマを絞り、3年目、4年目で共同活動に取り組み予定であった。またJICA側への要望として、要請を踏まえて計画を策定しているが、共同活動のための予算は別途必要になる。

1.2 貴機関で作成されている教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に、バクニン省又は地方における活動から得られた経験・教訓が反映された例がありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、どのような経験・教訓が教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に反映されたのかご説明ください。また、該当箇所のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1. 1と同趣旨の回答

1.3 貴機関で作成されている教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に、バクニン省又は地方における活動から得られた経験・教訓を踏まえた中央機関の取組み(コンポーネント2)の内容が反映された例がありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、中央機関のどのような取組みが教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に反映されたのかご説明ください。また、該当箇所のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1. 1と同趣旨の回答

1.4 貴機関がコンポーネント3に関する活動に参加したことはありますか。

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、どのような活動に参加されたのかご説明ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1. 1と同趣旨の回答

1.5 貴機関で作成されている教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に、コンポーネント3に記載されている新しい法令(及びそれに含まれる考え)が反映された例がありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、どの法令のどのような内容(考え)が教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に反映されたのかご説明ください。また、該当箇所のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1. 1と同趣旨の回答

1.6 セミナー及びびディスカッション形式の採用や、特定の法律問題、事例研究に焦点をあてた、講師に対するモデル授業を実施したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期と内容をご説明ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

法養成に関する教授法のセミナー、ワークショップを開催した。

- ・ 国家予算により2008年9月 Nghe An でセミナーを開催した。
  - ・ JUDGEプロジェクトの一環として、2008年6月に Quang Ninh で、2008年11月に Vung Tau でセミナーを開催した。
- そのほか、各学科において、常に専門班(おそらく各分野の講師によって構成されたグループ)の会合を開催している。

1.7 前プロジェクトで開発された教科書4冊の改訂を行いましたか？

a.改訂した  b.改訂していない

a.とお答えの場合は、どの教科書のどのような内容を改訂したのかご説明ください。また、該当箇所のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1. 1と同趣旨の回答  
未実施。2009年に実施する予定。2009年の対象は4巻のうち2巻(1巻は刑事事件の処理スキル、2巻は民事事件の処理スキル)である。

1.8 研修ハンドブックの起草、編集、編纂を行いましたか？

a. 行った  b. 行っていない

a. とお答えの場合は、どの研修ハンドブックを起草、編集、編纂したのかご説明ください。また、該当する研修ハンドブックのコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意欲)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

2007年に第1巻「教授法、学習法に関する一般理論」という研修ハンドブックを編集・出版した。第2巻「弁護士研修の教授法、学習法に関する一般理論」を2009年に出版する予定である。

1.9 執行官マニュアルの起草、編集、編纂を行いましたか？

a. 行った  b. 行っていない

a. とお答えの場合は、執行官マニュアルのコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意欲)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

執行官ハンドブックを編集、編纂し、最終草案を2008年度終了前に、JICAプロジェクト事務所に送付した。現在、コメント待ちの状況である。

**2. 実施プロセス**

2.1 コンポーネント1及び2の活動への参加及び/又は報告書の作成に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

参加していないので意見はありません。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
--------------	-------------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

--	--

2.2 教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に、バウニン省又は地方における活動から得られた経験・教訓を反映することに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

参加していないので意見はありません。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
--------------	-------------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.3 教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に、バウニン省又は地方における活動から得られた経験・教訓を踏まえた中央機関の取組み(コンポーネント2)の内容を反映することに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

参加していないので意見はありません。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
--------------	-------------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.4 教育カリキュラム・教材・研修ハンドブック等に、コンポーネント3に記載されている新しい法令の内容(及びそれに含まれる考え方を反映すること)に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

参加していないので意見はありません。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.5 セミナー及びディスカッション形式の採用や、特定の法律問題、事例研究に焦点をあてた、講師に対するモデル授業の実施に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

参加していないので意見はありません。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.6 前プロジェクトで開発された教科書4冊の改訂に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はど

のように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	未実施なので意見はありません。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
具体的なコメント	改訂されたテキストの出版。

2.7 研修ハンドブックの起草、編集、編纂に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
・ハンドブックの要綱のドラフトに対する助言 ・ハンドブックの構成に関するコメント ・専門用語の明確化	ハンドブックはより合理的な構成と内容を有することになった。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.8 執行官マニュアルの起草、編集、編纂に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門用語の明確化</li> <li>・ 法律がまだ規定していない</li> <li>・ 諸内容に関するアドバイス。(例えば、執行を猶予する理由として出張による不在が正当な理由となるのか否かに関して、専門家による判断を仰いだことなど)</li> </ul>	アドバイスを受け入れて、マニュアルに反映した。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

**3. 効率性**

3.1 貴機関に対する技術移転の方法として、ワーキングセッション、コメントなどが用いられています。このような技術移転の方法は法・司法制度改革・整備にあたり適切ですか、改善の余地がありますか？

a. 適正である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えください。

(追加コメント)  
講師によれば、今の技術支援方法により作成された執行官ハンドブックは具体性があると評価している。

3.2 現在のワーキングセッション、コメントの実施の方法、回数については、適切ですか？改善の余地がありますか？

a. 適正である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えください。

幾つかのケースでは、ワーキングセッションとか会合の代わりに、書面による助言、コメント提供に変更したほうがよい。

**4. その他**

4.1 裁判官候補者、検察官候補者及び弁護士候補者のそれぞれの養成・教育に関して、貴機関の今後の役割と方針についてご説明ください。

JAの役割: 裁判官、検察官、弁護士、執行官、公証人、その他の法律家を育成する機関である。  
JAの教育の方向性: 法律の規定通りに今後JAは法曹を育成する機関である。この意味で2013年まで法曹育成のための大きなセンターになるように努力している。基本的な基準(クラテリア)は以下の通りである。

- ・ JA は裁判官、検察官、弁護士、執行官、公証人の共通研修機関である。
- ・ JA は地域内の同様のセンターと同レベルの研修を行う。
- ・ 今後設立される研修機関に対して内容、カリキュラム、テキスト、資料、研修方法に関する方向性を示す。

4.2 貴機関と日本が協力して開発した教材について、最高人民裁判所及び最高人民検察院においても活用することをどのように思われますか？

a. 賛成である  b. 賛成であるが条件がある  c. 反対である

上記を選択した理由をお教えください。

・ リソースの節約となることから。(新たに同類のものを作成するような2重投資を回避することができるとであろうとの含意があると考えられる)  
・ 法律家の知識レベルの平準化。

4.3 司法関連職員の養成・教育に関して、貴機関の今後の役割と方針についてご説明ください。

・ 法律の規定では、JAは公証人、執行官の唯一の研修機関である。  
・ JAの司法職員に対する教育の方向性は4.1と同様。また、2009年から2011年まで以下のような研修を実施予定。公証人:年間200人にて研修期間6カ月;執行業務年間300人にて研修期間6カ月;MOJ下の法律家の能力向上研修、研修1~2週間、研修生延べ3000人/年。

提出頂きたい資料

機関名	ご提出をお願いしたい資料名
国家司法学院 (JA)	(1)貴機関の講義で使用されている資料リスト(なお、プロジェクト事務所 でまだ入手していない資料は、ご提出をお願いしたいと考えています) (2)最終試験問題及び回答(直近3年間) (3)最終試験の結果の分析(直近3年間) (4)(改訂があった場合)改訂された教育プログラムの内容 (5)(改訂があった場合)改訂された教科書及び資料 (6)トレーニングハンドブック (7)民事執行官マニュアル

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

**「法・司法制度改革支援プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票**

2009年5月2日

2009年5月13日から27日の中間レビュー調査。調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせて頂き  
ます。JICAでは、中間レビューを、JICAの事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点で  
プロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に  
応じ計画の見直しを行っています。

JICAの評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM(Project Design Matrix: プロジェ  
クトの計画概要)を使って「評価 5 項目」の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェ  
クトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5つの視点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発  
展性)から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現・阻害要因を分析すること  
を目的にレビューを行っています。(PDM と評価 5 項目の関係は別添 1 参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ  
ーパート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに  
関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトのPDM(別添 2)をご確認  
願います。各ご担当分野以外のこともお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならず  
JICA 事業の改革のために貴重なご意見となり、忌憚りなくご意見を頂きますと幸いです。  
また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きました統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、現地訪問時に質問票について書面でご回答を頂ければと存じま  
す。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメ  
ールアドレスにご返信頂きますようお願い申し上げます。

[mochida@opmac.co.jp](mailto:mochida@opmac.co.jp)

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団  
評価分析担当コンサルタント  
持田智男

**質問票記入上の留意点:**

記述回答を求めている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいた  
します。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に關  
する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

回答者 (記入日: 2009年5月 日)

氏名:

所属機関: 司法省 国際協力局

役職:

本プロジェクトとの関係 (例: C/P など):

連絡先: TEL: E-mail:

FAX:

**1. 実績**

1.1 バクニン省における相互調整、相互協力に関して、バクニン省の裁判所、検察院、弁護士及  
び司法補助機関が合同ワークショップを開催したことがありますか?

a. ある  b. ない

a. とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。  
b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画 (実施の意欲) についてのご意見を含めて。)をご説  
明ください。

MOJはバクニンにおけるパイロット地区モデルに基づくプロジェクト実施計画を念頭に置いている  
い。

(追加コメント)

- ・ まだ実施していないが、今後実施の可能性はある。
- ・ バクニン省のパイロット地域としての位置づけに関しては、MOJがパイロットとして位置づけたこ  
とからプロジェクトが形成されたと理解している(←このMOJのコメントに関しては、MOJがバク  
ニン省をパイロット地域として認めたということではなく、SPC、SPPがバクニン省をパイロット地  
域として位置づけたことをMOJが認めたとの解釈が可能かもしれない)。
- ・ (これまでにバクニン省では一定の結果を得ているが)バクニン省裁判業務に関する内容を抽  
出し、判決書き、裁判官の技能をテーマ別にワークショップ/セミナーで報告されると、レポートと  
ともにバクニン省での進捗状況が判明し、またワークショップ/セミナーを介して意見が集約され  
ることになる(←このMOJ側の説明は、バクニン省で合同ワークショップを開催するという意味  
ではなく、中央レベルで開催し内容を共有するとの解釈も可能かもしれない。またバクニン省で  
合同ワークショップを開催する場合に司法局、執行局の職員の参加も念頭に置かれてい

るのかを確認する必要がある)。JAのテキストにもその結果が反映されることになる。プロジェクト事務所には成果をもとに定期的なセミナーの開催し成果をまとめていくこと、専門家の関与、予算の支援への期待がある。

1.2 最高人民裁判所、最高人民検察院等の他機関と合同して、実務における判例活用にかかわる理解を促進するセミナーを行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書の**コピー**を本回答とともに、ご提出ください。  
 b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

MOJの機能、任務は判例運用とは関連性がない。

1.3 不動産登記に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その実施による実務改善に対する効果について司法省としてどのように認識しているか、お聞かせください。

登記官は新しい情報、法律規定を身につけ、登記業務の諸規則を正確かつ円滑に(滞りなく)適用する。

1.4 民事判決執行に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その実施による実務改善に対する効果について司法省としてどのように認識しているか、お聞かせください。

執行官は民事判決執行法について共通認識・理解を持つようになった。  
 ・業務における共通問題点の解決方向を一緒に探す機会を持つようになった。

1.5 公証人向けのトレーニングコースについて、実施の計画と期待する効果をお聞かせください。

民法典その他の法律の関連する新規定を紹介するために、公証人トレーニングコースを開催した。  
 ・公証人は公証業務を規定する法律規定に関し、同じ認識および理解を持つようになった。

1.12 戸籍官向けのトレーニングコースについて、実施の計画と期待する効果をお聞かせください。

・ MOJの新しい指導文書を配布する。  
 ・ 業務における共通問題点の解決方向を一緒に探す機会を持つようになった。

1.13 2005年民法の普及のためのセミナーを行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書の**コピー**を本回答とともに、ご提出ください。  
 b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

国民を対象とする民法典の普及活動はプロジェクト範囲外であるから。  
 ・登記官(DKV)、公証人(CCV)、戸籍官(HTV)に対し、研修で民法典を普及する(関係する部分)。

1.14 最高人民裁判所、最高人民検察院等の他機関と合同で、「一貫性のある法律起草」に関するセミナー、ワークショップを行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書の**コピー**を本回答とともに、ご提出ください。  
 b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

編集委員会などに代表者を派遣する。

## 2. 実施プロセス

2.1 パクニン省における相互調整、相互協力に関する、裁判所、検察院、弁護士及び司法補助機関との合同ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

SPP, SPCの回答を戻してください。	
日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.2 不動産登記に携わる職員向けトレーニングコースの実施、経験・教訓の蓄積・活用に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

担保取引登録局の回答を見てください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.3 民事判決執行に携わる職員向けトレーニングコースの実施、経験・教訓の蓄積・活用に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

民事判決執行局の回答を戻してください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
--------------	-------------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.4 公証人向けトレーニングコースに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律情報の提供</li> <li>・ 業務経験の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な法律文書の編纂</li> <li>・ 公証人の専門能力の向上</li> </ul>

2.5 戸籍官向けトレーニングコースに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律情報の提供</li> <li>・ 業務経験の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍法および指導文書の編纂</li> <li>・ 戸籍官の専門能力の向上</li> </ul>

2.6 2005 年民法普及セミナーに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

1.13 を参照ください

日本側のインプットの内容	日本側からのインプットの活用による変化
--------------	---------------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.7 最高人民裁判所、最高人民検察院等の他機関と合同で行う、「一貫性のある法律起草」に関するセミナー、ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのよう  
に活用、利用、反映されていますか？ インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を  
挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援により  
どのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

1.14 を参照ください

日本側のインプットの内容 日本側のインプットの活用による変化

日本側に期待するインプットの内容 日本側からのインプットにより期待する変化

3. 妥当性

3.1 協力対象としてあげられた法律あるいは対象として検討された法律がベトナム国の計画に沿ったも  
のであったかを確認したいと考えます。本プロジェクトで協力の対象とした法律あるいは対象が検討され  
た法律 (国家賠償法、不動産登記法、担保取引登録法、判決執行法、戸籍法) について、国会での成立  
予定年月を記載してください。国会の立法計画にまだ折り込まれていない場合は、現時点で予想される  
成立予定年を記載してください。

法律	起草担当部局	成立予定年月
国家賠償法	司法省民事経済法局	
不動産登記法	司法省国家担保取引登録局 (NRAST)	
担保取引登録法	司法省国家担保取引登録局 (NRAST)	
民事判決執行法	司法省民事判決執行局	2008 年 11 月 (成立済)
戸籍法	司法省民事経済法局	

(追加コメント)

- ・ 国家賠償法は 2009 年 5 月国会提出、審議する予定。
- ・ 不動産登記法と担保取引登録法は 2008 年末に法案を国会の常務委員会に提出することにな  
っていた。このため、2008 年 8 月～9 月に審議会を開催した。ワークショップを開催し、国会の法  
律委員会を巻き込んだ。ただ、統一の見解に至らなかった。2009 年にも提出していない。

2010 年の立法計画にも盛り込まれていない。なお、ワークショップは 2007 年 1 月から 2008 年  
11 月の間に 11 回実施しているが、不動産登記法に関して 7 回、担保取引登録法に関して 4 回  
である。

- ・ 戸籍法については、必要性を評価し、2010 年の立法計画に盛り込むように考えたが、現在は  
2011 年の立法計画に組み入れることを努力している状況にある。制定に向けた準備として  
2009 年、2010 年に調査研究が必要であり、JICA に対して 2009 年末から 2010 年にかけて支  
援を期待したい。

3.2 プロジェクトの事前評価 (現地調査期間: 2007 年 1 月～2 月) 以後、司法分野の改革など、プロジェ  
クトを取り巻く環境に変化は見られますか？

- a. はい  b. いいえ

a. と回答された場合、変化の内容を具体的に記述してください。

民事判決執行法は、迅速に編纂され、2008 年 11 月に成立した。本法は執行業務を保障する重要  
な法的根拠である。

- ・ 国家賠償法は、精力的に編纂され、2009 年 5 月に国会で成立する見込みである。以上の事柄  
は、ベトナムにおける法治国家の建設の具体的な現れである。

3.3 プロジェクトでは、パイロット地区における判決実務等に関する能力改善に関する経験の蓄積及  
びその蓄積された経験を中央が吸収、分析して活用し、中央における実務支援の体制を改善すること  
により、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力を改善するというアプローチが採られています  
が、地方での経験を中央からの支援体制に反映させるアプローチは、ベトナムでの法・司法制度改革・整備  
にあたり適切だと思いますか？

SPP, SPC の回答をご覧ください。

- a. 適切である  b. 適切であるが改善の余地がある  c. 適切ではない

上記を選択した理由をお教えください。

賛同しているが、SPC, SPP, 特に SPC の役割が大きい。

3.4 手段の適切性の検討にあたり、(1)複数の機関 (司法省、裁判所、検察院、設立予定であった統一  
弁護士会) を包括的に協力機関として支援していること、(2)県級人民裁判所、県級人民検察院も対象と  
したことは適切と考えますか、不適切と考えますか？

(1) 司法省、裁判所、検察院、設立予定であった統一弁護士会という複数の機関を包括的に協力機  
関としたこと

- a. 適切である  b. 広すぎる  c. 狭すぎる

その理由 (良い点、改善点など) をお教えください。

同レベルではない機関間の調整システムの利便性は高くない。

(2) 県級人民裁判所、県級人民検察院も対象としたこと

a. 適切である  b. 広すぎる  c. 狭すぎる

その理由(良い点、改善点など)をお教えください。

3.5 本プロジェクトのターゲットグループ(裨益者)は司法省内担当部局、最高人民裁判所、最高人民検察院、(統一弁護士会)、ハクニン省の省級人民裁判所及び県級人民裁判所、同省の省級人民検察院及び研究人民裁判所、国家司法学院と設定されています。ターゲットグループの対象(対象機関数の広がり)、規模(対象人数)は適切と考えますか？

(1) 対象(対象機関数の広がり)

a. 適切である  b. 対象範囲が広すぎる  c. 対象範囲が狭すぎる

(追加コメント)

・ 受益者は多いほど良いが、対象範囲が広すぎるため、プロジェクトの調整と管理が難しい。組織上、SPPとSPCCは国傘に直属するが、MOJは国傘の執行機関である政府に直属する中央省庁の一つである(一)国家機関組織上、MOJはSPPとSPCCと同列にはなく、一階級下に位置づけられる)とともに、プロジェクトの各コンポーネントはそれぞれ独立性を有している。それなりに相乗効果は生まれたものの、MOJは負担を抱えつつ調整しており、実際各コンポーネントを分離して別々に実施して欲しいと考えた。

(2) 規模(対象人数)

a. 適切である  b. 規模が大きすぎる  c. 規模が狭すぎる

3.6 不動産登記、民事判決執行の実務に関して、日本が支援を行うことにより、ベトナム国はどのようなことを学んだ又は学べるとお考えですか？

民事判決執行局、担保取引登録局の回答をご覧ください。

4. 有効性

4.1 プロジェクト目標について

プロジェクト目標は以下の通り設定されています：

ハイライト地区であるハクニン省において、司法機関の業務及び法曹の能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、及び統一弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や統一弁護士連合会の実務を支援する体制を改善し、それらの地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。

プロジェクト目標はプロジェクト期間終了時(2011年3月末)までに達成することが期待されています。投入・アウトプットの実績、活動の状況に照らし合わせて、プロジェクト目標の達成の見込みはあると考えられますか。以下の選択肢の中から該当するものを選び、対応する番号を選択肢の下のボックスに記入してください。

- 1: プロジェクト目標の達成は非常に難しいと見込まれる。(達成する可能性は 20%未満)
- 2: プロジェクト目標の達成はやや難しいと見込まれる(達成する可能性は 20%から 40%未満)。
- 3: どちらともいえない(達成する可能性は 40%から 60%未満)
- 4: プロジェクト目標の達成はある程度達成されると見込まれる(達成する可能性は 60%から 80%未満)。
- 5: プロジェクト目標の達成はほぼ達成されると見込まれる(達成する可能性は 80%から 100%)。
- 0: 現段階では判断できない。

1、2、あるいは3と回答された場合、その理由(達成の阻害となっている要因)についてお教えください。

(追加コメント)

プロジェクト目標などの達成状況をはかる指標に関して：

- ・ 当事者主義を念頭においた判決執行法は2009年7月1日から施行される。執行体制がよくなり、執行段階の課題が処理されると希望する。ただ、例えば、執行までの時間の短縮効果などは当事者の質的な要素もあり、体制づくりによって短縮されるものとはいえない。
- ・ 法律の制定を支援している。法律の制定が一つの成果であり、インパクトについては因果関係を考えるに捉えていくべきではないか？

4.2 それぞれの成果(アウトプット)が相互に関連していますが、4 つの成果の中で、プロジェクト目標達成への貢献の程度はどのように考えられますか。

成果	成果の内容	非常に貢献している	貢献している	ほとんど貢献していない	現状では不明
成果 1	バイロット地区であるハクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判業務の能力が改善され、バイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 2	成果 1 の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及び統一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び(あるいは)指導、支那に関する制度的能力が向上する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 3	必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行業務の改善に役立つ法規範文書(LNDs)が策定される。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 4	成果 1、2 及び 3 の活動により得られた教訓や考え方にに基づき、法曹養成に必要な制度的能力を強化する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

JJAの回答をご覧ください。

"ほとんど貢献していない"と回答した項目についてその理由をお聞かせください。

4.3 上記の 4 つの成果以外にプロジェクト目標の達成状況に影響を与えらるると考えられる要因(プラス・マイナス)は何ですか。できるだけ具体的に記述してください。

・ベトナム側は協力内容を明確且つ具体的に特定し、期限を設定して作業計画に取り込む。

・ 日本の専門家は優秀で、友好的かつ厳格に協力した。

・ 双方はお互いに拘束されず、率直かつ開放的な精神で協力した。

**5. 効率性**

**5.1 実施プロセスについて**

5.1.1 貴機関では、プロジェクトのモニタリングはどのように行われていますか。

(1)モニタリングの責任者: Ngoc \_\_\_\_\_

(2)モニタリングの頻度: 活動ごと \_\_\_\_\_

(3)モニタリング結果の報告先: プロジェクト監督者 \_\_\_\_\_

(4)モニタリングの結果は事業の改善等に活かされましたか。  
 a. はい  b. いいえ

a.と回答された場合、具体的に改善された内容についてお教えてください。

・現実とマッチするようにより活動の内容と規模をあらためて決めた。

得られた経験、結果は次期の活動に活かす。

5.1.2 貴機関では、プロジェクトの活動計画策定や運営管理に関する意思決定はどのように行われていますか。

(1) 活動内容に関する事項:  
 日本専門家の専門能力とマッチし、PDMと適合し、ベトナムのニーズに基づいて策定される。

(2) 運営管理(組織体制)に関する事項:  
 関係の専門部署とCDD下のプロジェクト管理委員会との緊密な連携

(3) 資金計画に関する事項:  
 プロジェクトリーダーの職責である。

5.1.3 日本人専門家(長期、短期)とカウンターパートとのコミュニケーションは適切に行われていますか。

a. 適切である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、改善が必要とされる事項について具体的に教えてください。

5.1.4 外部条件は"司法省(MOJ)、最高人民裁判所(SPC)、最高人民検察院(SPP)、その他の関係機関の間で効率的なコミュニケーションと調整が確保される"と設定されていますが、本プロジェクトの計画、実施、モニタリングにあたり、ベトナム側協力機関の調整は行われていますか?

a. 行われている  b. 行われていない

a.と回答された場合、本プロジェクトに係る機関の間での調整、定期的なコミュニケーションの内容と方法について、具体的に説明してください。

PDMに基づいてMOJ、SPC、SPPは重複しないように各機関の計画を立案し、全体計画に統一性が生まれるように調整した。お互いに、年次計画の実施に関する情報を提供した。

(追加コメント)  
 各関係機関別にPDMに従い計画をつくり、これに基づき全体計画を策定し、プロジェクト事務所と連携して、実施している。情報を共有し、各機関から報告を受けている。

5.1.5 プロジェクト実施中のモニタリング、問題への対応、現場とのコミュニケーションなどに関し、JICA本部とベトナム事務所の連携は円滑に行われていると考えますか?

a. 円滑に行われている。  b. 改善の余地がある。

b. とお答えの場合、どのような課題と改善の余地があるでしょうか？

5.1.6 ベトナム国内での技術移転の方法として、ワーキングセッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、コメントなどが用いられています。このような技術移転の方法は法・司法制度改革・整備にあまり適切ですか、改善の余地がありますか？

a. 適正である  b. 改善の余地がある

b. と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えください。

**5.2 成果の達成度から見た投入の適切性**

達成された（あるいは今後達成される見通しの）成果から見て、投入の質、量、タイミングは適切ですか？ それぞれの投入について、不適切と思われるものがあつた場合、該当する項目にチェックしてください。(複数回答可)  適正

(1) 専門家派遣 (日本側) に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 派遣人数  b. 専門分野

c. 派遣時期  d. その他 \_\_\_\_\_

理由

(2) 日本側からの機材供与 (賞与によるものも含む) に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 機材の種類  b. 量  c. 品質

d. 設置時期  e. その他 \_\_\_\_\_

理由

(3) カウンターパートの本邦研修に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 研修員の人数  b. 研修員の専門分野  c. 対象者の選定

d. 研修実施時期  e. 研修期間  f. 研修内容

g. 資料の翻訳  h. 通訳  i. その他 \_\_\_\_\_

理由

(4) カウンターパートの配置に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 人数  b. 専門分野  c. 配置の時期  d. その他 \_\_\_\_\_

理由

(5) ワーキンググループに関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 人数  b. メンバーの専門分野  c. 会合の頻度  d. メンバーの構成

e. メンバーの能力  f. その他 \_\_\_\_\_

理由

(6) ワーキングセッション、ワーキングセッション、セミナー、トレーニングの実施に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、そのプログラム名とその理由を記述してください。

a. 参加者数  b. 参加者の専門分野  c. 参加者の能力

d. 参加者の構成 (出身機関の組み合わせ)  e. 開催頻度

f. 開催時期  g. 開催期間  h. 講師

i. 内容  
 j. 通訳  
 k. 資料の翻訳  
 l. その他

プログラム名(ワークショップ名など)とその理由

**5.3 プロジェクト活動費**

貴機関(司法省)の本プロジェクトに関するプロジェクト(司法省負担ローカルコスト)の金額を以下の表に記載してください。

主な支出項目	単位: VND	
	2007年(実績)	2009年(予算)
合計		

(追加コメント)

プロジェクト事務所、会議室、設備関係費用、報酬などがあげられるが、後日概算額を提供したい。

**5.4 活動の状況**

プロジェクトの成果を達成するための活動(セミナー、ワークショップ、サーベイ、ワーキンググループなど)についてどうお考えですか。

a. 効率的に運用・活用されている  
 b. 運用・活用されているが効率的とはいえない  
 c. 十分に運用・活用されていない

b.あるいはc.と回答された場合、何が(ワークショップ、セミナーなど)、どのような点で効率的でないのか、あるいは十分に運用活用されていないのか、具体的にお教えください。

その問題解決のために取り得る対応策としては、何があるでしょうか？具体的にお教えください。

**5.5 投入、活動の貢献度**

投入によって実施された活動は各成果(アウトプット)の達成に貢献していますか？

成果	成果の内容	非常に貢献している	貢献している	ほとんど貢献していない	現状では不明
成果 1	ハイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判業務の能力が改善され、ハイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 2	成果 1 の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及び統一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び(あるいは)指導、支援に関する制度的能力が向上する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 3	必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行業務の改善に役立つ法規範文書(LNDS)が策定される。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 4	成果 1、2 及び 3 の活動により得られた教訓や考え方に基づき、法曹養成に必要な制度的能力を強化する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

JAの回答をご覧ください

“ほとんど貢献していない”と回答した項目について、活動がアウトプットの達成に結びついていない理由(投入の成果への結びつきを阻害する要因)についてできるだけ具体的にお聞かせください。

**6. インパクト**

6.1 上位目標について

プロジェクトの終了後3年から5年の間に“ベトナム全土で、裁判が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる。”という上位目標の達成の見込みはありますか。以下の選択肢の中から該当するものを選び、対応する番号を選択肢の下のボックスに記入してください。

SPCの回答をご覧ください。

1. 上位目標の達成は非常に難しいと見込まれる。(達成する可能性は 20%未満)
2. 上位目標の達成はやや難しいと見込まれる(達成する可能性は 20%から 40%未満)。
3. どちらともいえない(達成する可能性は 40%未満)
4. 上位目標の達成はある程度達成されると見込まれる(達成する可能性は 60%から 80%未満)。
5. 上位目標の達成はほぼ達成されると見込まれる(達成する可能性は 80%から 100%)。
- 0: 現段階では判断できない。

選択肢のうち 1、2 或いは 3 を選択された場合、その理由をお教えください。

6.2 達成の見込みがある場合、それはプロジェクト目標達成の結果もたらされるものだと考えられますか。

- a. プロジェクト目標達成の結果である  b. プロジェクト目標達成の結果ではない  
 c. どちらともいえない

bとcとお答えの場合は、その理由をお教えてください。

6.3 上位目標の達成に影響を及ぼす要因はありますか。具体的に記述してください。

なし

6.4 予期しなかったプロジェクトのプラスおよびマイナスの影響はありますか。将来的な影響が見込まれますか。ベトナムにおける政治、経済、社会、文化、技術、環境、ジェンダー等への影響について、具体的に記述してください。

良いインパクト:

- ・(ベトナムは) 市場経済、国際(世界各国の意)および地域(近隣諸国の意)と調和する基準に对应的する法体制を持つようになる。
- ・ カウンターパートならびにプロジェクト活動参加者は、日本専門家の公務における業務経験ならびに業務処理方法、規律を学ぶ機会を持つ。

ら80%未満である)

5. 能力が維持され、さらに向上すると考える。(維持される見込みは80%以上から100%である)

0: 現段階では判断できない。

その理由をお教えてください。

7.2 協力機関の運営管理能力について

実施機関の運営管理能力に関し、改善が必要と思われる事項にチェックし、その理由と改善策を記述してください。(複数回答可)

- a. 組織体制  b. 人員配置  
 c. 財務・資金計画  d. その他

7.3 プロジェクトの効果の持続性に影響を及ぼす要因はありますか。具体的に記述してください。

なし

**提出頂きたい資料**

機関名	ご提出をお願いしたい資料名
司法省 (MOJ)	(1)プロジェクトに関するICD作成の報告書(あれば)

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

### 「法・司法制度改革支援プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票

2009年5月2日

2009年5月13日から27日の中間レビュー調査 調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせていただきます。JICAでは、中間レビューを、JICAの事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点でプロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に応じ計画の見直しを行っています。

JICAの評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM(Project Design Matrix: プロジェクトの計画概要)を使って「評価 5 項目」の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェクトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5つの視点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現・阻害要因を分析すること、を目的にレビューを行っています。(PDM と評価 5 項目の関係は別添 1 参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ―パート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトのPDM(別添 2)をご確認願います。各ご担当専門分野以外のこともおお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならず、JICA 事業の改善のために貴重なご意見となりますので、怠慢の無いご意見を頂きますと幸いです。また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きたき統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、現地訪問時に質問票について書面でのご回答を頂ければと存じますが、詳細につきましては、評価分析担当者の訪問時に口頭にてご説明いただいても結構です。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメールアドレスにご返送頂きますようお願い申し上げます。

[mochida@opmac.co.jp](mailto:mochida@opmac.co.jp)

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団  
評価分析担当コンサルタント  
持田智男

#### 質問票記入上の留意点:

記述回答を求められている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいたします。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に関する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

回答者

(記入日:2009年5月 日)

氏名: TRAN NGOC THANH

所属機関: 最高人民裁判所 (SPC)

役職: 専門官

本プロジェクトとの関係(例: C/P など): 連絡員

連絡先: TEL:

FAX:

E-mail:

#### 1. 実績

1.1 バクニン省において、検察官及び/又は弁護士との共同活動を行ったことがありますか?

a. ある

b. ない

a. とお答えの場合は、内容をご説明ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義に関するご意見を含めて。)をご説明ください。

2008年: バイロット地区裁判所の裁判官能力向上に集中し、2009年から共同活動を展開する

(追加質問に対する回答)

お互いがワークショップなどに招待し合ったことはあるが、合同で開催したことはなかった。合同で開催するにあたっての支障となる阻害要因はない。合同で開催する際には、共同チームを設定したい。例えば、公判廷における弁論主義を保障する法曹 3 者の関係、民事事件における検察院と裁判所の関係などが挙げられる。

1.2 バクニン省において、検察官及び/又は弁護士と共同した模擬裁判の今後の計画(実施の意義に関するご意見を含めて。)をご説明ください。

バクニン省において、仮定された事件の模擬裁判は非現実的であるので、バクニン省裁判所と協議し、何回かの重点的である公判廷を録画し、裁判進行に関する共同討論、意見交換、経験累積に用いる。

1.3 バクニン省において、コンポーネント1の活動のモニタリングに関する報告書を作成したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

パイロット地区から得られた諸結果は Q&A 作成過程に組み入れられ、民事訴訟、刑事訴訟実施に関するワークショップに講演者を派遣することを介して普及する。

1.4 事実認定、法の適用及び適正な裁判手続の実施に関する実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップを、バクニン省において開催したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

2009年に裁判所、検察院の共同ワークショップを開催する。ワークショップを介し、諸課題に関する統一見解を得、より良い連携体制をとりたい。  
(追加質問に対する回答)  
全く無かつたわけではない。共同ということではなく、SPCとBN省が実施する場合は上記を目的としたワークショップなどを開催している。

1.5 バクニン省及びその他の地域において、Q&A作成について、どのような活動を行いましたか？

バクニン省における活動内容:  
Q&A作成に関し、バクニン省裁判所のワーキンググループとの討論会を行う

その他の地域における活動内容:

Q&A草案作成に関し、省級裁判所の裁判官が参加する意見提言ワークショップを行う

1.6 Q&A作成の前後を比較して、実務的問題に関する理解が進み、実務的問題の処理が改善されましたか？

a.はい  b.いいえ

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

Q&A集は法適用過程に問題点を解答し、解決策を出し、地方裁判官に対し、法適用、訴訟行為の法的根拠を指導する

1.7 バクニン省における相互調整、相互協力に関して、バクニン省の裁判所、検察院、弁護士及び司法補助機関が合同ワークショップを開催したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

2009年、SPC、SPP、司法局と協議し、刑事訴訟活動における諸問題に関する共同ワークショップを開催する予定

1.8 最高人民検察院等の他機関と合同で、コンポーネント1のモニタリング及び蓄積された情報

の他地域への提供を行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

- a.とお答えの場合は、内容を説明ください。  
 b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

SPC,SPC との共同活動はまだまだされていないので、情報提供は非公式的なものだけである。

1.9 最高人民検察院等の他機関が参加する、実務における判例活用にかかると理解を促進するセミナーについて、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

プロジェクトの同意があれば、2009年に、セミナーにはSPPの代表を招待する。

(追加質問に対する回答)

MOJを巻き込んだセミナーを実施する可能性はある。これまでJAIについてはセミナーに招待したことはある。判例システムの役割、運用の方法などを JA、ハノイ法科大学の講義に反映させたいと考えている。判例を認めない形で講義していることから判例を認めさせたい。以前、最高裁で事前にあった事件をもとに判決を行ったところ、マスコミから「裁判所が判例を用いて判決したのか!」というような批判を受けたことがあるほどである。

1.10 最高人民裁判所において、コンポーネント1により達成された結果を評価し、その結果を地方の裁判官の能力向上、強化のために利用する提言について今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

2008年、報告書でコンポーネント1により達成された結果をまだ反映させていないので、2009年に、コンポーネント1により達成された結果報告を作成し、パイロット地区裁判官の能力向上について提言しなければならない。

1.11 最高人民裁判所において、Q&A集作成の成果をどのように評価していますか？

全員高く評価している

1.12 最高人民裁判所において、Q&A集作成のプロセスから得た、問題分析のノウハウ等の知見

について、どのように蓄積されていますか？

問題に関する現場裁判官の意見を集約すること。

1.13 最高人民裁判所において、Q&A集を地方の裁判官の能力向上、強化のためにどのように利用する計画ですか？

SPC 指導部の承認を得たのち印刷され、地方裁判官に配布する

1.14 「判決書マニュアル」の普及のためのセミナーについて今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

印刷し、全国裁判官に配布する

(追加コメント)

判決書マニュアルは完成し、現在承認を待つ状況にある。

1.15 バクニン省及びその他の地域において、「判例」について、どのような活動を行いましたか？

バクニン省における活動内容:

2008年度では未実施

その他の地域における活動内容:

2008年度に、地方裁判官 180人が参加した3回のセミナーを開催した

1.16 「判例」に関する活動の前後を比較して、「判例」に関する理解が進み実務的問題の処理が改善されましたか？

a.はい  b.いいえ

a.とお答えの場合は、内容を説明ください。

公式的データはまだ存在していないが、感覚的にはそう感じている。  
(追加コメント)

ワークショップでの発言などでそのように感じたということである。

1.17 判例集の編纂及び普及システムに関する「書写真(詳細な計画)」について、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

指導部が検討するための情報提供として、判例の制定及び普及プロセスに関する報告書を作成する予定

1.18 「判決書マニュアル」の改訂について、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

印刷し、全国裁判官に配布する。試用期間を終え、そのインパクトを評価し、修正、補充する

1.19 最高人民検察院等の他機関と合同で、「一貫性のある法律起草」に関するセミナー、ワークショップについて今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

特になし

(追加コメント)

必要性があれば実施可能である。他機関としては検察院、国会、MOJ が関係するが、MOJ に任せられたことがよいと考える。法律の適正な編纂方法に関する米国の本を SPC が翻訳し、セミナーを開催したことがある。DANIDA の支援で SPC がワークショップを開催したことがある。この種のセミナー開催を通じて、重複を避け、法律の統一性を高めることを目指すことになるが、難しい問題といえる。

1.20 日本の行政訴訟手続制度に関するセミナーについて、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

2009 年度に本邦研修を実施する

1.21 改正民事訴訟法の草案に関するセミナー及びワークショップについて今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

白紙状態

1.22 行政事件訴訟法の草案に関するセミナー及びワークショップについて、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

2009 年度にサーベを実施する。草案ができた後、それに関するセミナーを JICA と開催する

## 2. 実施プロセス

2.1 パクニン省における、検察官及び/又は弁護士との共同活動に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか? インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
2008 年度: 未実施	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
日本の経験を提供してほしい	訴訟機関間の連携体制がより密接になり、責任のなすり合いの回避になる

--	--

2.2 パクニン省における検察官及び／又は弁護士と共同した模擬裁判に関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
2008年度：未実施	(追加コメント) 質問 1.2 とほぼ同趣旨の回答

2.3 パクニン省における、コンポーネント1の活動のモニタリング及び報告書の作成に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
2008年度：未実施	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
2009年、専門家がコンポーネント1により達成された結果報告を作成し、パイロット地区裁判官の能力向上について提言するよう、支援してほしい	報告は全国裁判官の能力を向上させるSPCの方策の基礎となる

2.4 事実認定、法の適用及び適正な裁判手続の実施に関する実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのパクニン省におけるワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
2008年度：未実施	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
日本の経験に関する情報提供の継続。 SPC、パイロット地区裁判所と連携し、事実認定、法の適用に関するセミナー開催の方法を検討すること	日本の経験は事件処理過程において、事実認定、法の適用に対する認識を変えることができる。

2.5 パクニン省における相互調整、相互協力に関する、検察院、弁護士及び司法補助機関との合同ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
2008年度：未実施	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
2008年度：セミナー開催のセミナー開催の結果で、訴訟活動の諸問題を解決し、適切な法改正に関する提言ができる。	

2.6 最高人民検察院等の他機関と合同で行うコンポーネント1のモニタリング及び蓄積された情

報の他地域への提供に関する、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？ インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容 (追加コメント) プロジェクトからセミナーへの 支援	日本側からのインプットにより期待する変化 (追加コメント) 法改正に活かすなど(民事刑事訴訟法の改正に向けて)

2.7 最高人民検察院等の他機関が参加する、実務における判例活用にかかる理解を促進するセミナーに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
一 セミナーの開催 一 日本判例体制の情報提供 一 諸外国の判例ベトナム語翻訳の技術支援	日本側からのインプットにより期待する変化 指導部に対する判例発展の方向に関する報告書を作成することに 寄与する

2.8 最高人民裁判所において行う、コンボネメント1により達成された結果を評価し、その結果を地方の裁判官の能力向上、強化のために利用する発言の作成に関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2008年度:未実施	2009年、専門家がコンボネメント1により達成された結果報告を作成し、パイロット地区裁判官の能力向上について提言するよう、長期専門家に支援してほしい
------------	----------------------------------------------------------------------------

2.9 Q&A作成及び活用に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？ インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
技術協力	草案に対する長期専門家の適格なコメントによって、わかりやすくなる

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
印刷し、全国裁判官に配布するよう支援してほしい	参考資料となり、判決破棄になるような手続き違反の回避につながる

2.10 「判決マニュアル」の普及のためのセミナーに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側は草案作成に協力した	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
印刷し、全裁判官の手元まで配布し、研修も行う	よって、判決書きの技能向上、品質改善となり、裁判所の信用度を高めることになる。

2.11 「判例」に関する活動に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？ インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後これに関する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
本邦研修の実施、長期専門家からの情報提供	日本判例に関する知識を得、帰国後、地方裁判のための判例知識普及に参加した。 日本判例に関する情報をまとめて、ベトナムにおける判例発展の方向性を確認するよう討論した。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
判例発展に関する報告書作成および世界各国の判例に関する資料翻訳、情報発信の支援を継続してほしい。	

2.12 判例集の編纂及び普及システムに関する「青写真（詳細な計画）」の作成に関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
一判例発展の個別研究に対する技術協力 一世界各国の判例に関する資料翻訳、情報収集の支援 一ベトナムにおける判例発展に関する総合報告作成に支援	ベトナムにおける判例発展に関する総合報告が作成される

2.13 「判決書マニュアル」の改訂に関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
判決書マニュアル活用とその不備に関して、評価すること	日本側からのインプットにより期待する変化 「判決書マニュアル」の不備が解消され、レアルアップされたものが編纂され、裁判官の判決書きに寄与する

2.14 最高人民検察院等の他機関と合同で行う、「一貫性のある法律匠案」に関するセミナー、ワークショップに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、

日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.15 日本の行政訴訟手続制度に関するセミナーに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
本邦研修の実施	行政訴訟法制定の参考源となる

2.16 改正民事訴訟法の仮草案に関するセミナー及びワークショップに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
民事訴訟法施行に関するまとのセミナーの開催、改訂草案に対する意見提供と日本専門家のコメント提供のセミナーの開催	日本側の経験、コメントは、ベトナムの民事法のさらなる整備と国際通例との齟齬に寄与することになる

2.17 行政事件訴訟法の仮草案に関するセミナー及びワークショップに関し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
草案に対する意見提供のセミナーの開催と日本専門家	ベトナム裁判官の意見提供の場にもなる

〃の日のコメント提供

3. 妥当性

3.1 協力対象としてあげられた法律あるいは対象として検討された法律がベトナム国の計画に沿ったものであったかを確認したいと考えます。本プロジェクトで協力の対象とした法律あるいは対象が検討された法律(改正民事訴訟法、行政事件訴訟法)について、国会での成立予定年月を記載してください。国会の立法計画にまだ折り込まれていない場合は、現時点で予想される成立予定年月を記載してください。

法律	起草担当部局	成立予定年月
改正民事訴訟法	最高人民裁判所(SPC)	
行政事件訴訟法	最高人民裁判所(SPC)	

(追加コメント)  
改正民事訴訟法については、予備立法計画に組み込まれているが、民法法編纂委員会は設立され  
ていない。  
行政事件訴訟法については、編纂委員会は設立されたが、活動に至っていない。2010 年を目処に  
動く方向にあるが、2010 年に成立するのかわからない。

3.2 事前評価時には、ベトナム国制で2010 年を県級裁判所への権限委譲、検察院の機構変更等の制  
度改革目標の節目の年とされています。県級裁判所、検察院の機構変更などの機構変更の内容なら  
びに主要変更点を記載してください。

区裁判所、控訴裁判所、上審裁判所、最高裁判所の組織機構への変更計画を立案している最中  
(追加コメント)  
・4 級に分かれる。  
・2009 年 5 月 20 日から残りの 82 県級裁判所も管轄権の行使が可能となったことから全ての県級  
裁判所に拡大されることになった(民事、刑事訴訟法に規定されている管轄権を全ての県級裁判  
所が持つことになった)。  
・裁判所全体の組織変更は検討中である。

3.3 本プロジェクトでは、パイロット地区における判決実務等に関する能力改善に関する経験の蓄積及  
びその蓄積された経験を中央が吸収、分析して活用し、中央における実務支援の体制を改善すること  
により、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力を改善するというアプローチが採られています  
地方での経験を中央からの支援体制に反映させるアプローチは、ベトナムでの法・司法制度改革・整備  
にあたり適切だと思いますか？

a. 適切である  b. 適切であるが改善の余地がある  c. 適切ではない  
上記を選択した理由をお教えください。

法適用の不備の発見は実務から始まり、全国範囲での検討が不可能であれば、パイロット地区で  
実施し、モデルを作り、他の地方に波及させる。パイロット地区での法施行は、SPC の解決策策定、  
適時な支援の基礎となる。

3.4 手段の適切性の検討にあたり、(1)複数の機関(司法省、裁判所、検察院、検察院、設立予定であった統一  
弁護士会)を包括的に協力機関として支援していること、(2)県級人民裁判所、県級人民検察院も対象と  
したことは適切と考えますか、不適切と考えますか？

(1)司法省、裁判所、検察院、設立予定であった統一弁護士会という複数の機関を包括的に協力機  
関としたこと  
 a. 適切である  b. 広すぎる  c. 狭すぎる  
その理由(良い点、改善点など)をお教えください。

プロ目標は訴訟機関間の連携体制を強化することであるか。  
(2)県級人民裁判所、県級人民検察院も対象としたこと  
 a. 適切である  b. 広すぎる  c. 狭すぎる  
その理由(良い点、改善点など)をお教えください。

3.5 手段の適切性について、パイロット地区(バクニン省)の選定は適切であったと考えますか、不適切  
であったと考えますか？  
 a. 適切であった  b. 適切でなかった  c. どちらともいえない  
(1) その理由を「バクニン省が、他省でも必要とされる裁判実務等改善のために、共通の問題点の  
把握・抽出が行いやすい地区であったのか」との観点から記述してください。

バクニン省には優秀かつレベルのある職員がいて、ハノイに近い、往来、活動もしやすい。  
(2)その理由を「ベトナム側、日本側双方の投入の制約されていた」ことを踏まえて記述してください。

3.6 本プロジェクトのターゲットグループ(裨益者)は司法省内担当部局、最高人民裁判所、最高人民検  
察院、(統一弁護士会)、バクニン省の省級人民裁判所及び県級人民裁判所、同省の省級人民検  
察院及び研究人民裁判所、国家司法学院と設定されています。ターゲットグループの対象(対象機  
関数の広がり)、規模(対象人数)は適切と考えますか？  
(1)対象(対象機関数の広がり)

- a.適切である  b.対象範囲が広すぎる  c.対象範囲が狭すぎる
- (2)規模(対象人数)
- a.適切である  b.規模が大きすぎる  c.規模が狭すぎる

3.7 裁判実務に関して、日本が支援を行うことにより、ベトナム国はどのようなことを学んだ又は学べると考えますか？

日本の裁判官、専門家の問題認識、問題の解決方法を知ることによって、ベトナム裁判官により厳密な裁判技能、考え方、事件処理の方法の構築の一助となる。

**4. 有効性**

4.1 プロジェクト目標について

プロジェクト目標は以下の通り設定されています：

ハイロット地区であるハクニン省において、司法機関の業務及び法曹の能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、及び統一弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や統一弁護士連合会の実務を支援する体制を改善し、それらの地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。

プロジェクト目標はプロジェクト期間終了時(2011年3月末)までに達成することが期待されています。投入・アウトプットの実績、活動の状況に照らし合わせて、プロジェクト目標の達成の見込みはあると考えられますか。以下の選択肢の中から該当するものを選び、対応する番号を選択肢の下のボックスに記入してください。

- 1:プロジェクト目標の達成は非常に難しいと見込まれる。(達成する可能性は 20%未満)
- 2:プロジェクト目標の達成はやや難しいと見込まれる(達成する可能性は 20%から 40%未満)。
- 3:どちらともいえない(達成する可能性は 40%から 60%未満)
- 4:プロジェクト目標の達成はある程度達成されると見込まれる(達成する可能性は 60%から 80%未満)。
- 5:プロジェクト目標の達成はほぼ達成されると見込まれる(達成する可能性は 80%から 100%)。
- 0:現段階では判断できない。

1、2、あるいは3と回答された場合、その理由(達成の阻害となっている要因)についてお教えください。

4.2 それぞれの成果(アウトプット)が相互に関連していますが、4 つの成果の中で、プロジェクト目標達成への貢献の程度はどのように考えられますか。

成果	成果の内容	非常に貢献している	貢献している	ほとんど貢献していない	現状では不明
成果 1	ハイロット地区であるハクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力が改善され、ハイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 2	成果 1 の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及び統一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び(あるいは)指導、支離に関する制度的能力が向上する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 3	必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行実務の改善に役立つ規範文書(LNDs)が策定される。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 4	成果 1、2 及び 3 の活動により得られた教訓や考え方に基づき、法曹養成に必要な制度的能力を強化する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

"ほとんど貢献していない"と回答した項目についてその理由をお聞かせください。

4.3 上記の 4 つの成果以外にプロジェクト目標の達成状況に影響を与えると考えられる要因(プラス・マイナス)は何ですか。できるだけ具体的に記述してください。

**5. 効率性**

**5.1 実施プロセスについて**

5.1.1 貴機関では、プロジェクト全体のモニタリングはどのように行われていますか。

- (1)モニタリングの責任者: TRAN NGOC THANH
- (2)モニタリングの頻度: 各々の活動に沿って毎月
- (3)モニタリング結果の報告先: SPCの指導部と国際協力局長
- (4)モニタリングの結果は事業の改善等に活かされましたか。  
 a. はい  b. いいえ

aと回答された場合、具体的に改善された内容についてお教えください。

→マッチしなかったアプローチ方法を変更する。

プロジェクトから得た結果は、経験、情報であり、それらを SPC の指導部報告し、法適用、裁判実務の研修など迅速な措置を講じる。

5.1.2 貴機関では、プロジェクトの活動計画策定や運営管理に関する意思決定はどのように行われていますか。

(1) 活動内容に関する事項:

SPC、バイロット地区裁判所のニーズと情報を国際協力局長が集約し、プロジェクト事務局に提出し、コンセンサスを得てから、実施向のために、SPC 指導部に提出する。

(2) 運営管理(組織体制)に関する事項:

SPC 副長官はプロジェクト活動を管理し、国際協力局長がプロジェクト活動を調整し、国際協力局専門官が、プロジェクト活動をモニタリング、実施する。

(3) 資金計画に関する事項:

国際協力局専門官はプロジェクト事務局と連携して、プロジェクト事務局の提示した定額に基づいて資金計画を立案し、プロジェクトリーダー及び国際協力局長が承認する。

5.1.3 日本人専門家(長期・短期)とカウンタートととのコミュニケーションは適切に行われていますか。

a. 適切である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、改善が必要とされる事項について具体的にお教えください。

5.1.4 外部条件は「司法省 (MOJ)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP)、その他の関係機関との間で効率的なコミュニケーションと調整が確保される」と設定されていますが、本プロジェクトの計画、実施、モニタリングにあたり、ベトナム側協力機関の間の調整は行われていますか?

a. 行われている  b. 行われていない

a.と回答された場合、本プロジェクトに係る機関の間での調整、定期的なコミュニケーションの内容と方法について、具体的に説明してください。

調整関係は PDM によるものであり、定期的な活動報告で意見を交換する

(追加コメント)

計画を MOJ に通知する。電話でのコミュニケーションは採っているが、会合などは想定されていない。プロジェクト事務局を介して、プロジェクト計画に沿って、各機関が活動を調整しているということ

である。

5.1.5 ベトナム国内での技術移転の方法として、ワーキングセッション、ワークショップ、セミナー、コメントなどが用いられています。このような技術移転の方法は法・司法制度改革・整備にあたり適切ですか、改善の余地がありますか?

a. 適正である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えください。

5.1.6 プロジェクト実施中のモニタリング、問題への対応、現場とのコミュニケーションなどに関し、JICA 本部とベトナム事務所の連携は円滑に行われていると考えますか?

a. 円滑に行われている。  b. 改善の余地がある。

b.と回答の場合、どのような課題と改善の余地があるでしょうか?

5.2 成果の達成度からみた投入の適切性

達成された(あるいは今後達成される見通しの)成果から見て、投入の質、量、タイミングは適切ですか? それぞれの投入について、不適切と思われるものがあつた場合、該当する項目にチェックしてください。(複数回答可)

(1) 専門家派遣(日本側)に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 派遣人数  b. 専門分野  
 c. 派遣時期  d. その他

理由

(2) 日本側からの機材供与(賞与によるものも含む)に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 機材の種類  b. 量  c. 品質  
 d. 設置時期  e. その他

理由

(追加コメント)  
 量が少なく、手続きが遅い。

(3) カウンターパートの本邦研修に関して不適切と思われる投入があった場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

<input type="checkbox"/>	a. 研修員の人数	<input type="checkbox"/>	b. 研修員の専門分野	<input type="checkbox"/>	c. 対象者の選定
<input type="checkbox"/>	d. 研修実施時期	<input type="checkbox"/>	e. 研修期間	<input type="checkbox"/>	f. 研修内容
<input type="checkbox"/>	g. 資料の翻訳	<input type="checkbox"/>	h. 通訳	<input type="checkbox"/>	h. その他

理由

(追加コメント)

人数については、10人ではなく15人の受け入れを希望するが、研修期間については2週間は短いと考えるもの、個人的には適当と考えている。以前は1カ月に亘っていたが、これは長すぎる。

(4) カウンターパートの配置に関して不適切と思われる投入があった場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

<input type="checkbox"/>	a. 人数	<input type="checkbox"/>	b. 専門分野
<input type="checkbox"/>	c. 配置の時期	<input type="checkbox"/>	d. その他

理由

(5) ワーキンググループに関して不適切と思われる投入があった場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

<input type="checkbox"/>	a. 人数	<input type="checkbox"/>	b. メンバーの専門分野
<input type="checkbox"/>	c. 会合の頻度	<input type="checkbox"/>	d. メンバーの構成
<input type="checkbox"/>	e. メンバーの能力	<input type="checkbox"/>	f. その他

理由

(6) ワークショップ、ワーキングセッション、セミナーの実施に関して不適切と思われる投入があった

場合は該当項目にチェックし、そのプログラム名とその理由を記述してください。

<input type="checkbox"/>	a. 参加者数	<input type="checkbox"/>	b. 参加者の専門分野	<input type="checkbox"/>	c. 参加者の能力
<input type="checkbox"/>	d. 参加者の構成(出身機関の組み合わせ)	<input type="checkbox"/>	e. 開催頻度	<input type="checkbox"/>	f. 講師
<input type="checkbox"/>	f. 開催時期	<input type="checkbox"/>	g. 開催期間	<input type="checkbox"/>	g. 資料の翻訳
<input type="checkbox"/>	i. 内容	<input type="checkbox"/>	j. 通訳	<input type="checkbox"/>	h. その他

プログラム名(ワークショップ名など)とその理由

### 5.3 プロジェクト活動費

貴機関の本プロジェクトに関するプロジェクト活動費の金額を以下の表に記載してください。

単位: VND

主な支出項目	2007年(実績)	2008年(実績)	2009年(予算)
合計			

(追加コメント)

・裁判所にはプロジェクト活動費として対応する予算は計上していない。SPC全体の活動の中で行っている。プロジェクト活動費として手当てする場合は両国間の合意が必要である。MM では「検討する」として曖昧にしており、金額が明示されているわけではない。  
 ・裁判所では、ワークショップの講師の派遣費用で、プロジェクト側で負担しなかった部分などを負担している。このような形でSPCが負担することはよくあることで、JICAプロジェクトではないが、EUのプロジェクトでは講師派遣に関する金額が大きい。

### 5.4 活動の状況

プロジェクトの成果を達成するための活動(セミナー、ワークショップ、サベーパー、ワーキンググループなど)についてどうお考えですか。

<input type="checkbox"/>	a. 効率的に運用・活用されている
<input type="checkbox"/>	b. 運用・活用されているが効率的とはいえない

- c. 十分に運用・活用されていない  
 b. あるいは c. と回答された場合、何が(ワークショップ、セミナーなど)、どのような点で効果的でないのか、あるいは十分に運用活用されていないのか、具体的に教えてください。

その問題解決のために取り得る対応策としては、何があるでしょうか？ 具体的に教えてください。

**5.5 投入、活動の貢献度**  
 投入によって実施された活動は各成果(アウトプット)の達成に貢献していますか？

成果	成果の内容	非常に貢献している	貢献している	ほとんど貢献していない	現状では不明
成果 1	パイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力が改善され、パイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 2	成果 1 の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及び第一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び(あるいは)指導、支援に関する制度的能力が向上する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 3	必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行実務の改善に役立つ法規範文書(LNDS)が策定される。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 4	成果 1、2 及び 3 の活動により得られた教訓や考え方に基づき、法曹養成に必要な制度的能力を強化する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

“ほとんど貢献していない”と回答した項目について、活動がアウトプットの達成に結びついていない理由(投入の成果への結びつきを阻害する要因)についてできるだけ具体的に説明してください。

**6. インパクト**

**6.1 上位目標について**

プロジェクトの終了後 3 年から 5 年の間に“ベトナム全土で、裁判が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる。”という上位目標の達成の見込みはありますか。以下の選択肢の中から該当するものを選び、対応する番号を選択肢の下のボックスに記入してください。

- 1.: 上位目標の達成は非常に難しいと見込まれる。(達成する可能性は 20%未満)  
 2.: 上位目標の達成はやや難しいと見込まれる(達成する可能性は 20%から 40%未満)。

3. どちらともいえない(達成する可能性は 40%から 60%未満)  
 4. 上位目標の達成はある程度達成されると見込まれる(達成する可能性は 60%から 80%未満)。  
 5. 上位目標の達成はほぼ達成されると見込まれる(達成する可能性は 80%から 100%)。  
 0.: 現段階では判断できない。

選択肢のうち 1、2 或いは 3 を選択された場合、その理由をお教えてください。

6.2 達成の見込みがある場合、それはプロジェクト目標達成の結果もたらされるものだと考えられますか。

- a. プロジェクト目標達成の結果である  b. プロジェクト目標達成の結果ではない  
 c. どちらともいえない

b と c とお答えの場合は、その理由をお教えてください。

6.3 上位目標の達成に影響を及ぼす要因はありますか。それは何ですか。具体的に記述してください。

6.4 予期しなかったプロジェクトのプラスおよびマイナスの影響はありますか。将来的どのような影響が見込まれますか。ベトナムにおける政治、経済、社会、文化、技術、環境、ジェンダー等への影響について、具体的に記述してください。

**7. 自立発展性**

7.1 本プロジェクトでは、パイロット地区における判決実務等に関する能力改善に関する経験の蓄積及びその蓄積された経験を中央が吸収、分析して活用し、中央における実務支援の体制を改善することに より、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力を改善するというアプローチが採られています。本プロジェクトにより改善が期待される地方組織に対する指導、助言および支援能力は、プロジェクト終了後も維持され、さらに向上すると考えますか？ その見込みは低いと考えますか？ 下記の選択肢から選び、対応する番号を下下のボックスに記入してください。

1. 能力が維持される見込みは低い(見込みは20%未満である)。
2. 能力が維持される見込みはある程度低い(20%から40%未満である)。
3. どちらでもない(維持される見込みは40%から60%未満である)
4. 能力が維持される見込みはある程度高いが、さらなる向上は難しい(維持される見込みは60%から80%未満である)
5. 能力が維持され、さらに向上すると考える。(維持される見込みは80%以上から100%である)

0: 現段階では判断できない。

その理由をお教えください。

プロジェクトはベトナムの裁判官、職員の自らによる活動実施、法規定改善、事件に対するアプローチ方法及び処理方法の修正のために支援しているため、プロジェクト終了後もその結果維持は保障される。

7.2 プロジェクトの効果の持続性に影響を及ぼす要因はありますか。具体的に記述してください。

世界の専門家の支援はベトナム専門家に対する活動支援の寄与に限られ、その代替するものではないので、外国専門家の経験、技術を吸収することは、ベトナム専門家の諸活動の影響および持続性の維持を継続することの一助となる。

提出頂きたい資料

機関名	ご提出をお願いしたい資料名
最高人民裁判所(SPC)	(1)プロジェクトのモニタリングレポート (monitoring report prepared by counterparts) (2) 地方組織への指導、助言及び支援用のために作成された資料リスト (追加コメント) (1)については依頼中、(2)については、Q&A があるのみである。 また、上位目標をはかる指標となる統計資料は、後日提供を受ける予定。

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

「法・司法制度改革支撐プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票

2009 年 5 月 2 日

2009 年 5 月 13 日から 27 日の中間レビュー調査 調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせていただきます。JICA では、中間レビューを、JICA の事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点でプロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に応じ計画の見直しを行っています。

JICA の評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM (Project Design Matrix: プロジェクトの計画概要) を使って「評価 5 項目」の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェクトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5 つの視点 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性) から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現・阻害要因を分析することを目的にレビューを行っています。(PDM と評価 5 項目の関係は別添 1 参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ―パート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトの PDM (別添 2) をご確認願います。各ご担当専門分野以外のこともお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならず JICA 事業の改革のために貴重なご意見となりますので、怠惰の無いご意見を頂きますと幸いです。また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きました統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、現地訪問時に質問票について書面でのご回答を頂ければと存じます。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメールアドレスにご返信頂きますようお願い申し上げます。

[mochida@opmac.co.jp](mailto:mochida@opmac.co.jp)

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団  
評価分析担当コンサルタント  
持田智男

質問票記入上の留意点:

記述回答を求めている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいたします。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に關する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

回答者 (記入日: 2009 年 5 月 日)

氏名:

所属機関: パクニン省省級人民檢察院

役職:

本プロジェクトとの関係 (例: C/P など):

連絡先: TEL: E-mail:

FAX:

1. 実績

1.1 パクニン省において、裁判官及び/又は弁護士との共同活動を行ったことがありますか?

a. ある  b. ない

a. とお答えの場合は、内容をご説明ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画 (実施の意義に関するご意見を含めて。) をご説明ください。

2008 年 12 月 8 日 3 者があつまった、タイトルは、第 1 審刑事事件に於ける檢察官の弁論の質の強化

1.2 パクニン省において、裁判官及び/又は弁護士と共同して行う模擬裁判について今後の計画 (実施の意義に関するご意見を含めて。) をご説明ください。

まだ、今後も計画の予定無し。

1.3 パクニン省において、コンポーネント 1 の活動のモニタリングに関する報告書を作成したことがありますか?

a. ある  b. ない

a. とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

計画無し

1.4 証拠収集、立証活動、訴追及び公判手続における実務的問題について、その解決策を共通認識を見出すためのワークショップを、バクニン省において開催したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容を説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

BN 省裁判所の代表、そのほか BN 省檢察院の県級、省級の指導部が参加し、証拠・証明に関するセミナーを開催

1.5 1.4 のワークショップの前後を比較して、実務的問題及び解決策に関する理解が進みましたか？

a.進んだ  b.進まなかった

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

よくなった。経験と知識を学べたし、起訴、裁判が円滑かつ正確に行われ、犯罪人の処分が適法かつ、全ての国民のための自由民主的権利を保障することになってきました。

1.6 1.4 のワークショップの前後を比較して、実務的問題の処理が改善されましたか？

a.改善された  b.改善されなかった

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

知識が高められた。

1.7 起訴状、告訴状作成ワークショップを開催したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容を説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

起訴状、報告書が良くなった(送付済み)

1.8 1.7 のワークショップの前後を比較して、実務的問題に関する理解が進みましたか？

a.進んだ  b.進まなかった

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

一連のセミナーのち、優秀檢察官のコンテストを行ったので、明らかに進歩した。

1.9 1.7 のワークショップの前後を比較して、実務的問題の処理が改善されましたか？

a.改善された  b.改善されなかった

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

(1.8 に同じ)

1.10 バクニン省における相互調整、相互協力に関して、裁判所、弁護士及び司法補助機関との合同ワークショップを開催したことがありますか？

a. あり  b. ない

a. とお答えの場合は、時期及び内容を説明ください。  
b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

すべてのWS、セミナー、弁護士、裁判所、捜査機関が参加し、報告することになっている。

**2. 実施プロセス**

2.1 裁判官及び/又は弁護士との共同活動に関して、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
非常に重点的で法曹者の活動と関連がある。	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
日本に於ける刑事公判廷に直接参加	もっと予算を増やして欲しい。

2.2 裁判官及び/又は弁護士と共同した模擬裁判に関して、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

能力のある検察官と弁護士が参加する公判を開く。	それを行う予算をください。
-------------------------	---------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.3 コンポーネント 1 の活動のモニタリング及び報告書の作成に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
パイロットエリアへの投資は司法改革にマッチしている。	バクニンのあと、山間地などほかの地域にもパイロットエリアとして継続して欲しい。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
BN省と同じように他の地方にも同じようにして欲しい。	左と同様

2.4 証拠収集、立証活動、訴追及び公判手続における実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップに関して、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後これに関連する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化

コスト(予算)はある程度セミナーのニーズに応えた。専門家の経験は豊かである。	現場のためにもっと時間を設けて欲しい。(実際にもっと時間を！)
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
日本法に関する資料と経費	ベトナムの刑事事件の実態調査を強化して欲しい。

2.5 起訴状、告訴状作成ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのよう  
に活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を  
挙げて説明してください。  
今後これに関連する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの  
支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容 機材の供与と関係資料の供与	日本側のインプットの活用による変化 もっと欲しい
日本側に期待するインプットの内容 さらに上記のインプットのようなものをして欲しい)	日本側からのインプットにより期待する変化 AV設備の供与をお願いします。

2.6 バクニン省における相互調整、相互協力に関する、裁判所、弁護士及び司法補助機関との合  
同ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのよう  
に活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してくださ  
い。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援により  
どのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容 検察院、裁判所のワークショップに対するインプット	日本側のインプットの活用による変化 検察、裁判所、弁護士のワークショップに対するインプット
日本側に期待するインプット	日本側からのインプットにより期待する変化

内容	JICA 専門家と法曹3者が参加するセミナー、裁判傍聴 そのための予算をください
----	---------------------------------------------

2.7 プロジェクトが供与したパーソナル・コンピュータ及びプロジェクトの使用状況を記入してくださ  
い。

PCはよく使われ、質も高く、セミナー、WSのために効率よく貢献している。
--------------------------------------

### 3. 効率性

#### 3.1 成果の達成状況

成果はプロジェクト目標を達成するために、プロジェクトの活動によって達成される中間目標です。成果  
の達成度を測るために、本プロジェクトでは幾つかの指標が設定されています。以下は成果 1 に関連す  
る指標の中で、現段階の進捗状況を確認できると思われる指標を PDM から抜粋しています。これらの  
指標で表されている目標水準はすでに達成されている目標水準が達成された状況で 100%とし、現段階の進捗状況を以  
下で 5 段階で評価してください。そして、対応する番号を選択肢の下のボックスに記入してください。

##### 3.1.1 成果 1 に関連する指標

成果 1: バイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判業務の能力が改善さ  
れ、バイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。

(1) 裁判長の手続きや処理が迅速かつ効率的に行われる。(Procedural actions and dispositions by  
presiding judges are quick and efficient)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔たりがある(20%以下の達成率と思われる)。
- 2: 指標で表されている水準からある程度隔たりがある(40%以下の達成率と思われる)。
- 3: どちらともいえない。(40%から 59%の達成率と思われる)。
- 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から 79%の達成率と思われる)。
- 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から 100%の達成率と思われる)。

0: 現段階では判断できない。

(2) 裁判官による専門が正確且つ効率的に行われる。(Questioning by judges are accurate and efficient)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔りがある(20%以下の達成率と思われる)。
  - 2: 指標で表されている水準からある程度隔りがある(40%以下の達成率と思われる)。
  - 3: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
  - 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
  - 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。
- 0: 現段階では判断できない。

(3) 事実認定が合理的に行われ論理的、納得のいくものとなる。(Fact findings are streamlined, logical and convincing)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔りがある(20%以下の達成率と思われる)。
  - 2: 指標で表されている水準からある程度隔りがある(40%以下の達成率と思われる)。
  - 3: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
  - 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
  - 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。
- 0: 現段階では判断できない。

(4) 法の適用が正確、論理的、かつ透明である。(Application of law is precise, logical and transparent)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔りがある(20%以下の達成率と思われる)。
  - 2: 指標で表されている水準からある程度隔りがある(40%以下の達成率と思われる)。
  - 3: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
  - 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
  - 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。
- 0: 現段階では判断できない。

(5) 判決、決定が適切な法的三段論法に則り、明確且つ納得のいく方法で記載される。(Judgments and decisions are written in a clear and convincing manner using an appropriate legal syllogism)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔りがある(20%以下の達成率と思われる)。
- 2: 指標で表されている水準からある程度隔りがある(40%以下の達成率と思われる)。

- 3: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
  - 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
  - 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。
- 0: 現段階では判断できない。

(6) 判決、決定内容を巡り解釈が分れない。(Judgments and decisions do not allow multiple interpretations)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔りがある(20%以下の達成率と思われる)。
  - 2: 指標で表されている水準からある程度隔りがある(40%以下の達成率と思われる)。
  - 3: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
  - 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
  - 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。
- 0: 現段階では判断できない。

(7) 検察官の立証活動が十分でかつポイントを得ている。(Prosecutors' proving activities are sufficient and to the point)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔りがある(20%以下の達成率と思われる)。
  - 2: 指標で表されている水準からある程度隔りがある(40%以下の達成率と思われる)。
  - 3: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
  - 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
  - 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。
- 0: 現段階では判断できない。

(8) 起訴状がうまく整理され、明確である。(Indictments are well-streamlined and clear)

- 1: 指標で表されている水準から大きな隔りがある(20%以下の達成率と思われる)。
  - 2: 指標で表されている水準からある程度隔りがある(40%以下の達成率と思われる)。
  - 3: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
  - 4: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
  - 5: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。
- 0: 現段階では判断できない。

(9) 檢察官の尋問が明確で効率的である。(Procurators' questionings are clear and efficient)

- 1.: 指標で表されている水準から大きな隔たりがある(20%以下の達成率と思われる)。
- 2.: 指標で表されている水準からある程度隔たりがある(40%以下の達成率と思われる)。
- 3.: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
- 4.: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
- 5.: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。

0.: 現段階では判断できない

(10) 檢察官の弁論が明確、論理的かつ納得的かつ納得のいくものである。(Procurators' arguments are clear, logical and convincing)

- 1.: 指標で表されている水準から大きな隔たりがある(20%以下の達成率と思われる)。
- 2.: 指標で表されている水準からある程度隔たりがある(40%以下の達成率と思われる)。
- 3.: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
- 4.: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
- 5.: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。

0.: 現段階では判断できない

(11) 日常的な諸手続に関する裁判所、檢察院間の調整方法が確立する。(Arrangements between the court and the procuracy as to routine and miscellaneous procedural matters are established)

- 1.: 指標で表されている水準から大きな隔たりがある(20%以下の達成率と思われる)。
- 2.: 指標で表されている水準からある程度隔たりがある(40%以下の達成率と思われる)。
- 3.: どちらともいえない。(40%から59%の達成率と思われる)。
- 4.: 指標で表されている水準にある程度達成している(60%から79%の達成率と思われる)。
- 5.: 指標で表されている水準をほぼ達成している(80%から100%の達成率と思われる)。

0.: 現段階では判断できない

**提出頂きたい資料**

機関名	ご提出をお願いしたい資料名
バクニン省級人民檢察院	(1)2007、2008 年のバクニン省の檢察統計 (Procuracy statistics) (2)プロジェクトのモニタリングレポート (monitoring report prepared by counterparts)

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

### 「法・司法制度改革支援プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票

2009年5月2日

2009年5月13日から27日の中間レビュー調査 調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせて頂きます。JICAでは、中間レビューを、JICAの事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点でプロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に応じ計画の見直しを行っています。

JICAの評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM(Project Design Matrix: プロジェクトの計画概要)を使って「評価 5 項目」の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェクトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5つの視点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現、阻害要因を分析すること、を目的にレビューを行っています。(PDMと評価5項目の関係は別添 1 参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ―パート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトのPDM(別添 2)をご確認願います。各ご担当専門分野以外のごこともお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならず、JICA 事業の改革のために貴重なご意見となり、ご意見の無いご意見を頂戴いたします。また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きました統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、現地訪問時に質問票について書面でのご回答を頂ければと存じますが、詳細につきましては、評価分析担当者が訪問させて頂いた際に口頭でご説明いただいても結構です。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメールアドレスにご返送頂きますようお願い申し上げます。

[mochida@opmac.co.jp](mailto:mochida@opmac.co.jp)

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団  
評価分析担当コンサルタント  
持田智男

#### 質問票記入上の留意点:

記述回答を求められている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいたします。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に関する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

回答者

氏名: Vu Moc

(記入日: 2009年5月8日)

所属機関: 最高人民検察院(SPP)  
役職:

本プロジェクトとの関係(例: C/P など):

連絡先: TEL:

FAX:

E-mail:

会議の冒頭で、Mr. Moc より 2007 年から 2008 年の活動に関する総括的な報告を受ける。要旨は以下の通り。

- 本プロジェクトでは JICA の新しい試みの中で地方の検察院支援を行っている。
- 2007 年に SPP の Mr. Moc、JICA 長期専門家、バクニン省検察院が協力の下、8 人からなるワーキンググループが設立され、検事正が WG の委員長を務めている。
- 2007 年～2008 年は、バクニン省検察院、公訴院の強化を目指し、計画の作成を行い、ワークショップやセミナーを実施してきた。2007 年に実施した 3 回のセミナーでは、刑事事件の証拠・証明、起訴状、論告書き、刑事事件の書類の作成を扱った。2008 年のセミナーでは公訴権行使、控訴審監督審での公訴権監督、2003 年刑訴法に基づくセミナーとして公訴権行使の際に生じる問題を扱った。
- プロジェクト事務局と活動計画に関して協議しているが、プロジェクトを高く評価している。バクニ地域での選定、計画に照らし活動の円滑な進捗、質的にも良好な点、省級だけでなく県級も参加し意見・経験を交換していることが挙げられる。
- SPP では監督班を設立しているが、Nga 副長官が SPP の責任者であり、実施は Moc 氏、会計は Hoa 氏が担当している。また検察理論研究所職員も支援を行うことが可能である。
- SPP の 2007 年度セミナーでは、検察官マニュアル、公訴権行使の機能強化、犯罪学センターを扱った。検察官マニュアルの第 2 巻は 2007～2008 年から編纂、2009 年に終了し、2010 年 6 月に印刷、2010 年末～2011 年初に果レベルまで検察官 1 人あたり 1 冊を配布する予定。検察官マニュアル第 1 巻は 8000 冊印刷配布した。第 1 巻の改正は開始していないが、2009 年上半期でもまだ改正に至っていない。2010 年に入って、第 1 巻の改正を行う予定である。国令などとの改正と併行してマニュアルの改正を考えている。
- SPP 犯罪学センターの設立支援に関しては、DANIDA のプロジェクトと組み合わせ検察理論研究所が犯罪学研究センターの F/S を行い、海外にも調査団を派遣している(本邦研修はこの一環として位置づけられていると考えられる)。犯罪学研究センターは現在も規模は大きくないが存在しており、2010 年度以降、全国レベルの犯罪学研究センターになることが計画されている。2004 年検察組織法では、犯罪学研究は SPP が主管する分野として位置づけられており、今後犯罪学研究センターが検察理論研究所から分離し、検察職員研修センターと合併して検察学院となるという計画がある。
- 日本では毎年犯罪学白書を発行している。犯罪学研究センターからも同種のものも発行できればよいと考えている。
- 刑事訴訟法に関しては 6 回のセミナーを実施してきた。検察組織、活動方法の改革は刑訴改正も視野に入れられている。日本も職権主義から当事者主義に変わっており、今回の改正も念頭に、人民検察院組織法(2010 年以降に成立予定)、検察官に関する国会令(2009 年末～2010 年初に国会の常務委員会により成立する予定)に関するセミナーを 3 回実施してきた。刑訴改正は 2011 年以降に成立予定である。改正には憲法の改正が必要であるが、2011 年まで憲法は改正されない予定である。
- MOC 氏自身と長期専門家とのコミュニケーションは非常に良い。

## 1. 実績

1.1 バクニン省において、裁判官及び／又は弁護士との共同活動を行ったことがありますか？

a. ある  b. ない

a. とお答えの場合は、内容をご説明ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義に関するご意見を含めて。)をご説明ください。

(追加コメント)

セミナーとワークショップ(捜査機関の参加も含まれる)。毎週、毎月、お互いの問題が提示されている。共同作業は行っていないが共同協議はある。

1.2 バクニン省において、裁判官及び／又は弁護士と共同して実施する模擬裁判について、今後の計画(実施の意義に関するご意見を含めて。)をご説明ください。

検察官の経験について裁判官と弁護士が一緒に会議した。

(追加コメント)

模擬裁判は、バクニン省で何回も実施していると理解している。検察官が自主性をもって尋問を行うモデルとなる模擬裁判となると思う。セミナー形式で意義は高いと考え、模擬裁判が多ければ良いと考える。県レベルの検察院も懲役 15 年までの犯罪を扱えるため、県レベルの検察官の技能を高めたい。

1.3 バクニン省において、コンポーネント1の活動のモニタリングに関する報告書を作成したことがありますか？

a. ある  b. ない

a. とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義に関するご意見を含めて。)をご説明ください。

BN 省に回答させた方がよい。

(追加コメント)

モニタリング報告書があるため提出する(受領済み)。なお、年次計画はBN省レベルとSPPレベル

で2種類を作成している。

1.4 証拠収集、立証活動、訴追及び公判手続における実務的問題について、その解決策を検察官相互で共通認識し見出すためのワークショップを、バクニン省において開催したことがありますか？

a. はい  b. いいえ

a. とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義に関するご意見を含めて。)をご説明ください。

1.5 1.3 のワークショップの前後を比較して、実務的問題及び解決策に関する理解が進み、実務的問題の処理が改善されましたか？

a. はい  b. いいえ

a. とお答えの場合は、内容をご説明ください。

(追加コメント)

検察官が明確な結果を得たことについて(知識、経験の取得など)、意見交換を通じて感じている。

1.6 起訴状、告訴状作成ワークショップを開催したことがありますか？

a. ある  b. ない

a. とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義に関するご意見を含めて。)をご説明ください。

1.7 1.6のワークショップの前後を比較して、実務的問題に関する理解が進みましたか？

a.進んだ  b.進まなかった

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

1.7 1.6のワークショップの前後を比較して、実務的問題に関する理解が進みましたか？

a.進んだ  b.進まなかった

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

1.8 パクニン省における相互調整、相互協力に関して、裁判所、弁護士及び司法補助機関との合同ワークショップを開催したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1.8 パクニン省における相互調整、相互協力に関して、裁判所、弁護士及び司法補助機関との合同ワークショップを開催したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

(追加コメント)

(共同活動を主催することについて)主催者が多くなると運営が複雑になり難しくなる。共同主催方式では、共通のテーマが見つからないと考える。一度に全ての機関を満足させなければならぬ。このような意味での共同活動は計画に入れておらず、これまでのやり方(1 機関が主催するワークショップに他の機関を招く形態の共同活動)でよいのではないかと思う。SPP 関係機関では、刑事訴訟に関する事項などについてテーマがあるが、SPP が主催して共通セミナーを開催できる。

1.9 最高人民裁判所等の他機関と合同で、コンポーネント1のモニタリングや蓄積された情報の他地域への提供を行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。 裁判官評議会の決議

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明

明ください。

(追加コメント)

SPPの裁判に関する議決(裁判官評議会の決議と考えられる)はSPPから提供されている。

1.10 最高人民裁判所等の他機関と合同で、実務における判例活用にかかる理解を促進するセミナーについて今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

まだ。

1.11 最高人民検察院において、コンポーネント1により達成された結果を評価し、その結果を地方検察官の能力向上、強化のために利用する提言について、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

知識を広げるためのセミナーを開催する。

検察官マニュアルを印刷し、県レベルまで配布する。

1.12 最高人民検察院のアドバイズ機能及びフィードバック機能の実務的問題について、その解決策を検察官相互で共通認識し見出すためのワークショップを行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。

b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

(追加コメント)

フィードバックのツールとして、SPP 長官の指示、地方検察官からの意見伺いに対する SPP の回答、月刊雑誌「検察」、週間の新聞などがある。

1.13 最高人民検察院のアドバイズ機能及びフィードバック機能の改善に関する「青写真(詳細な計画)」について、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

常)に業務指導を行う。

1.14 「検察官マニュアル」(捜査及び第一審)の修正/「検察官マニュアル」(控訴審、監督審、再審及び刑事判決の執行手続の監督)の起草、校正及び編集の進捗と今後の予定をお聞かせください。

決められた計画に基づく。

1.15 「検察官マニュアル」の普及のためのセミナーを実施したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

(追加コメント)  
第1巻普及のためのセミナーは実施していない。第2巻作成のためのセミナーを実施している。

1.16 犯罪学センター設立の予備研究のための本邦ワークショップと必要な文書の作成を行いましたか？

a.した  b.していない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書及び作成した文書のコピーを本回答とともに、ご提出ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1.17 最高人民裁判所等の他機関と合同で、「一貫性のある法律起案」に関するセミナー、ワークショップについて、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

各分野に関する全ての法規文書は、会議セミナーなどを介し、各分野からのコメントを聞き、統一的な施行を保障する。

1.18 最高人民検察院の組織・機能のモデルに関するセミナーを行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

1.19 人民検察院法の仮草案に関するセミナー及びワークショップを行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

・ 検察官に関する国会令  
・ 改正検察院組織法  
(追加コメント)  
ハイフオンで実施している。これはドラフト組織法改正に向けた検討ワークショップである。

1.20 改正刑事訴訟法の仮草案に関するセミナー及びワークショップを行ったことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、内容をご説明ください。

b.と答える場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義)についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

- ・ 問題を発見する
- ・ 改正のための申し出をする。

## 2. 実施プロセス

2.1 バクニン省における、裁判官及び／又は弁護士との共同活動に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪学</li> <li>・ 刑法</li> <li>・ 検察官に関する国会令</li> <li>・ 検察組織法の改正法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪学の知識が広がった</li> <li>・ 犯罪学に関する白書</li> <li>・ 弁論、略式起訴、書面審理、</li> <li>・ 検察官の任命と期間</li> <li>・ 検察院の組織機構のモデル</li> </ul>
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
(追加コメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁論、略式裁判、書面審理</li> <li>・ 検察官の任命と期間</li> <li>・ 検察院の組織機構のモデル</li> </ul>

日本側に期待するインプットの内容に関して、刑事訴訟法、犯罪学研究、検罪研究、検察官の任命・任期、育成に関する部分が増えられる。

訴訟モデルについてどのようなモデルを使うか迷っている。世界各国から訴訟モデルを検討し、独自のモデル、すなわちベトナムの環境にマッチしたものを考えたい。検察院組織の改革では、3 階級から 4 階級への変更とこれに伴って機能がどのように変わるか？その中での検察権、公訴権、捜査権の関係は？そして検察官の勤務体制についても迷っている(現在任期制を採っている)ので改善する余地があると考えている。公訴権行使に関する技術、また当事者主義、職権主義をミックスする

と、検察官の認識を抜本的に改める必要がある。

2.2 バクニン省における裁判官及び／又は弁護士と共同した模擬裁判に関し今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
BN省が回答した方がよい	検察官の弁論能力を高める

2.3 バクニン省における、コンポーネント1の活動のモニタリング及び報告書の作成に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁論能力が良くなった。</li> <li>・ 尋問において検察官はより自主的になった。</li> </ul>

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.4 証拠収集、立証活動、証言及び公判手続における実務的問題について、その解決策を検察官相互に共通認識し見出すためのバクニン省におけるワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後これに関連する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援

によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

(追加コメント)以下 2.4～2.6 はバクニン省が回答したほうがよいため記載していません。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.5 バクニン省における起訴状、告訴状作成ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後これに関連する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.6 バクニン省における相互調整、相互協力に関する、裁判所、弁護士及び司法補助機関との合同

ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.7 最高人民裁判所等の他機関と合同で行うコンポーネント1のモニタリングや蓄積され情報の他地域への提供に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化 セミナー、ワークショップの場で日本の経験を常に伝達すること。
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

(追加コメント)  
日本側に期待するインプットの内容として、セミナーの開催を引きつづき実施することが挙げられる。意見交換を常に行い、共通認識を持ってきた。SPP、SPC の指導文書の中に反映させて、下部機関に伝える。現在は職権主義が強いが、SPP の指導部は実習的に専門を行うことと公判廷での弁論も積極的に行っている(SPP の指導部の指導の方向性を説明したものと理解される)。

2.8 最高人民裁判所等の他機関と合同で行う、実務における判例活用にかかる理解を促進するセミナーに關し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
	刑事訴訟法に対する支援の継続

(追加コメント)  
判例は模範となる判決である。ベトナムでは現在、判例に従って裁判する義務はなく、裁判官が自分の事件を処理するために参照しているに過ぎない。「判例」は法律の規定と同様であり、拘束力を持つことから、司法改革の中で、判例の活用に向かって改革を続け、具体的事案における法律の解釈に適用する。

2.9 最高人民検察院において行う、コンポーネント1により達成された結果を評価し、その結果を地方の検察官の能力向上、強化のために利用する提言の作成に關し、日今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
	地方検察官が日本の弁論の経験を習得すること。

(追加コメント)  
日本側に期待するインプットの内容として、セミナー、印刷物、雑誌、検察官マニュアルが挙げられる。マニュアルの完成により技術力のアップにつながった。セミナーの場や雑誌に本邦研修結果などを掲載している。

2.10 最高人民検察院のアドバンス機能及びフィードバック機能の実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップに關し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>検察官育成の問題</li> <li>刑事訴訟に關する問題</li> </ul>

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
継続	

(追加コメント)  
上記の「継続」とは、これまでの支援の継続を意味している。

2.11 最高人民検察院のアドバンス機能及びフィードバック機能の改善に關する「青写真(詳細な計画)」に關し、今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
継続	

--	--

2.12 「検察官マニュアル」(捜査及び第一審)の修正及び「検察官マニュアル」(控訴審、監督審、再審及び刑事判決の執行手続の監督)の起草、校正及び編集に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか?インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
直接参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニュアルの要綱</li> <li>・ 内容</li> </ul>

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
継続	

2.13 「検察官マニュアル」の普及のためのセミナーに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか?インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
直接	内容

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

(追加コメント)  
上記「直接」とは、長期専門家が講演(発表)者として参加することや、本邦研修への(OPの)直接参加を意味している。

2.14 犯罪学センター設立の予備研究のための本邦ワークショップと必要な文書の作成に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか?インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪学センターの形態</li> <li>・ 研究の内容</li> </ul>

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
継続	

2.15 最高人民裁判所等の他機関と合同で、「一貫性のある法律起草案」に関するセミナー、ワークショップを今後行う場合、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
継続	

2.16 最高人民検察院の組織・機能のモデルに関するセミナーに関し、日本側のコメント、助言、提供參考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化しましたのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
継続	4 階級のモデル
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
継続	

2.17 人民検察院法の仮草案に関するセミナー及びワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供參考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化しましたのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
継続	技能、業務
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
継続	

2.18 改正刑事訴訟法の仮草案に関するセミナー及びワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供參考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化しましたのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
継続	弁論 公訴

日本側に期待するインプットの内容

日本側からのインプットにより期待する変化

継続

### 3. 妥当性

3.1 協力対象としてあげられた法律あるいは対象として検討された法律がベトナム国の計画に沿ったものであったかを確認したいと考えます。本プロジェクトで協力の対象とした法律あるいは対象が検討された法律(改正刑事訴訟法、刑事判決執行法)について、国会での成立予定年月を記載してください。国会の立法計画にまだ折り込まれていない場合は、現時点で予想される成立予定年を記載してください。

法律	起草担当部局	成立予定年月
改正刑事訴訟法	最高人民検察院(SPP)	2011 年意見伺い(素案について国会で意見を言う)。 次の会期で成立させる。
人民検察院法	最高人民検察院(SPP)	次の会期

(追加コメント)

改正刑事訴訟法は 2011 年に成立させる予定であったが、未だ実施は不可能な状況。人民検察院法(検察院組織法)の成立は 2011 年以降である。国会ではまだ曖昧であり、立法計画も変更されるかもしれない。

3.2 事前評価時には、ベトナム国側で 2010 年を県級裁判所への権限委譲、検察院の機構変更等の制度改革目標の節目の年とされており、中央に降りました。県級裁判所、検察院の機構変更などの機構変更の内容ならびに主要変更点を記載してください。

2010 年以降	県レベルが第 1 審を管轄する 検察院が公訴院となる
----------	-------------------------------

3.3 本プロジェクトでは、パイロット地区における実務等に関する能力改善に関する経験の蓄積及びその蓄積された経験を中央が吸収、分析して活用し、中央における実務支援の体制を改善することにより、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力を改善するというアプローチが採られています。地方での経験を中央からの支援体制に反映させるアプローチは、ベトナムでの法・司法制度改革・整備にあり適切だと思いますか？

a. 適切である  b. 適切であるが改善の余地がある  c. 適切ではない  
上記を選択した理由をお教えください。

(追加コメント)

これまでは中央で主導してきたが、地方での経験などを蓄積して全国に波及していくというアプローチである。パイロット地域での良い成果を博やしていきたいと考える。

3.4 手段の適切性の検討にあたり、(1)複数の機関(司法省、裁判所、検察院、設立予定であった統一弁護士会)を包括的に協力機関として支援していること、(2)県級人民裁判所、県級人民検察院も対象としたことは適切と考えますか、不適切と考えますか？

(1)司法省、裁判所、検察院、設立予定であった統一弁護士会という複数の機関を包括的に協力機関としたこと

a. 適切である  b. 広すぎる  c. 狭すぎる

その理由(良い点、改善点など)をお教えください。

(2)県級人民裁判所、県級人民検察院も対象としたこと

a. 適切である  b. 広すぎる  c. 狭すぎる

その理由(良い点、改善点など)をお教えください。

3.5 手段の適切性について、パイロット地区(バクニン省)の選定は適切であったと考えますが、不適切であったと考えますか？

a. 適切であった  b. 適切でなかった  c. どちらともいえない

(1) その理由を“バクニン省が、他省でも必要とされる裁判実務等改善のために、共通の問題点の把握・抽出が行いやすい地区であったのか”との観点から記述してください。

(追加コメント)

バクニン省検察院は、大きな検察院ではなく、かといって小さくはない。デルタ地帯に位置するでもなく、山間地に属する省でもなく、平均的な省であり、パイロット地域としての選定は的確であった。(次は山間地を選択し、指導の向上に経験を累積することも一案との発言があったが、アクセス面のことも考えると、やや冗談というような意味を込めて先方は苦笑いをしていた)

(2)その理由を“ベトナム側、日本側双方の投入の制約されていた”ことを踏まえて記述してください。

3.6 本プロジェクトのターゲットグループ(裨益者)は司法省内担当部局、最高人民裁判所、最高人民検察院、バクニン省の省級人民裁判所及び県級人民裁判所、同省の省級人民検察院及び研究人民裁判所、国家司法学院と設定されています。ターゲットグループの対象(対象機関数の広がり)、規模(対象人数)は適切と考えますか？

(1)対象(対象機関数の広がり)

a. 適切である  b. 対象範囲が広すぎる  c. 対象範囲が狭すぎる

(2)規模(対象人数)

a. 適切である  b. 規模が大きすぎる  c. 規模が狭すぎる

3.7 検察実務に関して、日本が支援を行うことにより、ベトナム国はどのようなことを学んだ又は学べると考えますか？

#### 4. 有効性

4.1 プロジェクト目標について

プロジェクト目標は以下の通り設定されています：

パイロット地区であるバクニン省において、司法機関の業務及び法曹の能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、及び統一弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や統一弁護士連合会の実務を支援する体制を改善し、それらの地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。

プロジェクト目標はプロジェクト期間終了時(2011年3月末)までに達成することが期待されています。投入・アウトプットの実績、活動の状況に照らし合わせて、プロジェクト目標の達成の見込みはあると考えられますか。以下の選択肢の中から該当するものを選び、対応する番号を選択肢の下のボックスに入力してください。

- 1: プロジェクト目標の達成は非常に難しいと見込まれる。(達成する可能性は20%未満)
- 2: プロジェクト目標の達成はやや難しいと見込まれる(達成する可能性は20%から40%未満)。
- 3: どちらともいえない(達成する可能性は40%から60%未満)

4: プロジェクト目標の達成はある程度達成されると見込まれる(達成する可能性は 60%から 80%未満)。

5: プロジェクト目標の達成はほぼ達成されると見込まれる(達成する可能性は 80%から 100%)。

0: 現段階では判断できない。

1、2、あるいは3と回答された場合、その理由(達成の阻害となっている要因)についてお教えください。

4.2 それぞれの成果(アウトプット)が相互に関連していますが、4つの成果の中で、プロジェクト目標達成への貢献の程度はどのように考えられますか。

成果	成果の内容	非常に貢献している	貢献している	ほとんど貢献していない	現状では不明
成果 1	ハイロフト地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判業務の能力が改善され、ハイロフト地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 2	成果 1の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及び統一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び(あるいは)指導、支援に関する制度的能力が向上する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 3	必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行業務の改善に役立つ法規範文書(LINDs)が策定される。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 4	成果 1、2 及び 3 の活動により得られた教訓や考えに基づき、法曹養成に必要な制度的能力を強化する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

“ほとんど貢献していない”と回答した項目についてその理由をお聞かせください。

4.3 上記の4つの成果以外にプロジェクト目標の達成状況に影響を与えらるる要因(プラス・マイナス)は何ですか。できるだけ具体的に記述してください。

5. 効果性

5.1 実施プロセスについて

5.1.1 貴機関では、プロジェクトのモニタリングはどのように行われていますか。

- (1)モニタリングの責任者: SPP副長官1人、プロジェクトコーディネーター1人
- (2)モニタリングの頻度: 頻度は計画に沿って
- (3)モニタリング結果の報告先: バクニン省検察院、JICAプロジェクト事務所、SPP
- (4)モニタリングの結果は事業の改善等に活かされましたか。

a. はい  b. いいえ

aと回答された場合、具体的に改善された内容についてお教えください。

5.1.2 貴機関では、プロジェクトの活動計画策定や運営管理に関する意志決定はどのように行われていますか。

(1) 活動内容に関する事項:

計画に沿って実施する。

(追加コメント)

①検査分野の目標と任務に沿って行うこと②司法改革の考え方にマッチすることを前提にしていることから、プロジェクト活動はこの方向性にマッチしなければならぬ。活動は、SPP 長官が設定する年次計画に基づき、SPP の指導部が実施期間を承認し、プロジェクト事務所の承認を得て実施している。

(2)運営管理(組織体制)に関する事項:

決められた進捗に沿って管理する。

(3)資金計画に関する事項:

計画に基づく。

5.1.3 日本人専門家(長期・短期)とカウンターパートとのコミュニケーションは適切に行われていますか。

a. 適切である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、改善が必要とされる事項について具体的に教えてください。

5.1.4 外部条件は「司法省 (MOJ)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP)、その他の関係機関との間で効果的なコミュニケーションと調整が確保される」と設定されていますが、本プロジェクトの計画、実施、モニタリングにあたり、ベトナム側協力機関の調整は行われていますか？

a. 行われている  b. 行われていない

a.と回答された場合、本プロジェクトに係る機関の間での調整、定期的なコミュニケーションの内容と方法について、具体的に説明してください。

(追加コメント)

MOJに活動結果を報告している。  
当初は(ベトナム協力機関の調整の場)があったが、現在は必要に応じて会議をもっている。  
プロジェクト事務局を通じて活動の調整を行っている。

5.1.5 ベトナム国内での技術移転の方法として、ワーキングセッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、コメントなどが用いられています。このような技術移転の方法は法・司法制度改革・整備にあり適切ですか、改善の余地がありますか？

a. 適正である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えてください。

5.1.6 プロジェクト実施中のモニタリング、問題への対応、現場とのコミュニケーションなどに関し、JICA本部とベトナム事務所の連携は円滑に行われていると考えますか？

a. 円滑に行われている。  b. 改善の余地がある。

b.と回答の場合、どのような課題と改善の余地があるでしょうか？

## 5.2 成果の達成度から見た投入の適切性

達成された(あるいは今後達成される見通しの)成果から見て、投入の質、量、タイミングは適切ですか？ それぞれの投入について、不適切と思われるものがあつた場合、該当する項目にチェックしてください。(複数回答可)

(1) 専門家派遣(日本側)に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 派遣人数  b. 専門分野  
 c. 派遣時期  d. その他 \_\_\_\_\_

理由

(2) 日本側からの機材供与(賞与によるものも含む)に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 機材の種類  b. 量  c. 品質  
 d. 設置時期  e. その他 \_\_\_\_\_

理由

(3) カウンターパートの本邦研修に関して不適切と思われる投入があつた場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

a. 研修員の人数  b. 研修員の専門分野  c. 対象者の選定  
 d. 研修実施時期  e. 研修期間  f. 研修内容  
 g. 資料の翻訳  h. 通訳  h. その他 \_\_\_\_\_

理由

(4) カウンターパートの配置に関して不適切と思われる投入があった場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

<input type="checkbox"/>	a. 人数	<input type="checkbox"/>	b. 専門分野
<input type="checkbox"/>	c. 配置の時期	<input type="checkbox"/>	d. その他

理由

(5) ワーキンググループに関して不適切と思われる投入があった場合は該当項目にチェックし、理由を記述してください。

<input type="checkbox"/>	a. 人数	<input type="checkbox"/>	b. メンバーの専門分野
<input type="checkbox"/>	c. 会の頻度	<input type="checkbox"/>	d. メンバーの構成
<input type="checkbox"/>	e. メンバーの能力	<input type="checkbox"/>	f. その他

理由

(6) ワークショップ、ワーキングセッション、セミナー、トレーニングの実施に関して不適切と思われる投入があった場合は該当項目にチェックし、そのプログラム名とその理由を記述してください。

<input type="checkbox"/>	a. 参加者数	<input type="checkbox"/>	b. 参加者の専門分野	<input type="checkbox"/>	c. 参加者の能力
<input type="checkbox"/>	d. 参加者の構成 (出身機関の組み合わせ)	<input type="checkbox"/>	e. 開催頻度	<input type="checkbox"/>	f. 講師
<input type="checkbox"/>	f. 開催時期	<input type="checkbox"/>	g. 開催期間	<input type="checkbox"/>	h. 講師
<input type="checkbox"/>	i. 内容	<input type="checkbox"/>	j. 通訳	<input type="checkbox"/>	k. 資料の翻訳
<input type="checkbox"/>	l. その他				

プログラム名 (ワークショップ名など) とその理由

### 5.3 プロジェクト活動費

貴機関の本プロジェクトに関するプロジェクト活動費 (SPP負担ローカルコスト) の金額を以下の表に記載してください。

主な支出項目	単位: VND	
	2007 年 (実績)	2009 年 (予算)
合計		

(追加コメント)

### 5.4 活動の状況

プロジェクトの成果を達成するための活動 (セミナー、ワークショップ、サーベイ、ワーキンググループなど) についてどうお考えですか。

<input type="checkbox"/>	a. 効率的に運用・活用されている
<input type="checkbox"/>	b. 運用・活用されているが効率的とはいえない
<input type="checkbox"/>	c. 十分に運用・活用されていない

b. あるいは c. と回答された場合、何が (ワークショップ、セミナーなど) のような点で効率的でないのか、あるいは十分に運用活用されていないのか、具体的に教えてください。

その問題解決のために取り得る対応策としては、何かあるでしょうか? 具体的に教えてください。

### 5.5 投入、活動の貢献度

投入によって実施された活動は各成果 (アウトプット) の達成に貢献していますか?

成果	成果の内容	非常に貢献している	貢献している	ほとんど貢献していない	現状では不明
成果 1	ハイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力が改善され、ハイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 2	成果 1 の活動により得られた教訓と考える方をとに、中央司法機関及び統一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び(あるいは)指導、支那に関する制度的能力が向上する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 3	必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行実務の改善に役立つ法規範文書(LINDs)が策定される。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果 4	成果 1、2 及び 3 の活動により得られた教訓や考えに基づき、法曹養成に必要な制度的能力を強化する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

“ほとんど貢献していない”と回答した項目について、活動がアウトプットの達成に結びついていない理由(投入の成果への結びつきを阻害する要因)についてできるだけ具体的に説明してください。

## 6. インパクト

### 6.1 上位目標について

プロジェクトの終了後 3 年から 5 年の間に“ベトナム全土で、裁判が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる。”という上位目標の達成の見込みはありますか。以下の選択肢の中から該当するものを選び、対応する番号を選択肢の下のボックスに記入してください。

- 1: 上位目標の達成は非常に難しいと見込まれる。(達成する可能性は 20%未満)
- 2: 上位目標の達成はやや難しいと見込まれる(達成する可能性は 20%から 40%未満)。
- 3: どちらともいえない(達成する可能性は 40%から 60%未満)
- 4: 上位目標の達成はある程度達成されると見込まれる(達成する可能性は 60%から 80%未満)。
- 5: 上位目標の達成はほぼ達成されると見込まれる(達成する可能性は 80%から 100%)。
- 0: 現段階では判断できない。

選択肢のうち 1、2 或いは 3 を選択された場合、その理由をお教えください。

6.2 達成の見込みがある場合、それはプロジェクト目標達成の結果もたらされるものだと考えられますか。

<input type="checkbox"/>	a. プロジェクト目標達成の結果である	<input type="checkbox"/>	b. プロジェクト目標達成の結果ではない
<input type="checkbox"/>	c. どちらともいえない		

b と c とお答えの場合は、その理由をお教えください。

6.3 上位目標の達成に影響を及ぼす要因はありますか。それは何ですか。具体的に記述してください。

6.4 予期しなかったプロジェクトのプラスおよびマイナスの影響はありますか。将来どのような影響が見込まれますか。ベトナムにおける政治、経済、社会、文化、技術、環境、ジェンダー等への影響について、具体的に記述してください。

## 7. 自立発展性

7.1 本プロジェクトでは、ハイロット地区における判決実務等に関する能力改善に関する経験の蓄積及びその蓄積された経験を中央が吸収、分析して活用し、中央における実務支援の体制を改善することにより、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力を改善するというアプローチが採られています。本プロジェクトにより改善が期待される地方組織に対する指導、助言および支援能力は、プロジェクト終了後も維持され、さらに向上すると考えますか？その見込みは低いと考えますか？下記の選択肢から選び、対応する番号を下ボックスに記入してください。

- 1.能力が維持される見込みは低い(見込みは 20%未満である)。
- 2.能力が維持される見込みはある程度低い(20%から 40%未満である)。
- 3.どちらでもない(維持される見込みは 40%から 60%未満である)
- 4.能力が維持される見込みはある程度高いが、さらなる向上は難しい(維持される見込みは 60%から 80%未満である)
- 5.能力が維持され、さらに向上すると考える。(維持される見込みは 80%以上から 100%である)
- 0: 現段階では判断できない。

その理由をお教えてください。

7.2 プロジェクトの効果の持続性に影響を及ぼす要因はありますか。具体的に記述してください。

**提出頂きたい資料**

機関名	ご提出をお願いしたい資料名
最高人民裁判所 (SPC)	(1)プロジェクトのモニタリングレポート (monitoring report prepared by counterparts)

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えてください。

「法・司法制度改革支援プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票

2009年5月2日

2009年5月13日から27日の中間レビュー調査 調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせていただきます。JICAでは、中間レビューを、JICAの事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点でプロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に応じ計画の見直しを行っています。

JICAの評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM(Project Design Matrix: プロジェクトの計画概要定義)を使って「評価5項目」の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェクトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5つの視点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現・阻害要因を分析することを目的にレビューを行っています。(PDMと評価5項目の関係は別添1参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ―パート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトのPDM(別添2)をご確認願います。各ご担当分野以外のこともお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならずJICA事業の改革のために貴重なご意見となりますので、怠惰の無いご意見を頂きますと幸いです。また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きたき統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、現地訪問時に質問票について書面でのご回答を頂ければと存じます。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメールアドレスにご返信頂きますようお願い申し上げます。

[mochida@opmac.co.jp](mailto:mochida@opmac.co.jp)

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団  
評価分析担当コンサルタント  
持田智男

質問票記入上の留意点:

記述回答を求めている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいたします。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に關する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

回答者 (記入日: 2009年5月 日)

氏名:

所属機関: 司法省担保取引登録局

役職:

本プロジェクトとの関係(例: C/P など):

連絡先: TEL: E-mail:

FAX:

1. 実績

1.1 不動産登記法の起草のためのセミナー、ワークショップにつき、その回数、時期、参加者及び内容を説明ください。

セミナー、ワークショップ合計8回。不動産登記法の分野。

1.2 不動産登記法の起草のためのサーベイにつき、その回数、時期、参加者及び内容をご説明ください。

2回のサーベイを実施。

①6市と省で、ベトナム調査団5人で実施。法律の実施の実態調査。

②ハノイ、ダナン、HCMCにて7人で調査。不動産の集中的登録。

1.3 不動産登記法の起草のためのサーベイの結果は、不動産登記法の起草にどのように反映されましたか?

集中登録モデルの効率性と利便性を評価するため、この結果をRIAの報告に反映。

1.4 担保取引登録法の起草のためのセミナー、ワークショップにつき、その回数、時期、参加者及び

内容をご説明ください。

2007年～2008年に3回(ハノイ、カインホア、HCM)で開催。7次、8次草案のコメント収集のため。

1.5 担保取引登録法の起草のためのサーベイにつき、その回数、時期、参加者及び内容をご説明ください。

未実施

1.6 担保取引登録法の起草のためのサーベイの結果は、不動産登記法の起草にどのように反映されましたか？

未実施

1.7 不動産登記に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その回数、時期、参加者及び内容をご説明ください。

未実施

1.8 不動産登記に携わる職員向けのトレーニングコースについて、参加者の能力向上は見られましたか？それはどのように判断されますか？

1.9 不動産登記に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その実施から得られた経験・教訓を、司法省としてどのように蓄積・活用していますか？

1.10 不動産登記に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その実施から得られた経験・教訓を、地方の職員に対する指導業務にどのように反映させていますか？

1.11 バクニン省における相互調整、相互協力に関して、バクニン省の裁判所、検察院、弁護士及び司法補助機関が合同ワークショップを開催したことがありますか？

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

この2つの法案は、裁判所、検察院、弁護士会とは協力する分野がないので未実施。

2. 実施プロセス

2.1 不動産登記法の起草のためのセミナー、ワークショップに關し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後更にこれに關する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
セミナー、ワークショップ主催支援	起草班はセミナー、ワークショップを行ってまとめた。ドラフトに反映した。ドラフト作成過程で、日本の経験を学んだ。基本的な方向性に統一の見解が得られた。
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
上記の継続	適切な時期に法案を提出するので、今後のインプットを期待しています。

2.2 不動産登記法起草のためのサーベイ実施、サーベイ結果の競う作業への反映に關し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
サーベ어의支援	サーベいを終えて各地方の実情を反映したデータ、活動などに関する情報を収集できた。それをまとめて優れたモデル(新しい手順など)をドラフトに反映した。
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
支援の継続	ますます変わりつつある登記機関のモデル登記の手続き、基準もでてくるので、今後の支援もお願いします。

2.3 担保取引登録法の起草のためのセミナー、ワークショップに關し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後更にこれに關する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
セミナー、WS主催の支援	
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
支援の継続	

2.4 担保取引登録法起草のためのサーベイ実施、サーベイ結果の起草作業への反映に關し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
セミナー、WS主催の支援	
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
支援の継続	

2.5 不動産登記に携わる職員向けトレーニングコースの実施、経験、教訓の蓄積・活用に關し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結

果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
トレーニング開催の支援	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
支援の継続	

2.6 バクニン省における相互調整、相互協力に関する、裁判所、検察院、弁護士及び司法補助機関との合同ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
未実施	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

3. 物事性

3.1 ベトナム国内での技術移転の方法として、ワーキングセッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、コメントなどが用いられています。このような技術移転の方法は法・司法制度改革・整備にあたり適切ですか、改善の余地がありますか？

a. 適正である  b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えてください。

4. その他

4.1 不動産登記法の成立の見通しについてご説明ください。

国会常任委員会の第 11 回と第 13 回の会議において、不動産登記法に関して審査し、意見を出した。本草案に於ける、意見が出される中で、本草案の必要性について審査機関(国会の法律委員会と思われる)と編纂を担当する機関(MOJの起草班とおもわれる)の間に意見の食い違いがあった。そのため、本草案は、立法計画に入れられなくなった。2008 年 10 月 17 日付けの国会に対する常任委員会のレポートによると、本法案は、立法計画に組み入れられていない。2009 年 3 月 25 日の政府の国会の常任委員会へのレポートでは、不動産登記法が立法計画の中に組み入れられていることがわかる。しかし、2009 年 4 月 15 日の審査に関する法律委員会の報告書によると、本法案の規定範囲および内容が複数の法律と重複しているという理由で、2010 年の立法計画に取り込まないよう提案した。

起草班は要務家、編纂機関は監理者的で大臣などが就任する。

4.2 担保取引登録法の成立の見通しについてご説明ください。

提出頂きたい資料

機関名	ご提出をお願いしたい資料名
司法省(MOU)	トレーニングコースに関する資料

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

「法・司法制度改革支援プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票

2009年5月2日

2009年5月13日から27日の中間レビュー調査 調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせて頂き
ます。JICAでは、中間レビューを、JICAの事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点で
プロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に
応じ計画の見直しを行っています。

JICAの評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM(Project Design Matrix: プロジェ
クトの計画概要)を使って「評価」5項目の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェ
クトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5つの視点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発
展性)から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現・阻害要因を分析すること
を目的にレビューを行っています。(PDMと評価5項目の関係は別添1参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ
ーパート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに
関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトのPDM(別添2)をご確認
願います。各ご担当分野以外のこともお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならず
JICA事業の改革のために貴重なご意見となりますので、怠慢の無いご意見を頂きますと幸いです。
また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きました統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れますが、現地訪問時に質問票について書面でのご回答を頂ければと存じま
す。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメ
ールアドレスにご返信頂きますようお願い申し上げます。

mochida@opmac.co.jp

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団
評価分析担当コンサルタント
持田智男

質問票記入上の留意点:

記述回答を求めている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいた
します。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に關
する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

回答者 (記入日: 2009年5月 日)
氏名:
所属機関: 司法省民事経済法局
役職:
本プロジェクトとの関係 (例: C/P など):
連絡先: TEL: FAX: E-mail:

1. 実績

1.1 国家賠償法の起草のためのセミナー、ワークショップにつき、その回数、時期、参加者及び内容
をご説明ください。

① 国家賠償法案に対するコメントに関して2007年6月17日ハノイでワークショップを開催。
以下⑩まで開催したワークショップの列挙。HCM など、関係連で開催したワークショップを列挙。
但し、参加者数は掲載せず。

1.2 2005年民法の普及のためのセミナーを行ったことがありますか?

a. ある [ ] b. ない [ ]

a. とお答えの場合は、内容をご説明ください。また、報告書のコピーを本回答とともに、ご提出くださ
い。
b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義についてのご意見を含めて。)をご説
明ください。

民法改正の回答欄を参照。

1.3 バクニン省における相互調整、相互協力に関して、バクニン省の裁判所、検察院、弁護士及
び司法補助機関が合同ワークショップを開催したことがありますか?

a. ある [ ] b. ない [ ]

- a. とお答えの場合は、時期及び内容を説明ください。  
 b. とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

国際協力局の回答参照。

## 2. 実施プロセス

- 2.1 国家賠償法の起草のためのセミナー、ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供  
 参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化  
 したのか、具体例を挙げて説明してください。  
 今後更にこれに関する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの  
 支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の国賠法の提供</li> <li>日本の国賠法の実施に関する情報の提供</li> <li>RIA 報告書の素案に対する提供</li> <li>2007 年からの国賠法案に対する直接的なコメント</li> <li>国賠法の本邦研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家賠償責任は、特殊な不法行為による損害賠償責任であることの一見解が得られた。</li> <li>国家賠償責任を発生させる根拠は 4 つの要素を含まなければならぬこと(国に過失がなければならぬの意)である。</li> <li>裁判所での賠償処理の手続きは民事事件の処理手続きを適用する。</li> <li>管轄国家機関の要求に基づいて、損害を与えた公務員が賠償金を国に支払うこと(返還・償還)することを柔軟(Flexible)に規定する。</li> </ul>

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

- 2.2 2005 年民法普及セミナーに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利  
 用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明  
 してください。  
 今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援により  
 どのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
民法改正の回答の部分を 見てください。	同左

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
同上	同上

- 2.3 バクニン省における相互調整、相互協力に関する、裁判所、検察院、弁護士及び司法補助機  
 関との合同ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、  
 利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説  
 明してください。  
 今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援により  
 どのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
国際協力局の回答を参照	

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

3. 効率性

3.1 技術移転の方法として、ワーキングセッション、ワークショップ、セミナー、コメントなどが用いられています。このような技術移転の方法は法・司法制度改革・整備にあたり適切ですか、改善の余地がありますか？

a. 適正である

b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えください。

4. その他

4.1 国家賠償法の成立の見直しについてご説明ください。

2009年5月に国会で成立の見込み。

4.2 国家賠償法の下位法規の整備計画についてご説明ください。

国賠法の実施を指導する政令

- ・ 政令の草案作成の準備
- ・ 2009年8月関係機関のコメント(意見伺い)のために草案を完成する。
- ・ 2009年11月政府に提出するために司法省指導部に対して報告する。

4.3 国家賠償法の運用に携わる職員に対する普及・指導の計画についてご説明ください。

国家賠償の処理業務を指導するマニュアルを作成する。2009年6月から作成を開始し、同年11月に完成する見込み(予定)。

4.4 改正民法の起草スケジュールについてご説明ください。

民法改正の回答の部分を見てください。

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

「法・司法制度改革支援プロジェクト」プロジェクト中間レビュー調査 質問票

2009年5月2日

2009年5月13日から27日の中間レビュー調査 調査団の派遣に先立ち、質問票をお送りさせて頂き
ます。JICAでは、中間レビューを、JICAの事業サイクルの一つとして位置づけ、協力期間の中間時点で
プロジェクトの成果などの実績や効率性、妥当性を、阻害、貢献要因と共に重点的にレビューし、必要に
応じ計画の見直しを行っています。

JICAの評価方針では、プロジェクトの「事実」を確認した上で、PDM(Project Design Matrix: プロジェ
クトの計画概要)を使って「評価」5項目の視点を中心にレビューを実施しています。すなわち、プロジェ
クトの「実績」「プロセス」を確認するとともに、5つの視点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発
展性)から複眼的にプロジェクトの進捗状況を判断し、プロジェクトの効果発現、阻害要因を分析すること
を目的にレビューを行っています。(PDMと評価5項目の関係は別添1参照)

本質問票は、中間レビュー調査団が中間レビュー報告書を作成するにあたり、日本人専門家やカウンタ
ーパート等、プロジェクトの関係者からプロジェクトに関する情報を提供いただくとともに、プロジェクトに
関する認識を確認するためのものです。ご回答されるに当たり、本プロジェクトのPDM(別添2)をご確認
願います。各ご担当専門分野以外のこともおお分かりになる範囲でご回答ください。本事業のみならず
JICA事業の改革のために貴重なご意見となり、忌憚りなくご意見を頂きますと幸いです。
また、本質問票の最後に、評価にあたりご提出頂きました統計資料、報告書を記載しています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、現地訪問時に質問票について書面でのご回答を頂ければと存じま
す。また、資料につきましても、併せて訪問時ご提出頂ければ幸いです。なお、ご質問などは、下記のメ
ールアドレスにご返信頂きますようお願い申し上げます。

mochida@opmac.co.jp

それでは、ご協力の程宜しくお願い致します。

JICA 中間レビュー調査団
評価分析担当コンサルタント
持田智男

質問票記入上の留意点:

記述回答を求めている設問につきましてはできるだけ具体的に説明いただけますようお願いいた
します。また、選択肢を示している設問につきましては、該当事項をチェックしていただき、回答に關
する設問がある場合にはそれに沿ってご回答いただけますようお願いいたします。

回答者 (記入日:2009年5月 日)
氏名:
所属機関:司法省民事判決執行局
役職:
本プロジェクトとの関係(例:C/Pなど):
連絡先: TEL: FAX: E-mail:

1. 実績

1.1 民事判決執行法の起草のためのセミナー、ワークショップにつき、その回数、時期、参加者及び
内容を説明ください。

2008年4月、8月、9月、11月に亘って4回のワークショップ、セミナーを開催。参加した人員、約
250人。内容は執行のスキーム、執行機関の組織機構のモデル、執行官の地位。

1.2 民事判決執行に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その回数、時期、参加者及
び内容を説明ください。

2007年11月ドバイで執行官の研修を一回実施した。参加者30人。内容は動産、不動産である
財産の差し押さえ処分、執行のスキル。

1.3 民事判決執行に携わる職員向けのトレーニングコースについて、参加者の能力向上は見られ
ましたか?それはどのように判断されますか?

研修後、執行官の執行に関する法律認識、経験およびスキルが高められ、同時に日本及び諸外国
の民事判決執行分野に関する法律および経験に関する情報も得られた。また、研修を受けた執行
官は他の執行官に技術移転することができるようになった。

1.4 民事判決執行に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その実施から得られた経
験・教訓を、司法省としてどのように蓄積・活用していますか?

常に執行官の研修を行わなければならない。

1.5 民事判決執行に携わる職員向けのトレーニングコースについて、その実施から得られた経験・教訓を、地方の職員に対する指導実務にどのように反映させていますか？

執行機関と司法省民事判決執行局との間の情報交換、フィードバックに迅速に反映されていること。また、各関係機関間の円滑な連携体制にも反映されている。

1.6 パクニン省における相互調整、相互協力に関して、パクニン省の裁判所、検察院、弁護士及び司法補助機関が合同ワークショップを開催したことがありますか？**〔回答無し〕**

a.ある  b.ない

a.とお答えの場合は、時期及び内容をご説明ください。  
b.とお答えの場合は、その理由と、今後の計画(実施の意義についてのご意見を含めて。)をご説明ください。

## 2. 実施プロセス

2.1 民事判決執行法の起草のためのセミナー、ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後更にこれに関する活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

### 追加コメント

多くのコメントは、民事判決執行法の複数の条文に反映されている。  
例えば、効率的な判決執行を保障する諸原則、執行対象の財産を確認するための実行可能性(確認できるか否か)、強制措置適用の効果(例えば、銀行口座の凍結、民事執行活動の透明性、知財資産の差し押さえ、処分に関する事項など。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
資料の編集(民事判決執行)	本資料は全国の省級、県級の民事判決執行機関に配布した。本資料の編集

関する法規文書)	料は、執行官の日常業務の便利な法律ハンドブックである。
----------	-----------------------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.2 不動産登記に携わる職員向けトレーニングコースの実施、経験・教訓の蓄積・活用に関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。  
今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
--------------	-------------------

日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化
------------------	----------------------

2.3 パクニン省における相互調整、相互協力に関する、裁判所、検察院、弁護士及び司法補助機関との合同ワークショップに関し、日本側のコメント、助言、提供参考資料はどのように活用、利用、反映されていますか？インプットの結果、何がどのように変化したのか、具体例を挙げて説明してください。

今後この活動を行う場合は、日本からどのような支援を期待するか、日本からの支援によりどのような変化を期待するかについて、ご説明ください。

日本側のインプットの内容	日本側のインプットの活用による変化
日本側に期待するインプットの内容	日本側からのインプットにより期待する変化

2.4

3. 効率性

3.1 ベトナム国内での技術移転の方法として、ワーキングセッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、コメントなどが用いられています。このような技術移転の方法は法・司法制度改革・整備にあたり適切ですか、改善の余地がありますか？

a. 適正である

b. 改善の余地がある

b.と回答された場合、具体的にその理由、改善策をお教えください。

--

4. その他

4.1 民事判決執行法の下位法規の整備計画についてご説明ください。

2009年1月1日法律が発効したので、そのための3つの政令が必要である。このうち、2009年6月に2つの政令の草案を意見伺いのために政府に提出する予定。2つの政令は、①民事判決執行手続を規定する政令、②判決執行組織機構および執行業務を行う公務員に関する政令。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

--

本プロジェクトに関するコメントやご提案があれば、お教えください。
----------------------------------

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

## 6. 日本・ベトナム両国からの投入実績

### I. ベトナム側投入

#### 1. カウンターパート配置

##### (1) プロジェクトディレクター

Mr. Nguyen Huy Ngat [司法省 (MOJ) 国際協力局長]

##### (2) プロジェクトマネジャー

Dr. Vu Moc [最高人民検察院 (SPP) 検察理論研究所副所長]

Mr. Ngo Cuong [討議議事録 (R/D) 締結当時：最高人民裁判所 (SPC) 裁判理論研究所副所長、現職：SPC国際協力部部長]

Mrs. Dinh Thi Bich Ngoc (MOJ国際協力部職員)

##### (3) コンポーネント1と2 (裁判実務改善) 担当カウンターパート：下表参照

##### (4) コンポーネント3 (民法に関連する基本法令) 担当カウンターパート：下表参照

##### (5) コンポーネント4 [国家司法学院 (JA)] 担当カウンターパート：下表参照

### <コンポーネント1と2関連のカウンターパート>

#### ①SPC関係

番号	氏名	役職	出身母体 (機関)	本邦研修
1	Mr. Ngo Cuong	Deputy Director	Institute for Judicial Science of the SPC	
2	Ms. Dang Thi Thanh	Deputy Chief Judge	Criminal Department of the SPC	
3	Ms. Bui Thi Hai	Deputy Chief Judge	Economic Department of the SPC	本邦③
4	Ms. Hoang Thi Bac	Judge	Labor Department of the SPC	本邦③
5	Ms. Nguyen Thi Thanh Tu	Judge	Civil Department of the SPC	
6	Ms. Dao Thi Xuan Lan	Judge	Aministrative Department of the SPC	本邦③
7	Mr. Nguyen Tri Tue	Chief Judge	The People's Court of Bac Ninh Province	本邦③
8	Mr. Pham Minh Tuyen	Chief of Criminal Section	The People's Court of Bac Ninh Province	本邦③
9	Mr. Nguyen Van Vu	Chief of Civil Section	The People's Court of Bac Ninh Province	本邦③
10	Mr. Nguyen Huu Xuong	Deputy Chief Officer of Administrative Office	The People's Court of Bac Ninh Province	本邦③
11	Mr. Tran Van Chinh	Legal Expert	The People's Court of Bac Ninh Province	
12	Mr. Ngo Xuan Hai	Chief Judge	The People's Court of Tu Son District, Bac Ninh Province	
13	Ms. Pham Thi Phuong	Deputy Chief Judge	The People's Court of Bac Ninh city, Bac Ninh Province	
14	Mr. Tran Ngoc Thanh	Deputy Chief Officer	International Cooperation Section – Institute for Judicial Science of the SPC	

②SPP関係

番号	氏名	役職	出身母体（機関）	備考	本邦研修
1	Mr. Vu Moc	Deputy Director	Procuratorial Science Institute of SPP		
2	Mr. Le Tien	Director	International Cooperation Dept. of SPP		
3	Ms. Hoang Thuy Hoa	Project Accountant	Procuratorial Science Institute of SPP		
4	Mr. Nguyen Van Hoat	Chief-Procurator	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	WG Chairman	④
5	Mr. Nguyen Dinh Vu	Vice Chief-Procurator	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	WG Vice Chairman (検察、捜査、刑事)	
6	Mr. Nguyen Tien Long	Vice Chief-Procurator	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	(民事、執行)	④
7	Mr. Nguyen Van Thanh	Manager of A1 Department	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	(K 麻薬)	④
8	Mr. Nguyen Minh Dong	Manager of Department 1	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	(経済犯罪)	
9	Ms. Chu Nguyet Anh	Vice Manager of Department 3	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	(再審)	
10	Mr. Phung Duc Khiem	Expert	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	WG Secretary P.	④
11	Mr. Nguyen Thien Nhan	Chief Accountant	The People's Procuracy of Bac Ninh Province	(経理)	

<コンポーネント 3 関連のカウンターパート>

①アウトプット 3（民法に関連する基本法令）担当カウンターパート

番号	氏名	役職	出身母体（機関）	備考	本邦研修
不動産登記法					
1	Dr. Nguyen Thuy Hien	Vice-minister and Director of NRAFT (MOJ)	MOJ		
2	Mr. Tran Dong Tung	Deputy Director of NRAFT	MOJ		
担保取引登録令					
3	Dr. Nguyen Thuy Hien	Vice-minister and Director of NRAFT (MOJ)	MOJ	不動産登記法と同一人物	
4	Mr. Tran Dong Tung	Deputy Director of NRAFT	MOJ	不動産登記法と同一人物	
国家賠償法					
5	Dr. Duong Dang Hue	Director of the Civil and Economic Law Department (MOJ)	MOJ		①
6	Mr. Nguyen Thanh Tinh	Deputy Director of CED			
判決執行法					
7	Mr. Nguyen Thanh Thuy	Deputy Director of Civil and Economic Department (MOJ)	MOJ		
8	Mr. Le Tuan Son	Legal expert of CJED			

②アウトプット3（行政訴訟法）担当カウンターパート

番号	起草支援グループ 氏名	役 職	出身母体（機関）	備考
1	Comrade Tran Van Tu	Deputy Chief Justice	Supreme People's Court	Leader
2	Comrade Ngo Hong Phuc	Director of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Vice Leader
3	Comrade Dao Thi Xuan Lan	Deputy Chief Judge of Administrative Court	Supreme People's Court	Vice Leader
4	Comrade Nguyen Hop Pho	Deputy Director of Department 12	Supreme People's Procuracy	Member
5	Comrade Nguyen Phuoc Tho	Deputy Director of Legal Department	the Government Office	Member
6	Comrade Dang Thanh Son	Deputy Director of Criminal – Administrative Law Department	Ministry of Justice	Member
7	Comrade Tran The Quan	Vice Director of Legislative Department	Ministry of Public Security	Member
8	Comrade Pham Ngoc Son	Director of Legislative Department	Ministry of Natural Resources and Environment	Member
9	Comrade Vu Nhu Thang	Vice Director of Legislative Department	Ministry of Finance	Member
10	Comrade Nguyen Duc Pho	Vice Chairman of Inspection Committee	Supreme People's Court	Member
11	Comrade Do Van Cuong	Vice Head of Economic – Administrative Law Division, Legislative Department	Ministry of Public Security	Member
12	Comrade Nguyen Van Tuan	Inspector of Legislative Department	the Government Inspection Agency	Member
13	Comrade Truong Khanh Hoan	Senior expert of Criminal – Administrative Law Department	Ministry of Justice	Member
14	Comrade Hoang Thi Quynh Chi	Senior examiner of Institute for procuratorial science	Supreme People's Procuracy	Member
15	Comrade Nguyen Thi	Expert of Legislative Department	Ministry of Natural Resources and Environment	Member
16	Comrade Hoang Thanh Huong	Expert of Legislative Department	Ministry of Finance	Member
17	Comrade Nguyen Chau Hoan	Head of Expert Bureau of Administrative Court	Supreme People's Court	Member
18	Comrade Chu Thanh Quang	Head of Criminal – Administrative Law Research Bureau of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Member
19	Comrade Tran Van Tang	Head of Administrative, Informational, Documentary Division of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Member
20	Comrade Bui Thi Dung Huyen	Head of Civil – Economic and Commercial Law Research Bureau of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Member
21	Comrade Ngo Van Nhac	Vice head of Criminal – Administrative Law Research Bureau of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Member
22	Comrade Hoang Thi Thuy Vinh	Vice Head of Administrative, Informational, Documentary Division of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Member
23	Comrade Tran Huy Loc	Expert of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Member
24	Comrade Do Thi Phuong	Expert of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court	Member

③アウトプット3（刑事訴訟法）担当カウンターパート

番号	氏名	役職	出身母体（機関）	備考
1	Le Huu The	Director, Procuratorial Science Institute	SPP	Chief Editor
2	Do Van Duong (undecided)	Deputy Director, Procuratorial Science Institute (Le Vinh Tuan had been appointed to be the vice chief before, but he passed away)	SPP	Vice Chief
3	Vu Van Moc	Deputy Director, Procuratorial Science Institute	SPP	Vice Chief
4	Dang Thi Thanh	Deputy Chief Judge of Criminal Division	SPC	Vice Chief
5	Nguyen Cong Hong	Deputy Director of Department for Administrative and Criminal Laws	MOJ	Vice Chief
6	Nguyen Ngoc Anh	Director of Legislative Department	MPS	Vice Chief
7	Le Thanh Trung	Deputy Director of Legislative Department	Ministry of National Defense	Vice Chief
8	Tran Ngoc Nhan	Chairman of the Committee for Democracy and Laws	Member of the Central Committee of Vietnam Fatherland Front	Vice Chief
9	Ngo Van Nhac	expert of Judicial Science Institute	SPC	Member
10	Nguyen Van Hoan	expert of Department for Administrative and Criminal Laws	MOJ	Member
11	Tran Vi Dan	Deputy Director of Legislative Department	MPS	Member
12	Nguyen Duc Hung	expert of Director of Legislative Department	Ministry of National Defense	Member
13	Pham Thu Huong	expert of Committee for Democracy and Laws	Central Committee of Vietnam Fatherland Front	Member
14	Nguyen Ngoc Khanh	Deputy General Editor of the Procuracy Magazine	SPP	Member
15	Nong Xuan Truong	expert of Procuratorial Science Institute	SPP	Member
16	Nguyen Xuan Ha	expert of Procuratorial Science Institute	SPP	Member
17	Hoang Thi Quynh Chi	expert of Procuratorial Science Institute	SPP	Member
18	Nguyen Thi Thuy	expert of Procuratorial Science Institute	SPP	Secretary

<コンポーネント4 国家司法学院（JA）担当カウンターパート>

番号	氏名	役職	出身母体（機関）	備考
1	Dr. Phan Huu Thu	Director	Judicial Academy	トレーニングマニュアル
2	Dr. Nguyen Thanh Tri	Head of Training Department	Judicial Academy	トレーニングマニュアル
3	Dr. Nguyen Van Huyen	Vice Director	Judicial Academy	トレーニングマニュアル/執行官マニュアル
4	Chu Ha Thanh	Vice Director	Judicial Academy	執行官マニュアル
5	Dr. Le Thu Ha	Head of Executor Training Department	Judicial Academy	トレーニングマニュアル/執行官マニュアル

2. 資機材・施設・事務室

ハノイの司法省内に以前のフェーズからプロジェクト事務所が維持されている。また、バクニン省省級人民裁判所ならびに省級人民検察院に、JICA供与機材が設置されるとともに、同裁判所、検察院にてワーキングセッション用の会議室など活動の場が確保されている。

### 3. 現地業務負担

2007年4月から2009年3月までのベトナム側の本プロジェクトに係る実績並びに予算について、以下のとおり提示を受けた。ただし、本活動費は、各協力機関がプロジェクト活動費として特定できたもので、全体活動費の一部を示しているにすぎない。

#### < 司法省 (MOJ) >

(単位：百万 VND)

	2007 年度実績	2008 年度実績	2009 年度予算
専門家との活動経費	20	25	45
報酬	45	80	120
会議室	NA	NA	NA
設備	NA	NA	NA

#### < 最高人民検察院 (SPP) >

(単位：百万 VND)

	2007 年度実績	2008 年度実績	2009 年度予算
人件費	148	148	148
運営経費	168	168	168
機材費			
合計	316	316	316

出所：質問票回答

注：SPP の回答には実績と予算の明示はないが、実績と予算はほぼ同水準と考えられる。

## II. 日本側投入

### 1. 長期専門家、短期専門家、調査団派遣

中間レビュー調査時（2009年5月）現在、7人の長期専門家（チーフアドバイザー1人、裁判官支援2人、弁護士支援2人、業務調整2人）と2人の短期専門家〔国家賠償法1人、判例（運営指導調査団）1人〕が派遣された。

#### <長期・短期専門家並びに調査団派遣実績・予定>

番号	専 門	氏 名	派遣期間	派遣期間 (人月)
<b>長期専門家</b>				
1	チーフアドバイザー/ 検察官支援	伊藤 文規	2007年4月1日～2010年3月31日（予定）	36
2	裁判官支援	中島 朋宏	2007年4月1日～2009年3月31日	24
3	裁判官支援	西村 修	2009年4月1日～2010年3月31日（予定）	12
4	弁護士支援	石那田 隆之	2007年5月13日～2009年3月31日	23
5	弁護士支援	小幡 葉子	2009年5月9日～2011年3月31日（予定）	23
6	業務調整	勝俣 祐二	2006年7月20日～2007年10月31日	15
7	業務調整	山本 泉	2007年10月12日～2009年10月11日（予定）	24
<b>短期専門家</b>				
1	裁判実務向上			
2	民事訴訟法改正			
3	行政訴訟法起草			
4	国家賠償法	森嶋 昭夫	2008年8月3日～2008年8月13日	0.3
5	戸籍法			
6	判決執行法			
7	法曹養成			
<b>調査団</b>				
8	運営指導（判例）	村上 敬一	2009年3月1日～2009年3月8日	0.3

出所：プロジェクト事務所

### 2. カウンターパート研修本邦受入実績

これまで 46 人のカウンターパートが日本で技術研修を受けた。研修内容は、各カウンターパートの専門性を考慮して、以下（1）国家賠償法起草、（2）犯罪学研究、（3）裁判実務の改善及び判例情報などの提供のための方策、（4）刑事訴訟法、と 4 回実施されている。

#### （1）国家賠償法起草

受入期間：2007年11月19日～2007年11月30日（12日間）

研修期間：2007年11月20日～2007年11月29日（10日間）

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏 名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Duong Dang Hue	司法省民事経済法局 局長
2	Ms. Duong Thi Thanh Mai	司法省司法科学研究所 所長

3	Mr. Mai Anh Thong	最高人民検察院第一局（経済捜査監督） 副局長
4	Mr. Ngo Huu Loi	財務省法務局 副局長
5	Mr. Ngo Trung Thanh	国会事務局法務部 法律専門官
6	Ms. Hoang Thi Thuy Hang	司法省民事経済法局 上席法律専門官
7	Mr. Luong Duc Tuan	司法省民事経済法局 法律専門官
8	Mr. Vu Huy Khanh	公安省法律局 法律専門官
9	Mr. Cao Xuan Thuy	司法省人事局 法律専門官
10	Ms. Nguyen Thi Ngoc Bich	司法省民事経済法局 法律専門官

(2) 犯罪学研究

受入期間：2008年6月23日～2008年7月5日（13日間）

研修期間：2008年6月24日～2008年7月4日（11日間）

主な研修機関：法務省法務総合研修所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Duong Thanh Bieu	最高人民検察院 次長検事
2	Mr. Vu Xuan Truong	ナム・ディン省人民検察院 検事正
3	Mr. Nguyen Van Tien	ハ・ティン省人民検察院 次席検事
4	Mr. Nguyen Tien Nghiep	ロン・アン省人民検察院 次席検事
5	Mr. Dinh Van Hien	最高人民検察院犯罪学・犯罪統計部 副部長
6	Mr. Truong Minh Manh	最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部 検事
7	Mr. Nguyen Cong Dong	最高人民検察院ハノイ控訴審訴追・監督部 検事
8	Mr. Nguyen Ngoc Khanh	最高人民検察院検察理論研究所調査・法制課 課長
9	Ms. Vu Thi Hai Yen	最高人民検察院国際協力部 法律専門官
10	Mr. Nguyen Xuan Ha	最高人民検察院検察理論研究所 法律専門官

(3) 裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策

受入期間：2008年8月17日～2008年8月30日（14日間）

研修期間：2008年8月18日～2008年8月29日（12日間）

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Nguyen Tri Tue	バクニン省級人民裁判所 所長
2	Ms. Hoang Thi Kim Oanh	最高人民裁判所刑事裁判所 副所長
3	Ms. Bui Thi Hai	最高人民裁判所経済裁判所 副所長
4	Ms. Hoang Thi Bac	最高人民裁判所労働裁判所 裁判官
5	Ms. Dao Thi Xuan Lan	最高人民裁判所行政裁判所 副所長
6	Mr. Pham Minh Tuyen	バクニン省級人民裁判所 副所長
7	Mr. Nguyen Van Cuong	最高人民裁判所裁判理論研究所 副所長
8	Mr. Nguyen Thanh Man	ダナン市人民裁判所 副所長
9	Mr. Nguyen Van Vu	バクニン省級人民裁判所民事裁判所 所長
10	Mr. Nguyen Huu Xuong	バクニン省級人民裁判所事務局 副局長

(4) 刑事訴訟法

受入期間：

研修期間：2009年3月9日～2009年3月19日（11日間）

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：16名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Bui Duc Long	最高人民検察院 勾留・留置・受刑者管理及び再教育監督局長
2	Mr. Nguyen Duy Hong	最高人民検察院 社会秩序関連刑事事件訴追・捜査監督局長
3	Mr. Duong Van Tiu	最高人民検察院 監察局長
4	Mr. Nguyen Viet Hung	バク・ザン省人民検察院 検事正
5	Mr. Nguyen Van Hoat	バク・ニン省人民検察院 検事正
6	Mr. Huynh Dung Tien	ティエン・ザン省人民検察院 検事正
7	Mr. Nguyen Tien Long	バク・ニン省人民検察院 次席検事
8	Mr. Cao Van Phuc	最高人民検察院麻薬関連事件訴追・捜査監督部 副局長
9	Mr. Nguyen Cong Thi	ゲ・アン省人民検察院 次席検事
10	Ms. Bui Thi Hong Van	ハ・ナム省人民検察院 次席検事
11	Mr. Dinh Van Dan	最高人民検察院 人事組織局 課長
12	Mr. Nguyen Van Thanh	バク・ニン省人民検察院 捜査公判監督課長
13	Mr. Nong Xuan Truong	最高人民検察院検察理論研究所 法律専門官
14	Mr. Phung Duc Khiem	バク・ニン省人民検察院 検事
15	Mr. Nguyen Ngoc Tam	最高人民検察院 検事
16	Mr. Lai Cao Binh	最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部 検事

3. 機材供与

これまでの（2007年4月～2009年5月）の供与機材総額は、82万円である。その内訳並びに配置先は以下のとおりである。

項目	価格 (US\$)	価格 (円)	合計供与台数	供与場所 (単位：台)	
				バクニン省人民裁判所	バクニン省人民検察院
コンピュータ (デスクトップ)	1,870	204,447	2	1	1
コンピュータ (ラップトップ)	3,020	330,177	2	1	1
プロジェクター	1,470	160,715	2	1	1
ソフトウェア一式 (Office, Anti-Virus)	1,164	127,260	4	2	2
合計	7,524	822,599			

出所：プロジェクト事務所

注：円貨換算レート：109.33円/US\$

4. 現地業務費

2007年度、2008年度の日本側運営経費は総額52.8万米ドルである。

(単位：US\$)

在外事業強化費	合 計	内 訳	
		2007 年度	2008 年度
ワーキングセッション、ワークショップ、現地セミナーの開催費、サーベイ活動の費用（注）	278,495	99,486	179,009
マニュアル等印刷	40,825	14,675	26,150
プロジェクト事務所経費 <sup>(注)</sup> など	208,949	99,165	109,784
合 計	528,269	213,326	314,943

出所：プロジェクト事務所

注：SPC、SPP へのアクセスが良い場所に、専門家用のプロジェクト事務所が、以前のフェーズから維持されている。

上記のうち、ワーキングセッション、ワークショップ、現地セミナーの開催費、サーベイ活動の費用は以下のとおりである。

単位：US\$

項 目	合 計	内 訳	
		2007 年度	2008 年度
ワーキングセッション	9,840	5,418	4,422
ワークショップ	204,128	54,357	149,771
現地セミナー	20,515	1,468	19,047
サーベイ活動	44,012	38,243	5,769
合 計	278,495	99,486	179,009

出所：プロジェクト事務所

## 5. 研究会活動

民法改正共同研究会と裁判実務改善研究会のメンバー及び、2007 年度と 2008 年度の開催日は以下のとおりである。

### <民法改正共同研究会と裁判実務改善研究会のメンバー>

番号	氏 名	所 属	2007 年度	2008 年度	2009 年度
部会名：ベトナム民法改正共同研究会			11 名	10 名	10 名
1	森 嶋 昭 夫	(部会長) 特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長	○	○	○
2	新 美 育 文	明治大学法学部教授	○	○	○
3	内 田 勝 一	早稲田大学常任理事/国際教養学部教授 (H19/20) /早稲田大学常任理事/副学長/国際教養学術院教授 (H21)	○	○	○
4	野 村 豊 弘	学習院大学法学部教授/学習院常務理事	○	○	○
5	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授	○	○	○
6	角 紀 代 恵	立教大学法学部教授	○	○	○
7	佐 藤 恵 太	中央大学大学院法務研究科教授 (H19) /法科大学院教授 (H20/H21)	○	○	○
8	神 前 禎	学習院大学法学部教授 (H19) /法科大学院教	○	○	○

番号	氏名	所属	2007年度	2008年度	2009年度
		授 (H20/H21)			
9	田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○		
10	亀卦川 健一	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○		
11	横山 幸俊	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○	
12	西岡 剛	法務省法務総合研究所国際協力部教官			○
13	森永 太郎	東京地方検察庁刑事部風紀係 検事 (H19) / 法務省法務総合研究所国際協力部教官 (H20/21)	○	○	○
<b>部会名 : ベトナム裁判実務改善研究会</b>			5名	5名	3名
1	村上 敬一	(委員長) 同志社大学大学院司法研究科教授	○	○	○
2	井関 正裕	関西大学法科大学院特任教授、弁護士 (H20 参与委員)	○	○	
3	塚原 長秋	日本弁護士連合会弁護士	○	○	
4	亀卦川 健一	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○		
5	横山 幸俊	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○	
6	宮崎 朋紀	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○	○	○
7	西岡 剛	法務省法務総合研究所国際協力部教官			○

< 研究会の開催日 (2007 改正・2008 年度) >

<b>部会名 : ベトナム民法共同研究会</b>	
第1回	2007年4月23日
第2回	2007年6月4日
第3回	2007年8月29日
第4回	2007年10月31日
第5回	2008年1月30日
第6回	2008年4月8日
第7回	2008年6月2日
第8回	2008年7月22日
第9回	2008年9月1日
第10回	2008年12月15日
第11回	2009年2月12日
<b>部会名 : ベトナム裁判実務改善研究会</b>	
第1回	2007年4月24日
第2回	2007年5月15日
第3回	2007年6月5日
第4回	2007年7月31日
第5回	2007年9月12日
第6回	2007年11月12日
第7回	2008年2月1日
第8回	2008年6月13日
第9回	2008年7月29日
第10回	2008年10月27日
第11回	2009年1月7日
第12回	2009年3月19日

7. 現地セミナー、ワーキングセッション実績

表7: ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニングコースなどの開催と出席情報

種別	目的(或いはタイトル)	開催日程	開催期間	期間	開催回数	開催場所	参加者数(人)	1日目	2日目	3日目	延べ出席者数(人・日)	参加者の主な出身機関	備考
平成19年度													
ワーキングセッション													
1 司法省	民事経済法局	国賠法第2次ドラフト	2007年7月18日	1日	1	ハ/イ	40	40			40	起草グループ	
2 司法省	民事経済法局	国賠法第2次ドラフト	2007年8月16日	1日	1	ハ/イ	34	34			34	起草グループ	
3 司法省	民事経済法局	行政活動と国家賠償	2007年9月6日	1日	1	ハ/イ	37	37			37	起草グループ	
4 司法省	民事経済法局	国賠法RIA調査ドラフト検討	2007年12月26日	1日	1	ハ/イ	6	6			6	起草グループ	
5 司法省	民事経済法局	国賠法ワークショップ開催準備	2008年2月18日	1日	1	ハ/イ	13	13			13	起草グループ	
8 司法省	民事経済法局	国賠法RIA調査結果分析・報告書作成方針	2008年3月5日	1日	1	ハ/イ	30	30			30	起草グループ	
9 司法省	民事判決執行局	国賠法RIA調査結果分析・報告書の検討	2008年3月10日	1日	1	ハ/イ	15	15			15	起草グループ	
10 司法省	民事判決執行局	国賠法RIA調査結果報告書内容の協議	2008年3月24日	1日	1	ハ/イ	15	15			15	起草グループ	
11 司法省	民事経済法局	判決執行法起草	2007年9月27日	1日	1	ハ/イ	16	16			16	起草グループ	所管局移管前
12 司法省	国家司法学院	訓練マニュアル1概要ドラフト	2007年7月12日	1日	1	ハ/イ	17	17			17	JA編纂グループ	
13 司法省	国家司法学院	訓練マニュアル1概要ドラフト2	2007年8月17日	1日	1	ハ/イ	18	18			18	JA編纂グループ	
14 司法省	国家司法学院	執行官マニュアル作成指針	2007年8月24日	1日	1	ハ/イ	19	19			19	JA編纂グループ	
15 司法省	国家司法学院	執行官マニュアル概要ドラフト	2007年9月26日	1日	1	ハ/イ	10	10			10	JA編纂グループ	
16 司法省	国家司法学院	執行官マニュアル概要ファイナル	2007年11月28日	1日	1	ハ/イ	10	10			10	JA編纂グループ	
17 最高人民裁判所	ハウン省級裁判所	ワーキングマンハブ初会合	2007年6月15日	1日	1	ハウン	8	8			8	ハウン省裁判所	
18 最高人民裁判所	ハウン省級裁判所	民事訴訟手続き概要	2007年10月5日	1日	1	ハウン	32	32			32	ハウン省級、県級裁判所	
19 最高人民裁判所	ハウン省級裁判所	刑事訴訟手続き概要	2007年10月29日	1日	1	ハウン	15	15			15	ハウン省級裁判所	
20 最高人民裁判所	ハウン省級裁判所	日越裁判手続きの紹介	2007年11月30日	1日	1	ハウン	8	8			8	ハウン省級裁判所	
21 最高人民裁判所	ハウン省級裁判所	民・刑時訴訟法Q&A	2008年1月28日	1日	1	ハウン	9	9			9	ハウン省級裁判所	
22 最高人民検察院	SPP	検察官マニュアル概要(刑事)	2007年11月27日	1日	1	ハ/イ	25	25			25	SPP	
23 最高人民検察院	SPP	検察官マニュアルII詳細概要	2008年3月6日	1日	1	ハ/イ	30	30			30	編纂グループ	
司法省	民事経済法局			9	9						176		
司法省	民事判決執行局			2	2						30		
司法省	国家司法学院			5	5						74		
最高人民裁判所	ハウン省級裁判所			5	5						72		
最高人民検察院	SPP			2	2						55		
合計				23	23						407		



平成20年度														
ワーキングセッション														
1	司法省	民事経済法局	国賠法 9.3 トラフト	2008年7月1日	1日	1	ハ/イ	12	12	12	12	12	起草グループ	森脇短期専門家
2	司法省	民事経済法局	国賠法 10.4 トラフト	2008年8月4日	1日	1	ハ/イ	30	30	30	30	30	起草グループ	森脇短期専門家
3	司法省	民事経済法局	国賠法 10.4 トラフト後半	2008年8月28日	1日	1	ハ/イ	12	12	12	12	12	起草グループ	森脇短期専門家
4	司法省	担保取引登録局	不動産登記法トラフト	2008年4月16日	1日	1	ハ/イ	7	7	7	7	7	起草グループ	日本司法書士連合会
5	司法省	国家司法学院	訓練マニュアル内容	2008年5月19日	1日	1	ハ/イ	16	16	16	16	16	JA編纂グループ	日本司法書士連合会
6	司法省	国家司法学院	訓練マニュアル(弁護士教育用)概要	2008年9月5日	1日	1	ハ/イ	11	11	11	11	11	JA編纂グループ	日本司法書士連合会
7	最高人民裁判所	SPC	民・刑訴訟法Q&A7-クソツフ事前打合せ	2008年2月15日	1日	1	サ-ライ	9	9	9	9	9	SPC、ハクニン省級裁判所	日本司法書士連合会
8	最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	民・刑訴訟法Q&A (Qの検討)	2008年7月16日	1日	1	ハクニン	15	15	15	15	15	ハクニン省級裁判所	日本司法書士連合会
9	最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	民・刑訴訟法Q&A セミナー打合せ	2008年12月24日	1日	1	ハクニン	10	10	10	10	10	ハクニン省級裁判所	日本司法書士連合会
10	最高人民検察院	ハクニン省級検察院	現場検証と検視に関する捜査実務	2008年7月30日	1日	1	ハクニン	30	30	30	30	30	ハクニン省級検察院	日本司法書士連合会
11	司法省	民事経済法局				3	3						54	
12	司法省	担保取引登録局				1	1						7	
13	司法省	国家司法学院				2	2						27	
14	最高人民裁判所	SPC				1	1						9	
15	最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所				2	2						25	
16	最高人民検察院	ハクニン省級検察院				1	1						30	
17	合計					10	10						152	
ワーキングセッション														
1	司法省	民事経済法局	国賠法トラフト・刑事補償	2008年4月17日～18日	2日	2	ハ/イ	60, 53	60	53	60	53	113 公安省	
2	司法省	民事経済法局	国賠法トラフト意見聴取	2008年6月12日	1日	1	ハ/イ	42	42	42	42	42	関係国家機関	
3	司法省	民事経済法局	国賠法トラフト意見聴取	2008年6月17日	1日	1	ハ/イ	114	114	114	114	114	ハ/イ商工会議所	
4	司法省	民事経済法局	国賠法トラフト意見聴取	2008年6月20日	1日	1	ニヤチン	62	62	62	62	62	中部関係機関	
5	司法省	民事経済法局	国賠法トラフト意見聴取	2008年6月23日～24日	1日	1	HCM市	58, 44	58	44	58	44	南部関係期間	
6	司法省	民事経済法局	国賠法 10.4 トラフト 現地セミナー	2008年6月5日～6日	2日	2	ハ/イ	44, 44	44	44	44	44	起草G、国会法律委員会	森脇短期専門家
7	司法省	民事経済法局	国賠法 最終トラフト意見聴取	2008年12月3日～5日	3日	3	ハ/イ7オ	31	31	31	31	31	起草G、国会法律委員会	森脇短期専門家
8	司法省	民事経済法局	国賠法 最終トラフト意見聴取	2009年3月1日	1日	1	ハ/イ	45	45	45	45	45	北部各省国会議員	
9	司法省	民事経済法局	国賠法 最終トラフト意見聴取	2009年3月30日	1日	1	クアンビン	49	49	49	49	49	中部各省国会議員	
10	司法省	民事経済法局	国賠法 最終トラフト意見聴取	2009年4月1日	1日	1	HCM市	65	65	65	65	65	南部各省国会議員	
11	司法省	担保取引登録局	不動産登記法トラフト	2008年4月14日	1日	1	ハ/イ	46	46	46	46	46	起草G、関係政府機関	日本司法書士連合会

12	司法省	担保取引登録局	不動産登記法トランプト・担保取引登録法トランプト	2008年6月28日	1日	1						41	41		41	大学、関係機関	
13	司法省	担保取引登録局	不動産登記法 第7次トランプト、現地セミナー	2008年6月8日	1日	1						40	40		40	起草G、関係政 府機関	森脇短期専 門家
14	司法省	担保取引登録局	不動産登記法トランプト・担保取引登録法トランプト	2008年9月25日～26日	2日	2						39, 39	39	39	78	起草G、関係政 府機関	
15	司法省	担保取引登録局	不動産登記法トランプト・担保取引登録法トランプト	2008年9月29日～30日	2日	2						55, 55	55	55	110	起草G、関係政 府機関	
16	司法省	担保取引登録局	不動産登記法トランプト	2008年11月25日	1日	1						51	51	51	51	起草G、関係政 府機関	日本司法書 士連合会
17	司法省	担保取引登録局	担保取引登録法 第7次トランプト、意見聴取 現地セミナー	2008年8月11日	1日	1						39	39	39	39	起草G、関係政 府機関	森脇短期専 門家
18	司法省	担保取引登録局	不動産登記法・担保取引登録法・RIA調査レポート	2009年2月16日	2日	2						13	13	13	13	起草G、関係政 府機関	
19	司法省	民事判決執行局	判決執行法 トランプト	2008年9月4日	1日	1						36	36	36	36	民事判決執行局	
20	司法省	民事判決執行局	執行官トレーニング 下位法令の意見聴取	2008年12月18日～19日	2日	2						66, 66	66	66	132	全国民事判決執 行機関	
21	司法省	民事判決執行局	判決執行法の政令トランプト	2009年2月26日～27日	2日	2						40, 40	40	40	80	中部地方省執行 局	
22	司法省	司法扶助局	統一弁護士会設立準備	2008年6月5日	1日	1						104	104	104	104	地方省弁護士 (38名)	
23	最高人民裁判所	SPC	判例セミナー	2008年12月25日～26日	2日	2						78, 63	78	63	141	北部地方省級裁 判所	
24	最高人民裁判所	SPC	訴訟実務Q&Aセミナー	2009年2月16日～17日	2日	2						56, 52	56	52	108	中部地方省級裁 判所	
25	最高人民裁判所	SPC	訴訟実務Q&Aセミナー	2009年2月19日～20日	2日	2						74, 70	74	70	144	南部地方省級裁 判所	
26	最高人民裁判所	SPC	訴訟実務Q&Aセミナー	2009年2月23日～24日	2日	2						68, 62	68	62	130	北部地方省級裁 判所	
27	最高人民裁判所	SPC	判例セミナー	2009年3月3日～4日	2日	2						36, 38	36	38	74	中部地方省級裁 判所	村上短期専 門家
28	最高人民裁判所	SPC	判例セミナー	2009年3月5日～6日	2日	2						56, 51	56	51	107	南部地方省級裁 判所	村上短期専 門家
29	最高人民検察院	SPP	検察官の養成カリキュラム	2008年9月15日～16日	2日	2						58, 58	58	58	116	SPP, 地方省級 検察院	
30	最高人民検察院	SPP	司法改革を踏まえた検察組織及び検察官の権限と責任	2008年6月14日～15日	2日	2						54, 54	54	54	108	SPP, 地方省級 検察院	
31	最高人民検察院	ハクニン省級検察院	日越刑事訴訟手続きの比較	2008年9月8日～9日	2日	2						43, 43	43	43	86	ハクニン省級検察 院	
32	最高人民検察院	SPP	日本の刑訴改正の動向&越国での当事者主義の導入	2008年12月2日	1日	1						200	200	200	200	検察業務研修セ ンター	
33	最高人民検察院	ハクニン省級検察院	刑事訴訟法改正及び刑事実務の改善	2008年12月8日～9日	2日	2						50, 50	50	50	100	ハクニン省級検察 院	
34	最高人民検察院	SPP	2003年刑訴法の運用実務における障害と解決策の提案	2009年2月24日～25日	2日	2						70, 70	70	70	140	SPP, 地方省級 検察院	
	司法省	民事経済法局				14	10								711		
		担保取引登録局				11	8								418		
		民事判決執行局				5	3								248		
		司法扶助局				1	1								104		
	最高人民裁判所	SPC				12	6								704		
	最高人民検察院	ハクニン省級検察院				4	2								186		
		SPP				7	4								564		
	合計					54	34								2935		



## 8. 面談記録

## 会議録

- 日時：2009年5月18日(月) 15:00～16:00
- 場所：司法省(MOJ)会議室
- 参加者：面談者リストのとおり  
(プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、小幡専門家、山本調整員、JICA ベトナム事務所：小林所員も同席)
- 件名：司法省 民事経済局(国家賠償法、民法改正)に関する協議
- 内容：鳥居課長より調査趣旨を説明。以下アジェンダに沿い質問を実施。

国家賠償法

佐藤専門員：国家賠償法は今後施行規則などを策定する予定と聞いている。施行規則などについて、MOJ との協議を踏まえて協力支援を検討したいと考えている。他方、長期専門家のリソースも限定されていることから、日本に対してどの部分にどのような協力が必要か、その優先順位づけを確認したい。

Hue 局長：本日の会議は2つの議題があることを認識している。今回成立する国家賠償法(以下国賠法)の施行に関する日本の支援並びに民法典の幾つかの条文の改正に関する支援についてである。

国賠法制定プロセスにおける日本からの支援に感謝する。先週土曜日に大臣とお会いした際にも、日本の協力がなければ今回の成立はなかったと話した。国賠法案は国会に提出し、非常に評価されている。5月20日国会が開会し、5月21日に審議に入る予定である。同法成立後の支援としては、いろいろ希望があるが、なかでも3つの事項について協力をお願いしたい。①運用のための指導に関する政令の制定支援、②MOJ と財政省との合同通達(国家予算の手当て、収支、賠償関係)。国賠法には、賠償の経費と支払いの手続きを規定している1章があるが、経費の手当てなどに関しては具体的な規定は入っていない。予算手当て、決算などに関しては指導する通達が必要と考えている。③実務を指導する合同通達が必要。国賠法では、損害を与えた公務員が属する国の機関が賠償責任を負担することになっている。ベトナムでは賠償責任を代表して負う機関はない。過失、無過失、要件などについて、MOJ であれば分かっているが、他機関で、賠償義務が発生する可能性のある機関は MOJ のように詳しくはない。このような諸機関が賠償の実務部分を実施するためには具体的な通達が必要と考えている。国賠法は JICA が大きな役割を果たしてきた。今後も運用に向けた支援が続くとありがたい。

佐藤専門員：上記②の予算、経費、支払いなどの国の内部手続的な分野では、日本からどのような支援ができるのか？

Hue 局長：法律的、専門的には難しい問題ではない。国家予算の収支業務、給付が挙げられる。

佐藤専門員：日本の経験をシェアできるが、ベトナムがこのようにすべきということではできない。Hue 局長：日本の経験を知りたいということである。例えば、ベトナムも日本のように国賠法のためのファンドをつくらなければならない、予算をどのように確保するかが問題である。不祥事の回避について日本の経験(国家予算であり、賠償する側、賠償される側の癒着防止)をシェアしてほしい。

佐藤専門員：できることとできないことがあるが、長期専門家と詳細を詰めてほしい。MOJ 以外の各機関に対しては実務指導の合同通達を発令することとあるが、周知のためのセミナーも計画しているか？

Hue 局長：2点お願いしたい。国賠法に関して、できれば包括的な研修支援を期待する。ベトナムには20省庁、中央直轄の市と63の地方省があるが、国賠法を実施するためにはその内容をよく理解しなければならず、各関係省庁に対して、本法周知のための研修をお願いしたい。2番目の点は、法律施行後は法律に関するハンドブックの作成を検討している。各条文を解説、論評する内容となる。そのなかで、ベトナムの法律の風味、日本の法律との対比を行っている。非常に重要な活動と考えている。

佐藤専門員：国賠法の目的である国民の利益につながるもので非常に重要と考える。

鳥居課長：作成して国民の利益につなげていくことは重要であるが、プロジェクトは2011年3月までと時間的に限られており、優先順位をつけていきたいと考えている。

民法改正

佐藤専門員：民法改正に関して、立法スケジュールと改正の内容を教えてほしい。

Hue 局長：改正民法典は2005年に制定されている。実施して4年を経過しているが、社会の実情に照らし、遅れている内容が分かったため、改正を国会の立法作業計画に組み入れた。今回考えている改正の主な点は2つの部分である。まず、所有に関する部分に關し、時代遅れの部分がたくさん出てきている。不正確さ、法律間の矛盾に対処していきたい。例えば憲法、土地法では土地は全民所有であるが、民法では国家所有というように国の所有としている。また集団所有に関しても同様である。2005年改正は大きな改正であったが時代遅れの点など改正しきれなかった箇所がある。今回は、抜本的な改正を考えている

2つ目は契約の分野であり、契約と承認に關係する。ベトナムの契約の諸規定でも時代遅れの規定もある。契約規定が不備であることから経済取引にも損害を与えることになる。契約の束縛性が強く、国家があまりにも私的取引に干渉していると考えている。抜本的に改正し、法律が束縛せず、経済活動の促進に寄与することになればよいと考える。これが国の指導方針であり、我々実務側は、この方針に沿ってどのようにこれを改正していくのか考えている。日本の民法典は進んでいるので期待しており、協力なしにはこのような作業の展開は難しいと考える。

## 会議録

1. 日時：2009年5月18日（月）13:30～15:00、16:00～16:30
2. 場所：MOI会議室
3. 参加者：面談者リストのとおり  
（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、小幡専門家、山本調整員、JICA 事務所；小林所員も同席）
4. 件名：司法省国際協力局（ICD）との協議
5. 内容：  
鳥居課長より調査趣旨を説明。日程確認後、Ng 局長より総括説明あり。

**Ng 局長**：プロジェクト開始に係る事前調査の結果、詳しいプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）が準備され 4 コンポーネント（それぞれ個別のコンポーネント）から成るプロジェクトが形成されたが、活動計画（PO）、これまでの進捗状況を勘案するに、このプロジェクトはこれまで自分たちが考えていた目標と合致していた。

プロジェクトの新しい特徴としてバクニン省の活動を挙げることができる。各関連機関は、精神的、並行的に活動を行っている。国家司法学院（JA）の活動は遅れているものの、おおむね当初計画に合致している。ただ、各機関の連携はよいとは考えていない。それぞれのコンポーネントは各機関が独立して行っている状況である。互いの経験を共有するような活動、互いの協力は十分とはいえない。残り 2 年間はできるだけ経験を共有するなどして、共同活動を推進したい。各コンポーネントの密着度（関連性）を高めていきたいと考える。

MOJ に関連するコンポーネントの進捗は、達成できると考える。なかでも、民事判決執行法は 2009 年 7 月 1 日より発効する。国家賠償法は既に国会に提出し 2009 年 5 月に成立予定である。

また、執行官に対する能力強化をベトナムの 3 カ所で実施した。能力強化の具体的内容は、法律下位規範に関する普及活動である。同時に、ベトナムのニーズに対応し、補充的な活動も実施してきた。例えば、国会議員、地方議員の意見伺いのために 3 回のセミナーを実施し、それを踏まえて国賠法が国会で成立することになった。不動産登記法については、ベトナムの 3 カ所で関連する法律を提出するための情報収集のためにサーベイを実施した。

すべてのプロジェクト活動が計画どおり進捗しているとはいえないものの、上記の活動状況からこれまでの活動は達成できたといえる。2009 年の活動に関してはプロジェクト事務所側と協議してその内容を確定した。なかでも立法関係でのプロジェクトの継続的な支援、成立した民事判決執行法と成立予定の国家賠償法の下位法規、職員の特レーニングを期待している。2009 年に本邦研修を 2 回（不動産登記法、民事判決執行法関係）予定している。JA については 2008 年においてまだ完成していない 2 活動がある。2 冊のマニュアルハンドブック（執行官マニュアル並びに弁護士育成に関する研修ハンドブック）である。遅れていながらも執行官マニュアルの編纂は完成した。研修ハンドブックの 1 次ドラフトは完成し、5 月末にプロジェクト専門家の意見伺いのために送付を予定している。

この後、佐藤専門員より以下アジェンダに沿って質問を実施。

## 2. Component 1

4 つの協力をお願いしたい。①ワークショップ（WS）：法律に対するコメントに関する WS、現行法の施行にあたる諸問題点と現状、現行民法典の弱点、非科学的な点、法律がうまく実施できないような原因の特定のためか大きな 1 回の WS をハノイで 7 月か 8 月に開催することを考えている。省庁、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）、企業、弁護士会などが参加し、補充、改正する問題点を見いだす。②2 回目の WS では、1 次ドラフトが存在しないので、改正が必要とされる諸問題を特定する。MOJ が取りまとめ、改正をめざす諸問題点に関する 2 回目の WS、セミナーを開催する。改正をめざす問題点は網羅されたか、その方向性を議論する。③2 回目の WS を踏まえて起草グループが 1 次ドラフトを起草するが、この時と最初にドラフトへの検討が開始される。④2009 年の最後の WS では 1 次ドラフトへの批判を行うための WS を開催する。⑤はワーキングセッションでグループごとに検討する。2009 年には 4 つの WS の開催を考えている。すなわち、1 回目目が 6 月、2 回目目が 7 月、3 回目目が 9～10 月、4 回目目が年末（？）である。改正民法の起草グループは既に設立されている。MOJ を中心に、さまざまな機関から代表者が参加している。また編纂委員会も設立済みである。最終的な改正民法は、12 回国会と 13 回国会（2012 年 11 月ごろ）の 2 国会を経て成立する予定。

**佐藤専門員**：所有形態の整理と契約の方向性について重要と考えるが、契約自由の原則を推進させようとするうえでの問題点は何か？

**Hue 局長**：無効契約の要件であり、今も契約無効を宣言されることが非常に多い。今後の改正作業の際に、報告したい。

**佐藤専門員**：重要な点であることは間違いないが、プロジェクト期間中にやらなければならないことは多い。民事経済法局以外の部局とも調整が必要である。具体的には長期専門家を通じて調整したい。

**伊藤リーダー**：所有と契約とのことだったが、以前は契約と知的所有権と聞いていた。所有全体に関する改正と考えるといいのか？

**Hue 局長**：2005 年の民法改正において、知財（IP）関係については民法から分離し、別途成立させた。当該 IP に関する法律の改正を現在国会で審議している。

**佐藤専門員**：所有に関しては、共同所有を整理するという理解でよいか？

**Hue 局長**：そうである。

**佐藤専門員**：2005 年民法で協力しているときの日本からのアドバイスがそのまま生かせるのではないかと考える。そのようなものを生かしながら、より効率的に協力していきたい。

以上

- Joint activities with the people's court and/or the people's procuracy office in Bac Ninh province [Activity 1-5]…SPC と執行官との活動
- Activities with lawyers in Bac Ninh province [Activities 1-1,1-4,1-5]

佐藤専門員：実務改善について、MOJ との関係ではトレーニングコースをバクニン省に限定せず実施してきたが、残り 2 年に関し、バクニン省においても執行官、裁判所との共同活動を実施する可能性についてどう考えるか？

Ng 局長：いろいろな側面があるが、パイロット地域の形成についてはプロジェクト開始当初議論を行い、限られたリソースの有効利用を考え、すべての地域には実施できないので、特定のパイロット地域に限定し、そこでの経験を拡大していくというアプローチをとった。この点に関し、バクニン省では、裁判所が検察院、弁護士と連携し一定の結果が得られたが、全国レベルでの結果はまだ得られていない。パイロット地域での活動の実施には時間を要する。活動をまとめる段階で（他地域に）拡大する部分とそうでない部分を明確にする必要がある。MOJ の活動のなかでは、民事判決執行をパイロットに特定して実施できない。多くの民事執行の人員を育成する必要がある。全国で展開したい活動は、パイロロットののではなく、全国展開を図っていきたいと考える。このプロジェクトの優れているところは柔軟性で、パイロットと包括的な実施の双方で対応している。このようなやり方がプロジェクトの効率性を高めた。

佐藤専門員：トレーニングコースを引き続き実施していきたい。バクニン省の裁判所の活動に参加することで MOJ は得るものがあるのではないかと。バクニン省裁判所のセミナーに参加することによって MOJ でもベネフィットが得られるのではないかと。

Ng 局長：ベネフィットはきつとある。ただ、直接の便益は裁判業務の改善、裁判官の能力向上などにもたらされる。もちろんそのなかで MOJ もインパクトを受け、民法、刑法等の改正の際にフィードバックが可能となる。法・司法改革には 2 つの有形・無形の成果がある。速い世代に発生する効果もある。パイロット地区で得られた結果を近隣の県に共有したいということで、バクニン省の近隣の県からは職員を集めることができるが、全国から職員を呼ぶことはできない。ベトナムはそれぞれ特徴を有する 3 地域から成っており、事前調査の際にパイロット地域も 3 地域とすることも協議された。3 地域とすることによってその地域の特殊性に合った解決を講じることができると意見を述べたが認められず、パイロロット地域はバクニン省に限定された。その結果については、終了時に総括したい。

佐藤専門員：日本側のリソースの限定により対応できなかった点もある。バクニン省で経験を得るというよりも、各地域でまんべんなくトレーニングコースを行うという考え方をとるのか？

鳥居課長：トレーニングの全体像を教えてほしい。特に、地方のニーズをどのように吸い上げているのか？

Ng 局長：地域ごとに、5〜7 省から研修生を受け入れてトレーニングを実施している。対象者は、執行官（民事判決執行法に関するトレーニングコース）である。内容は、新執行法に関する内容、日本とベトナムの専門家による詳細な内容、質問に対する討論である。トレーニングコースのうち、研修生の職業的なスキルは向上するといえる。参加者からの意見、コメントを聴取しているが、下位文書なども政令など 11 あり、これを紹介し、彼らの意見を集約する。ベトナムの弱点は、法律の施行であり、そのなかでも、地方における執行の問題の能力強化が重要である。多くの法律があるものの、厳格に実施できないという状況であり、ここにトレーニングニーズとその緊急性を認めることができる。

立法者にとっても、法律は地方でどのように施行されているのか、地方の関係者が何を知りたいと考えているかを知ることが、法律の運用面に関して知る機会となる。他のセミナーも同様である。研修には専門家が参加しているが、日本の協力では多くの省をカバーすることはできないため、他国から協力を受けたら、ベトナム MOJ 独自の協力を行っている。そのなかには専門家の参加しないセミナーもある。ベトナム独自の研修では、集中的にベトナムの実務に関して、海外の専門家の参加するセミナーでは他国の経験が共有されるという特徴がある。

鳥居課長：地方省の抱えている問題などを中央が吸い上げていけると考えてよいか。他のドナーとはどのドナーか？

Ng 局長：世界各国の何十カ国である。どのようなプロジェクトもトレーニングは不可欠であり、能力強化を行っている。執行官トレーニングについてはスウェーデンが実施した。今はフランス、国連開発計画（UNDP）が関与している。ただ、それぞれ量としては多くはない。いろいろな地方で協力を要望しているが、対応が難しい状況である。

佐藤専門員：Component2 の文脈における、MOJ によるトレーニングと JICA のトレーニングの違いは？ もともと MOJ は地方省の職員の問題を吸い上げたり、あるいは地方に情報を提供する機能はあったが、今回のプロジェクトにより、これまでの MOJ の機能が改善したのか？ 専門家の関与により、もともと司法省にあった機能は改善したのか？

Ng 局長：もちろんそのような機能は存在している。ただ、もっと向上しなければならぬ。プロジェクトは、体制づくりに大きな貢献してきた。ベトナムの民法典制定の時代から、現在の民事判決執行法、国家賠償法、不動産登記法、担保取引登録法など、生活の実態にマッチしなければ成功とはいえない。トレーニングも情報提供に含まれるが、このように（MOJ から参加者へ、参加者から MOJ への）2 方向の情報提供がなければ難しい。（トレーニングには）政策実現のためにインパクトがある。

西岡教官：バクニン省裁判所がセミナーを開催した場合、執行関係に関連する内容に、周辺地域の執行官を派遣することは可能か？

Ng 局長：原則的には可能である。

民事判決執行法の運用は裁判所の仕事ではなく MOJ の仕事である。ベトナムの法律はこのように規定している。裁判所としては執行関係に関しては何も機能がない。

ただ、民事判決執行業務に関しては MOJ と裁判所の連携は必要である。判決に関して執行が不可能なものもある。そのような事項を解決するためにはそれぞれ連携しなければならぬということもある。

佐藤専門員：弁護士連合会に関して、弁護士との活動も重要な活動であるが、率直に、弁護士連合会とプロジェクトの間で、どのような共通の活動を実施し、どのような手続きで進めるべきか？ 今後、弁護士連合会憲章が司法大臣の承認を受けているが、どのタイミングでだれと話を進めていくべきか？

Ng 局長：憲章は先の設立総会で成立したものである。ICD の Ngoc さんを通じてまずコンサルタントし、その後は直接弁護士会とコンサルタントしてほしい。

佐藤専門員：弁護士連合会について、Ngoc さんに紹介頂いたのち、直接コンサルタントしてよいと思うが、この際、MOJ とどのように情報を共有すればよいのか？ 例えば、弁護士連合会と JICA 側とで書面を交わす場合、MOJ の承認は必要か？

Ng 局長：Ngoc さんを介して弁護士連合会とコンサルタントする際、プロジェクトのスタッフも同席した方がよい。弁護士連合会の活動もプロジェクトの一部になっていることもある。弁護士連合会との活動は PDM のなかで規定されているので、プロジェクト終了後新たに弁護士連合会と協力関係を結ぶ場合は別であるが、現在の枠組みのなかで新たに弁護士連合会と書面を交わす必要は特にないと考える。

佐藤専門員：事前評価段階では JA が裁判官、検察官、司法関連職員の養成を担っていた。現在は、SPP が検察官の候補生を JA に送っていないと理解している。検察官の養成が JA の活動から除外されることになると、JA の活動は縮小されることになるのか？ 今後のプロジェクト活動について、ベトナムの法曹養成の政策に沿った形で活動を調整することになると考えるが、この点について助言などあれば頂きたい。

Ng 局長：JA から検察官養成の機能を除外することについて、現段階では決定されていない。首相の指示を受け、JA が法曹養成の機関となっている。その枠組みから特定の機関が個別に抜けるようなことはないと考え。将来的にそのような分離があれば、日本がこのためにより JA への支援を縮小するとしても何の問題もない。いずれにおいても、ベトナムへの協力であることには変わりはないからである。

鳥居課長：質問票の回答には 2013 年に JA が大きな組織となるとあるが。

Ng 局長：2013 年の根拠は不明だが、大きな組織になるための建設の案は今年中に首相に提出す

る予定であり、承認されれば首相決定となり、JA は大きな組織になる。

鳥居課長：Project Director の立場として、知識の共有に関して、具体的な実施方法や実施のための障壁を教えてほしい。

Ng 局長：PDM の内容は互いに独立している。それぞれの活動の性質も異なったものである。SPP、SPC、MOJ と互いの仕事の関係はあるが、それぞれの業務は相対的に独立性があり、このためプロジェクトの開始前には SPC、SPP、MOJ を独立としたプロジェクトとして考えることを提案した。しかし日本側の了解を得られなかったため、前のフェーズと同様にスタートしたという経緯がある。

Ng 局長：これまでの 2 年間はプロジェクトのパイロット地区での活動に慣れるために時間を要した。セミナーで情報共有を行うことは重要であると考えており、今後 2 年間に状況は良くなるかと考える。

鳥居課長：合同調整委員会 (JCC) について年 1~2 回なり開催し、進捗状況を共有していきたいと考えているため、その点検討願いたい。

Ng 局長：JCC は実施したことはなく、これはベトナム側の責任であるが、今後は JCC を開催する予定である。さしあたって、今年度末に 1 回開催したいと考えている。自分たち独自の作業を行いつつ各機関の調整を行わなければならないが、正直言って負担が大きいです。

鳥居課長：負担が大きいいということは分かるため、各機関に無理のない協調を行っていくこと、どのようにベトナム側に根づいたものにしていくかということと一緒に検討していきたい。

Ng 局長：多くのプロジェクトを担当しているので大臣にも 1 人で呼ばれる。定員増がないため大変である。断言できることは、今後の JCC の開催、情報共有のためのセミナーの開催、あらゆる機関が主催者になり他の機関が参加するセミナーの開催である。

以上

## 会議録

1. 日時：2009年5月19日（火）15:00～16:30
2. 場所：MOJ会議室
3. 参加者：面談者リストのおとり  
（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、小幡専門家、山本調整員、JICAベトナム事務所；小林所員も同席）
4. 件名：国家司法学院（JA）
5. 内容：鳥居課長より調査趣旨を説明。以下アジェンダに沿って質問を実施。

佐藤専門員：2007年からの成果品として研修ハンドブック（2冊：教授法・学習法一般理論、弁護士研修の教授法・学習法）がある。具体的に日本側のどの点を評価しているのか？

Lien氏：ハンドブック作成にあたっては、教授法、学習法に係る一般理論は新しい考え方があった。執筆にあたっては、執筆者はどのように執筆すべきかを迷っていた。そこで執筆の担当者たちはハンドブックの要綱部分で作業し、プロジェクトの専門家と協議し、執筆の方法、ハンドブックの構成について方向性を明らかにした。章を短くしたり、重複をなくし、教える側にも利便性のあるものになった。

佐藤専門員：執行官マニュアルは2008年3月に最終草案を作成し、現在コメント待ちとのことであるが、現状は？

Lien氏：プロジェクト事務所からの要望に基づき、各専門家のコメントを踏まえ、執行官マニュアルを完成した。その後プロジェクト事務所の提案により、総合的なフローチャートによる、基本的な部分と相対的な部分に分かるようなものを作成し、そのコメントを待っている。

佐藤専門員：執行官マニュアルにしても日本側のインプットが反映されている。成果について追加するコメントはあるか？

Lien氏：執行官マニュアルについての補足を挙げる。民事執行法が制定されたが、同法律のなかで規定されている条文について執筆者は迷っていた。執筆担当者は、日本の専門家により具体的な助言を得て、まだ法律にて十分に説明されていない部分、明白に説明されていない条文について、明確な説明が得られたことが挙げられる。今ひとつは執行官コースの担当講師陣からの要望であるが、できれば次の執行官コースに執行官マニュアルを活用したいとしており、迅速にコメントを頂き、印刷に間に合うようにしてほしい。

佐藤専門員：民事判決執行法は新しく、プロジェクトでは起草支援も行っており、起草支援とJAの法曹養成を連携させるという新しいコンセプトで実施してきている。新しい法律に関する助言が生きたことはこの意味でもうれしく感じる。それに加えて、助言だけではなく、判決執行法のワークショップにJAを呼んだことがある。そのようなワークショップの経験は役

に立ったのか？

Lien氏：以前はコンポーネント3に、JAの執行官担当講師Ha先生が個人的に参加した経験がある。Ha先生としては、セミナー参加によって得た知識を基本的な情報に反映、更新し、新法に合わせて知識をアップデートした。

佐藤専門員：今後の活動としてコンポーネント1と2についてもJAが参加し、その教育活動に生かしてほしい。プロジェクトの後半の活動として勘案してほしい。2009年に教科書の改訂を実施すると予定されている。他のコンポーネントから得られた教訓などをJAの教育に反映させていく。これらの活動を行っていくことに対するコメントは？

Lien氏：コンポーネント1と2に参加したいという希望を述べたとおり、新しい法律に関する情報を収集し、新しい教育に反映したり、テキストの改訂に情報を反映したい。

佐藤専門員：実務から得られた情報を法曹養成に生かしていくことが重要。

現在SPPが検察官をJAに送っていないと聞いているが？今後これはどのような流れになっていくのか？政策の変更があれば、日本側も政策に合わせて取り組みを変えて行かなければならない。

Lien氏：JAの校長がプロジェクトに回答したとおり、現行の法律ではJAは裁判官、検察官などの養成を行うという枠組みは変わらない。SPPは検察官の数がその定員に達したため、2008年にはSPPではJAで検察官を育成する必要がなくなった。

佐藤専門員：4つのテキストとして民法、民事訴訟法があるが、民法の改正のプロセスが始まり、また民事訴訟法も改正する予定がある。そのなかで、PDM上では民法、民事訴訟法を改訂する予定とされているが、JAとしては改訂が必要か？

Lien氏：テキストを改訂する必要性は高い。教育に最大限活用されているが、使用してみるといろいろ不合理なところもある。

佐藤専門員：2011年3月までにどうしても改訂が必要なものではないのか？

Lien氏：残りの2つのテキストも完成（改訂）したいが、2011年3月ごろには新しく改正した内容を盛り込んでいきたい。

佐藤専門員：2冊のスキルの教科書はどのコースで使用されているのか？

Lien氏：裁判官、検察官、弁護士であるが、2008年には検察官の研修生はいなかったため、それ以降は裁判官と弁護士コースで使用されている。

佐藤専門員：長期専門家にリクエスド頂いているものとして、公証人のマテリアルがある。公証人マテリアルは、どのように利用されるのか？

Lien 氏：公証人マテリアルは、一連の教授法学習法に関する一般理論であり 3 冊目である (2 冊目は弁護士)。学習・指導のマテリアルになる。研修マテリアルのシリーズの 1 つとなる。また、公証人マテリアルは弁護士マテリアルと構成は似ているが内容は異なる。弁護士の育成と公証人の育成はだいぶ異なる。弁護士と異なり、公証人育成に関する、学習・育成に関するスキルが養成される。

佐藤専門員：ベトナムの公証実務と日本の公証実務は大変異なるが、この場合、日本が支援することに意義があるのか？ 日本では公証人の育成機関はない。日本では、裁判官や検事を退官してから公証人となる場合が多い。それまでの実務経験に基づき、公証業務を行う。長期専門員、日本国内の公証人養成ノウハウはない。このためどの程度意義のある支援ができるのか疑問に感じている。

Lien 氏：公証人関係の研修マテリアルは、単純な公証業務ではなく、例えば連言でどのような手順を踏むべきかということではなく、連言を公証する場合は教える側はどのような準備をしなければならぬかということに記載したい。今後考慮されるなかで決定することになると思うが、あくまでも教え方、学び方のマテリアルであるので、支援を依頼したい。

佐藤専門員：日本だからできる支援という観点で支援内容を検討したいと考えている。PDM のなかの活動としてモデル講義があるが、この点については、JUDGE プロジェクトなどでも行われているが、日本として行うことの意義はどこにあるのか。

Lien 氏：JUDGE はカナダの行ったセミナーである。JA で行っている講義を見本にしてセミナーなどで実際講義を行った。JA の講義の方法をセミナーで示した。カナダのプロジェクトは JA の講師とカナダの専門員が共同で準備をしたが、そのセミナー限りのものであった。非常勤講師、常勤講師も同様に統一した内容で講義が行えるように見本となる講義をつくることをめざしたが、これをプロジェクトでは引き続き実施する意義がある。

佐藤専門員：他のプロジェクトに参加している講師が JICA のプロジェクトにも参加するということは、JA の講師の時間的な余裕を考えると困難を伴う。また、JICA でも、そのセミナー限りであり、ビデオに残すなどを想定していなかったもので、同じようなことをすることの意味を疑問視している。

Lien 氏：JUDGE とは異なる内容となる。JUDGE は教える方法について重点を置いている。JUDGE ではある事例を使って、グループ協議など教え方を指導するもので、異なっている。JICA の支援は、教材になるものを考えている。

佐藤専門員：特定の事例問題を扱って実施することを考えていたので、JUDGE の支援に近い。

もし重なっているのであれば、モデル授業は JUDGE に任せ、JICA は教科書などに集中した方がよいのではないのか？

Lien 氏：ドナー間で調整することもひとつである。カナダに要請しているが、カナダはプロポーザルを審査している状況である。

Ngoc 氏：2007 年にプロジェクトが開始されたのちに JA と専門員間で協議の場が設けられた。その協議の結果としてお互いに日本からの協議の範囲について統一的な見解が得られなかった。Thu 校長が考えている日本との協力範囲はとて大きく、専門員は、これは PDM の範囲を超えていると考えた。CD-ROM を作ったりすることを Thu 校長は考えていた。その際、伊藤リーダーは JA のニーズは PDM の範囲を超えていると伝えている。これが、この活動が実施されなかった 1 つの理由である。

ニーズは存在しているが、能力キャパシティを考える必要がある。Lien さんからの発言からは、JA は引き続き膨大な講義を行おうと考えているが、この点について皆から率直な意見が出された。公証人関係の研修ハンドブックはプロジェクトの 1 年目終了後初めて言及されるようになった。このような意味で、日本側から協力できるかどうかを示してほしい。ICD として支援する側にも協力するキャパシティ、能力があるのかどうかを確認したい

佐藤専門員：公証人はややミスマッチかもしれない。

鳥居課長：コンポーネントの関連について意識していることについては理解して頂きありがたかったが、実務を踏まえた能力強化という一本の筋を念頭に置いて優先順位づけを行っていきたい。JA のニーズとして高いと理解したいが、PDM をシェアして、プロジェクト目標に向かって協力していることを理解してほしい。プロジェクトの文脈のなかで JA の位置づけ役割を考えていきたいことを理解頂きたい。また、JA の研修生が卒業できなかった場合はどうなるのか？

Lien 氏：今の考え方には同感である。受益者としては最大限の利益を得たいということが本音。受益者側、支援側の両者のニーズと能力を考えることは重要である。

卒業できなかった場合は今一度研修を受け、試験を受けることができるが、2 回目に合格できなかった場合は、失格する。

以上

1. 日時：2009年5月19日（火）9:00～10:30
2. 場所：MOJ会議室
3. 参加者：面談者リストのとおり  
（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、小幡専門家、山本調整員、JICA ベトナム事務所：小林所員も同席）
4. 件名：MOJ：戸籍法、公証業務、統一弁護士連合会、担保取引法/不動産登記法について
5. 内容：鳥居課長より調査趣旨を説明。以下アジェンダに沿って質問を実施。

#### 戸籍法と戸籍システム

佐藤専門員：事前調査時に、戸籍法に関して起草計画があると聞いていたが、具体的な協力はその優先度によらずにしていた。このたび、司法行政管理局から戸籍法の要望を受けたが、戸籍法の必要性、緊急性、優先度の高さについてご説明を頂きたい。現在ベトナムで戸籍制度があるが、現在の問題点、新システムでの改善の方向性について説明をお願いしたい。

Cuong 次長：司法行政管理局では4つの分野を管理・調整している、すなわち①戸籍、②国籍、③公証、④司法履歴（犯罪歴？）である。認証、公証、司法履歴（近いうちに国会で成立）と異なり、戸籍分野についてはまだ政令レベルの規定にとどまっておらず、より上位の法的文書を制定する必要がある。戸籍制度は、一人ひとりの国民の身分と密接に関連しており重要であるが、制度が整っておらず、戸籍関係には不備が生じている。政令のレベルの法令であるので、国民にとつての認識も高くない。国民に対する（順守の）圧力も高いものではない。戸籍官などの担当官についても不備が生じている。行政の末端レベルでも戸籍業務を担当しなければならぬが、戸籍関係を専門とする職員は不在であり、管理の効率性からみると高くないといえる。このような状況下で、法務文書が法律にレベルアップされることにより、コミュニケーションレベルの職員のレベルアップにもつながると考えている。国際化を推進するためにも、戸籍を制定する段階に来ているが、今の段階で生じている戸籍問題に十分対応できない状況にある。ときどき、政令から外れた観点から指導せざるを得ないこともあり、法治国家の運営の観点からも現状を放任できない。

スケジュールについては、本国会の立法計画に取り込むように指示している。国会の立法計画に追加的に立法を補充できるように試みているが、うまく組み入れられる状況にはない。国会の13会期の最初（2011年）の成立をめざして努力したい。実践のサーベイ、これまでの政令レベルのまとめの評価などを準備段階として行っている。2009年～2010年に作業を、2010年後半に第2次草案の作成をめざす。政令実施の評価と今後の草案作成に向けて支援をお願いしたい。

佐藤専門員：日本からどのような支援が可能なのか？ 政令から法律への格上げについては日本からの支援というよりも政策の問題と考える。戸籍法の内容で、現在日本から学びたいその内容を指摘してほしい。

Cuong 次長：日本への期待はたくさんあり、すべての期待がかなうとは考えていない。すべて法

律と関連性のある内容である。まず①日本の戸籍関係の法律の実情について勉強したい。諸外国の戸籍の法制について、同じ地域に位置する国として日本の関連法令を勉強したい。②日本の戸籍の管理機関、管理モデルについての支援を受けたい。③法律を規定する第1条の立法趣旨はどうなっているのか？④できれば地域内の戸籍管理のセミナーの開催支援もお願したい。さらに、⑤ベトナム国内における戸籍管理の実態のサーベイ、戸籍法起草の際に、同分野での専門家の支援も受けたい。⑥国家管理、戸籍管理におけるITの応用についても支援してもらいたい。63省においてもITの応用は十分になされていない。また、可能であれば、⑦日本の戸籍の管理について見学できればよい（本邦研修）。

佐藤専門員：JICAではMOJからさまざまな支援要望を受けており、日本が支援する意義のある分野を見いだしていきたい。日本の戸籍制度のなかでどこがベトナムで役に立つのか、適切な制度は何かといった視点も重要である。この観点から考えると、日本のIT分野が世界に誇れる戸籍システムを開発しているのかは分からない。

鳥居課長：2011年3月までの間に何ができるのかという観点から対象を考えていきたい。

Cuong 次長：説明を十分理解した。当方の要望がすべて支援の対象にはなるとは考えていない。今後草案の準備を行っていく予定であり、重要な点に対する支援を願っている。支援がなければ自ら行っていくと考えている。日本からの支援があれば、時間的にも短縮され、質的にも向上すると考える。

#### 公証業務

鳥居課長：設立後のスケジュール、業務の内容などを知らせてほしい。

Lin 司法扶助局局長（日本留学経験あり）：プロジェクトからの弁護士連合会設立に関するセミナーなどの支援に感謝する。司法扶助局の業務は弁護士と弁護士業、競売、商業の仲裁公証（行政管理局から2009年2月に移管）などであり、今後社会化（Socialization）される分野である。このような分野における社会管理並びに行政管理も重要となる。他のドナーからも支援を得ているが、日本は民事経済の分野で進んでいることから、日本からの支援を重要視していきたい。

佐藤専門員：司法扶助局の業務分野では弁護士会の組織改善を弁護士連合会との作業を通じて行うことを事前調査の段階で決めていた。今後弁護士連合会について、そのCharterの承認など、どのように進むのか、弁護士連合会のなかでどの部局が弁護士業務の改善を担っていくのかを協議したい。

Ngoc 氏：まだ弁護士連合会が設立されなかった段階では司法扶助局で作業をしてきた。弁護士連合会は既に設立されているので、協力に関して直接弁護士連合会に話してもらおう。本日司法扶助局が出席した理由は、公証人関係で協力の要請があるからである。

Lin 局長：公証人に関する扶助局の要望は以下のとおりである。法律ができて公証関係でも社会化される。法律と政令しかなくないため、公証関係の枠組みの整備、現行法の見直しと改正、下位文書制定に関する協力を願いたい。法律より下位の通達を編纂し、2010年までの公証に関する計画を策定している最中である。日本の公証関係の経験に関するワークショップをセミナーの開催支援、例えば資料の翻訳、日本の専門家の派遣、開催費用の支援を願いたい。実際のところは公証業務の社会化が進むなかで、民間公証人、国家公証人の能力は高くないので能力強化、短期中期の研修、公証人マニュアルの編集についてお願いしたい。フランスなどへの視察を行ったが、日本への調査の支援をお願いしたい。

佐藤専門員：公証業務は2005年日本が支援した民法のなかにも公証人に関する規定があり、公証人が役割を果たすことが新しい民法が役割を果たしていくことにつながるから重要であると認識している。司法行政管理局と同様に、多くの要望があるなかで、どのような優先順位をつけていくのかということとを協議していきたい。公証業務に関しては日本の制度とベトナムの制度はかななり違う。ベトナムの制度はよりフランスの影響が強い。そのなかで、日本の支援の意義ができるだけ大きい分野について協力をやりたいと考えている。日本の公証人が日本の事例を紹介することがどれだけ意味があるのか、この点について検討していきたいと考える。制度上の違いが判明するのみでは支援の効果は大きいとはいえないので、日本の制度から何が学びたいか教えてもらいたい。

Lin 局長：公証は最近扶助局に移行された分野であるので、まだ日本の公証制度について詳しく理解していない。日本の制度が何らかの形でベトナムの制度に役立つのではないかと考えて要望したものである。司法扶助分野でその他の重要なものは、財産の競売、国家財産の競売、司法鑑定などあり、鑑定については法律の制定も検討されている。公証関係については、不動産登記制度に関して日本は多くの支援をしてきており、この不動産登記と公証は密接な関係があり、ベトナムの不動産登記への支援の一環として公証業務も採り入れてもらえばよいと考える。

佐藤：不動産登記に関しても公証業務が実施されていることが前提となる。日本の制度とはこの点が異なることである。この点も勘案しつつ、優先順位を考えていきたい。

#### 弁護士連合会

佐藤：今後弁護士連合会との協議には司法扶助局職員の間席は必要なのか？

Lin 局長：既に弁護士連合会が設立され、協会は独自に活動しているため、プロジェクト側は必要に応じて同席する。MOJは弁護士連合会憲章や手続きを行っているので、必要があればコネクタクトしてほしい。

Duong 氏：統一弁護士連合会の設立は司法大臣が認証して正式に発効する。選挙の結果を承認されて正式に設立される。

佐藤専門員：弁護士法では、大会で設立された連合会についての設立申請を MOJ が受領した後、30日以内に発効することになっているので6月中には発効すると理解している。

Duong 氏：承認待ちの状況であるが、既に各部署では活動を開始している。

佐藤専門員：プロジェクトでは弁護士実務の改善への取り組みに協力したいと考えている。弁護士法では、実務の改善も目的に入っている。実務の改善を行う部署はあるのか？

Duong 氏：弁護士連合会としては4つの委員会(①国際関係委員会、②研修業務指導委員会、③監督懲戒、④弁護士の合法的な権利利益を保護する委員会)から成る。研修に関しては研修業務指導委員会、国際関係委員会が国際関係を担当しており、具体的な活動は研修業務指導委員会と直接やりとりすることになる。また、Duong氏が国際関係の窓口になる。

佐藤専門員：現在のプロジェクトの枠組みでは SPC と SPP とバクニン省と共同し、バクニン省の裁判実務の改善にあたることを考えている。バクニン省で省級研究裁判所、検察院とともに実際の実務改善方法を検討している。このような活動に弁護士連合会からの参加も可能か？バクニン省の弁護士が少ないことも知っているが、ハノイからバクニン省に赴き、一緒に裁判実務の改善に従事することは可能か？あるいはバクニン省は遠隔地のため難しいのか？

Duong 氏：弁護士連合会としては歓迎しており、内容を持ち帰り1人か2人の弁護士を活動に派遣したいと考える。ハノイ弁護士会は長い経験を有しており、訴訟分野での幾つかの問題を把握しているため、いくつかの改善を提言することができる。

佐藤専門員：裁判実務の改善にあたって弁護士の意見を反映していくことは重要と考えている。これまでもバクニン省の活動にあたり、弁護士の意見を聞きたいと考えていた。中央の弁護士連合会が吸収し、将来的に地方の組織の実務改善に生かせればと考える。業務指導部局の担当の会長などはいらぬのか？

Duong 氏：4人の副会長のうち、1人が常任副会長である。弁護士連合会と協力する場合、合意する相手は常任副会長を通じて行う。一日も早く組織機構を整備したいと考えている。

#### 担保登録取引局

Vu Duc Long 局長、Tran Dong Tung 副局長、Hoang Thu Ha 専門家、Khang Thu 専門家

Tung 副局長：不動産登記法の成立を見込み、JICAと協力し、2007年1月から2008年9月まで7回のワークショップ(WS)を開催した。2007年1月からは不動産登記法に関するコンセンサスを得るためのWS、2008年8月から9月は、ドラフトへのコメント聴取に係るワークショップであった。ワークショップは、ハノイ、カインホア、ホーチミン市(HCM)などで開催し、弁護士会、法律家協会、国会議員も招待した。国会議員はすべてのWSに参加してはい

ないが、参加することによって法律の内容を理解し、法律制定を応援することになったといえる。

不動産登記法は国会の常任委員会で2回の審議を経た。常任委員会は8月～10月に開催されることから、この直前にWS、セミナーを開催した。残念ながら、法律委員会は政府ならびに編纂委員会の考え方の幾つかの点について同意していない点があった。自分は国会の審議に参加したが、成立にあたり中心的役割を果たす委員会である法律委員会が法律の必要性やいくつかの重要点に賛同していなかった。国会の常任委員会も法律委員会の意向を受け、本法案の国会への提出を取りやめた。MOJ大臣も国会質疑において答弁を行ったが、現状では2010年の立法計画に組み入れられていないのが現状である。理由としては国会の法律委員会において統一的な見解がとられなかったことである。政府は引き続き2011年の立法計画に取り込むことを指示している。というのは、2012年までの立法計画に既に採り入れられているからである。協力の結果を踏まえると2005年、2007年の段階でのドラフト、2007～2008年の編纂にあたってはJICAからの支援を受けてきた。ドラフトができた段階で文面によるコメントやワーキングセッションを開催してもらった。現在は8次、9次のドラフトとなっているが、このプロセスにおけるJICA専門家の貢献を評価している。ペトナムのことわざどおり、「村の意見は聞かないが、外国人の意見はよく聞く」ので、外国人であるJICAの意見はよく聞く。国会議員のなかでも法律委員会の委員長（WSへの）参加をねらったが参加に至っていない。数回参加すれば考え方も変わると思ったが1回も参加できなかった。ドラフトの内容は評価できるが、法律委員会ではよく内容を聞いてもらえない状況である。もちろん、ペトナムの登記関係組織や手続きには特殊性があるかもしれない。そのなかで、日本の専門家のコメントを聞いているのは窓口を一本化して登記が可能なシステムを採り入れたことである。そのほかサーベイを2007年から実施している。ラオカイ、タイビン、フエ、ダクラク、HCM、カマウ省などにおいてサーベイを実施した。一緒に行動した那那田専門家には非常に精力的で、各地で登記の手続きを聴取していた。このようなサーベイを通じて、地方の業務の実態を把握することができるようになった。このような登記活動は都会（HCM、タイビンなど）では円滑に行われている。日本の専門家もサーベイを通じてペトナムの実態を把握できるようになった。2009年3月に2回目のサーベイを実施した。これはRIA調査である。国会の常任委員会の会合でも法案が立法計画に採り入れられなかったことからその反省会として編纂委員会と協議の場をもった。RIAに関しては最近の課題で、最近関連法令が整備された。有意義なRIAを策定するならば、国会議員も制定を支援すると考えられた。国会の常任委員会に参加し、国会議員はドラフトを読むことが苦手との印象をもった。国会の常任委員会は相談役がないため、自ら多くのドラフトを読まなければならない。国会議員がドラフトを読む際に、非常にセンシティブな箇所、非常に大きな組織機構ができるのではないかと懸念、新しい証明書も（現在はRed Book 土地使用权とその上の建物の所有権証明書 Pink Book があ）ドラフトでは1枚の証明書で土地の使用権証明書とその上の建物の所有権証明書を兼ねていたが、国会議員はこれを、既存の証明に新たに証明書が1枚追加されるのではないかと考えた。

Red Book は天然資源省、Pink Book は建設省が主管であり、新しい証明書の発行はどこのかという問題もあった。このような懸念に対して大臣が説明しても納得してもらえな

った。このため、国会議員に対して法案よりも読みやすいRIA報告で説明することを考える。サーベイをハノイ、ダナン、HCMで実施しているが、これは窓口の一本化を実現した都市（土地と上物）であったからである。

ペトナム土地法によると、土地の使用権（法的な確立された権利）についての言及はあるが、上物に関しては規定されていない。上物の資産の所有、変動はPink Bookで証明される。法律の規定によると、販売にあたって2つの機関に行かなければならない。そこでダナン市では土地法を運用して、土地使用权と建物の所有権を一括にして、土地とその密着した財産を記入することになった。

2008年8月～9月にハノイでも窓口の一本化を行った。確かにこのやり方は土地法と住宅法には抵触するが、パイロットエリアとして実施しており、国民には歓迎されている。このためRIAレポート作成のために、そのインパクトを評価すべくサーベイを実施したわけである。

鳥居課長：これまでの内容のインプットに加えて、今年度の本邦研修での期待はどこにあるのか？

Tung 副局長：前もってJICA 専門家と協議したが、担保取引に関する本邦研修について、今回は2つの方向で提案したいと考える。①現状打開のために、国会のキーパーソンを巻き込んで研修を行うこと。具体的にはMOJの指導部（指導部の次官）と共に国会の各委員の委員長、政府の代表から成るグループを送る。②前者の調査団が難しければ、On-line による登記を計画しており、これに関する通達も準備している。これに関する本邦研修である。ポイントは、国会で決定権のある人を巻き込むことである。

鳥居課長：支援範囲が立法化支援の領域に入っているが、これまでの経緯も含めて特例的に支援していることを理解してほしい。このなかで、決定権限者を本邦研修に参加頂くことは前向きにとらえていきたいと考える。

Tung 副局長：登記官のトレーニングコースの結果について、2007年12月に登記官のためのトレーニングコースを実施した。ペトナムでは、登記に関する規定が簡素化される方向で変更されてきたが、MOJの年次計画に沿って北部と南部に1回訪問したり、需要に応じて短期間のトレーニングコースを実施してきた。今後はオンラインによる登記も検討している。

今後不動産登記法が成立するためには以下のことを考えている。RIAレポート作成の継続、このスコープは不動産登記法と担保取引登録法の2つを含むことになり、双方のインパクトを調査することになる。

担保取引に関する法案は常任委員会に提出されていない。担保取引に関して、政令8号に代わる新しい政令を制定する予定。動産、不動産の登記を管轄する機関、登記の登録段階における手続きなど、そしてオンラインの手続きについて規定する。本政令は2010年に発令する予定である。オンラインによる登記に関しては、通達の制定についてMOJから指示されている。オンライン登記システムの形成も含め、これらの活動について日本側の支援を期待している。

1. 日時：2009年5月19日（火）13:30～15:00
2. 場所：MOJ会議室
3. 参加者：面談者リストのとおり  
（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、小幡専門家、山本調整員、JICA ベトナム事務所；小林職員も同席）
4. 件名：MOJ民事判決執行局との協議
5. 内容：鳥居課長より調査趣旨を説明。以下アジェンダに沿って質問を実施。

**民事判決執行法**

佐藤専門員：民事判決執行法の起草支援を行ってきたが、国会で成立したことは大きな成果であった。日本からのコメントが反映されたことについて聞きたい。

Thuy 次長：本法律が国会によって成立したが、計画立案から制定まで1年という迅速さで成立した。複雑な183条文から成っている法律であり、大きな意味を有している。多方面からの支援を受けたが、JICAの皆さんからのご支援が非常に大きい。本法律において、新しい条文が規定されることになったが、そのなかで当事者の資産を確認するための義務規定が設けられている。新しく成立した法律では資産を確認する機関は執行機関で、資産の証明責任は当事者にある。旧法では政府に依存する特徴が残っていた。世界各国のシステムを検討したうえで、ベトナムの新法では、証明責任を当事者に移行することに決定した。この規定を法律に組み入れることは難しく、コンセンサスを得ることが重要だった。昨日法律新聞の記者の取材を受けたが、この規定を運用するには、移行のための経過措置が必要であると認識している。不動産登記法、担保取引登録法はまだ成立していないため、国民が資産に関する情報にアクセスするにはまだ時間を要する。

また、複数の規定は、透明性を高くし、各当事者の権利をより明確に規定した。以前の規定では、手続きに長期を要することがあったが、新法では、執行期間について以前は30日であったものを15日に短縮した。決定は7～10日であったが、新規定では5日間と短縮された。裁判所に訴える期間も3カ月から1カ月に、不服申し立てについても短縮され、より効果的な執行ができるように改正されている。資産の執行など日本の経験を学んだ。IP資産を評価する規定も追加した。

佐藤専門員：迅速、効率性、透明性を高めることは重要である。日本の助言が役に立ったことはうれしい。質問票回答にある資料の提供とは何か？

Thuy 次長：法律の制定の最中に、当時の執行関係の資料が印刷され、各省に配布された。地方の職員は歓迎し、彼らにとって貴重な資料となった。

佐藤専門員：新しい法律に従って運用できるようになることが重要であるが、新しい法律を施行していくための活動として何が計画されているのか？

佐藤専門員：社会主義市場経済発展のためにも不動産登記法の果たす役割の重要性は認識しており、その立法化に向けた支援を行っていききたい。担保取引登録法が政令として発令されるということは、法律の制定というのは長くかかるということか？

Tung 副局長：そういうことである。2012年の計画には入っているが2010年の計画には入っていない。

佐藤専門員：トレーニングコースについては、コンポーネント2に関連しており、重要である。MOJの仕事の一部を日本側が手伝ったが、日本が手伝ったトレーニングによりどのようなことがあったのか？ よりトレーニングコースのやり方が良くなったのか？ 理解が進んだのか？ 日本が支援していない業務と比較して良かったことはないか？

Tung 副局長：局として研修をしているが、これは法律の規定、実務指導である。JICAの専門家の場合は、その経験、例えば、資料の管理の方法、現在はハードのペーパーであるが（将来はオンラインが中心であるが）、書類の手順の簡素化や保管状況が良くなったたりした。

佐藤専門員：研修の参加者が良かったと思うだけではなく、研修のやり方に反映していくことも大切である。

持田氏：書類の手順の簡素化や保管状況が良かったりしたという、その判断の根拠は？

Tung 副局長：一例を挙げると、ある登記事務所では手作業でコンピュータ入力していたが申請書が何枚にもなり、タイプミスも生じていた。申請者が前もってデータの形で提出することを日本の専門家のアドバイスで行い、ミスも少なくなった。

独自で行っているトレーニングでも、3地域を一緒にしてトレーニングを行うので統一的行うことができるようになった。「有責任」と「有責」と用語の使用に違いがあったが、用語の統一を図ることができたことになった。

RIA調査の対象は、登記官、国会議員、国民、登録金融機関、地方の資源環境局、MOJの職員、建設局などであり、10人から15人のグループで質問に回答してもらったり、事前に配布した質問票をその場で回収したりした。質問票については、以前は郵送方式をとっていたが、回収率が低く、現在はその場で直接回収している。

以上

Thuy 次長：法律を成立させると同時に国会の第 24 決議も行った。重要な法律であったことから、国会の決議が行われた。この決議にのっとって MOJ でも同決議を実施するための計画を作成した。計画にのっとって中央から地方の関係機関に対して、法律を施行するための計画が立案された。計画には制度上の問題、人員の見直し、宣伝活動などを織り込んでいる。そのなかで制度づくりが重要な活動のひとつとなっている。MOJ 大臣の計画によると、政令を 3 本、準備している。すなわち①執行機関の組織機構に関する政令、②判決執行の手続きに関する資料、③民事判決執行に関して、HCM をパイロット地区とした民間執行官に関するもの。

このほか通達もある。活動を実施するためには、研修も必要になる。新しい法律であるため、いき届いた研修がなければ理解や運用に支障を来す。本法律の宣伝活動に関してもある。新しい法律の精神にのっとって、新しい職員の再評価を行う必要がある。執行官の任命は試験によるため、選考委員会が選出する形式はとらなくなる。初めて試験という形がとられることになった。

佐藤専門員：執行実務に関しては、他の部局との調整も必要になる。トレーニングコースに関する成果の確認をしたい。執行官に関するトレーニングがドンナイで行われたとあるが、昨年はハノイでも実施されたのではないかと？

Thuy 次長：2008 年 12 月にハノイで実施したものはセミナーであり、執行に関するスキルを重視しているトレーニングと違う。セミナーは各法規文書に対するコメント、意見、また、対象者も広い。MOJ 以外に SPP、SPC も参加する。

佐藤専門員：スキルアップのための研修については、MOJ でたくさん行われていると思うが、年にどのくらいのペースで実施されているのか？

Thuy 次長：年に 1~2 回トレーニングコースを開催する。新規採用の執行官のトレーニングコースもあれば、経験のある執行官のためのトレーニングコースもある。例えば、新しい民事執行法のためには、各地域の県レベルの執行機関の長のためのトレーニングを実施しなければならぬ。

佐藤専門員：日本の支援によって良かった点は何か？

Thuy 次長：ドンナイでの研修も優れている点があった、執行関係のスキルを重視しているところもあり、執行官同士が判決執行の経験を交換したが、そのなかには日本の経験も含まれる。このときの参加者は、コアとなる執行官であり、地元に戻り、他の執行官の研修を行うことができた。ただ、このような研修のモデルは 2007 年の 1 回だけである。

なお、以前起草担当局が明確でなかったため、民事経済法局が研修を担当したこともあったが、民事執行法になったので、研修関係は民事判決執行局が行っていた。

佐藤専門員：セミナーにも執行官が参加されている。その中では、MOJ 執行局から新しい考え方を教えるとともに、現場の執行官の意見を聞いて、双方向的なセミナーとなつていってと考

てよいのか？そこで得られた現場の声の蓄積は形として残っているのか？

Thuy 次長：2007 年のトレーニングコースに関して、まとめて反映したことはないが、今後のトレーニングや下位文書に反映している。プロジェクトによって行われた内容は優れているが、まとまった文書に蓄積され普及されるということになっていない。概括的な内容を報告書レベルでまとめてあるが、1冊の本にしてはいない。

佐藤専門員：1冊にならなくとも、ペーパーとして残っていればみんなでシェアできるので、その点にも気をつけてもらえればよい。HCM 関係の政令について、HCM をパイロット地区にして、執行官を対象にした取り組みを行うということか？

Thuy 次長：民間執行官の、執行活動の社会化の一環として実施した。

佐藤専門員：プロジェクトは MOJ とも裁判所とも実施してきた。裁判所と一緒に活動ではバクニン省の裁判所で活動を行ってきた。JICA がバクニン省の裁判所と一緒に活動の中で、執行官の方にセミナーのゲストとして来てもらおう、不明な部分などを説明願うことは可能か？バクニン省の裁判所からバクニン省の執行官に声をかけることもあると思うが、その点は承知しておいてほしい。

特田氏：(質問票の回答に関して) セミナー参加者(各地の長)が他の執行官に技術移転ができるようになった背景は？

Thuy 次長：そのようなアイデアはあったが、再研修(ここでは TOT(訓練者のための訓練))ができるようなシステムにはなっていない。OJT のような形で他の執行官に伝えたり、引き継ぎの会議のような形で行われている。

伊藤リーダー/佐藤専門員：これまでの本邦研修は起草支援を中心に実施してきたが、法律成立後の法律の運用の段階で研修を行うのは今回が初めてである。執行官の実務家のトレーニング研修は初めてであるので、運用段階の研修がどのような意味があるのか、モデルケースとして見ていきたい。

Thuy 次長：具体化、実施について迷っている状況にあり、成立して終わりではなく実施についても日本の経験を継続的に学んでいきたい。

以上

会 議 録

1. 日時：2009年5月20日（水）14:00～16:00
2. 場所：SPC 会議室
3. 参加者：面談者リストのとおり  
（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、山本調整員、JICA ベトナム事務所；小林所員も同席）
4. 件名：SPC との協議
5. 内容：  
鳥居課長より調査趣旨を説明。以下アジェンダに沿い質問を実施。

西岡教官：バクニン省での活動について。裁判官の WS に検察官や弁護士が参加しているという理解でよいか？

Cuong 局長：よい。共同開催は、検察と共催の場合、裁判所側、検察側、弁護士、人数的にも 3 者が同じような人数となると考える。具体的な計画は、バクニン省で裁判所長に詳細を確認してほしい。

西岡教官：WS において、MOJ の関連職員の参加も可能か？

Cuong 局長：まだ考えていない。

西岡教官：例えば、裁判所が主催する WS にて、地方省の執行部分を聞いてみたいという案などの可能性はあるか？

Cuong 局長：ある。

西岡教官：模擬裁判の実現について

Cuong 局長：バクニン省の裁判所長に回答を任せたい。

西岡教官：WS 開催の折などに、報告書類の作成は？

Cuong 局長：自分自身（Cuong 局長）が参加しているため、報告書作成は考えていなかった。

西岡教官：中央の SPC がその WS の結果をどのように吸い上げているのか？

Cuong 局長：Cuong 局長か Thanh 専門官が現地に行き、その意見を述べてもらう。私とバクニン省の Tue 所長は日常的に電話連絡している。

西岡：経験をバクニン省以外にどのように広めていこうとしているのか？

Cuong 局長：成果を共有するためにセミナーなどを開催する予定である。バクニン省の経験を広めていくためには、バクニン省の人たちがこれを行う必要がある。準備のために、バクニン省の参加者がブレゼンテーションをしたり、Tue 所長がブレゼンテーションをしたりしている。

西岡教官：バクニン省はパイロットエリアとして位置づけられている。裁判官の判決書の向上などについての状況はいかがか？

Cuong 局長：このようなものを計測することは非常に難しい。バクニン省からは進捗、改善の連絡を受けてはいる。専門家に判決書を読んで検証してほしい。

西岡教官：JICA のプロジェクトが入っていない他省と比較してどうか？

Cuong 局長：バクニン省は他の省と比較して考え方も進んでいる。ただ、いろいろな要素に影響を受けているため、プロジェクトの貢献度については答えられない。

西岡教官：コンポーネント 2 では、他機関とのモニタリング他が予定されていた。共同モニタリングをしたという実績はあるのか？

Cuong 局長：まだ SPP、MOJ との共同でのモニタリングは行っていない。この点に関しては、中央で関係省庁と協議することは難しい。おそらく地方、地元の活動から共同活動を SPC に報告していくことになるかと考える。

西岡教官：質問票に回答されている非公式な情報提供とは？

Cuong 局長：省裁判所から情報提供を受けるほかない。

西岡教官：弁護士、検察官が共同し、作成された提言を SPC が保管するという考え方があるのか？

Cuong 局長：ファイルに保管する。本邦研修の結果報告を保管している。

西岡教官：本邦研修の報告書について、他の地域の人たちが触れることはあるのか？

Cuong 局長：バクニン省での経験などをウェブサイトにアップするならば、アクセスは広がる。判例関係の研修で発表を行ったことがあるが、このような発表を通じて地方の底上げを期待している。

西岡教官：地方の経験を中央に蓄積し、整理発信することについてどう考えるか。

Cuong 局長：Q&A 集は 3 つの地域で実施していたがこれはひとつの能力向上の方法と考える。これ以外に、計画として既に渡していると思うが、刑事事件を解決するためのマニュアル、プロセス、計画表がある。

西岡教官：判決書マニュアルについての状況を教えてほしい。

Cuong 局長：一度書き直したものであり、2～3 日に前副長官に提出した。今月末までに読み終えて印刷に出す。ドラフトは書き直されたものである。5～6 月に印刷を行う予定。

西岡教官：7～8 月に普及セミナーを実施との計画について、普及セミナーはどのように開催するのか？

Cuong 局長：判決書マニュアルのトレーニングコースを予定している。参加者の意見を徴収し、その後使用してもらったのちに、必要に応じて改訂を行う。

西岡教官：判決書マニュアルの改訂については、プロジェクト終了前に行われるのか？

Cuong 局長：これに対する回答は今少し時間が必要。

西岡教官：コンポーネント 3 に関して、行政訴訟法の起草スケジュールはどうなっているのか？

Cuong 局長：まだ起草班しか構成されていない。起草班は主に裁判理論研究所職員から成っている。研究所には具体的なスケジュールの作成を依頼したが、まだ作成されていない。

西岡教官：行政訴訟法の起草にあたりサーベイが行われたのか？

Cuong 局長：前のフェーズでもサーベイを実施した。

西岡教官：2008 年度においてサーベイは実施していないのか？

Cuong 局長：2008 年の枠組みのなかで調査を行った。調査票は送付している。伊藤専門家も直接インタビューを行った。データ集積の最中である。

西岡教官：民事訴訟法改正のスケジュールは、予定では行政訴訟法よりは早い段階で成立することになっていたが、現状を踏まえるとかなりあるとなるかと理解している。2011 年の活動については、民事訴訟法関連もあるのか？ 2011 年 3 月までに民事訴訟法、行政訴訟法の成立見込みは？

Cuong 局長：行政訴訟法はプロジェクト終了時にドラフトが起草されていると思う。いつかは分らない。予定どおりであれば行政訴訟法についてはドラフトが仕上がる予定であった。

立法計画によるが、今年がダメなら 2010 年になる。民事訴訟法は 2011 年の立法計画に組み入れられている、6 月末の決議（国会決議）において民事訴訟法のスケジュールが計画される。起草班、編集班は設立されていない。

西岡教官：遅延の要因は？

Cuong 局長：国会での立法作業が忙しく、優先度をつけた結果である。他の部署で作成されたものが先に成立したこともある。

西岡教官：Q&A 集の問題点の集積は？

Cuong 局長：問題点の集積中である。Q&A 集は改めて編集することになった。

西岡教官：SPP、SPC、MOJ が一堂に会した JCC を開催することに對する考え方は？

Cuong 局長：あっても特に問題なし。ない場合もプロジェクト事務局があれば問題ない。

西岡教官：セミナーに JA を招待することについての考え方は？

Cuong 局長：これまでも JA に直接招待状を送り、JA はセミナーなどに参加している。

西岡教官：SPC は現在 JA に裁判官候補生を派遣しているのか？

Cuong 局長：そのとおり。ただ、今後裁判官を育成する機関を JA から裁判所に移管することになる。JA での研修は今後しないことになる。裁判所から講師として JA で教えている裁判官と JA の講師との指導方法は一致していない。JA の講師は理論的に教えており、(実務に基づく) SPC の講師の教え方とマッチしていない。JA のカリキュラムは法科大学の延長線上にある。だから検察院は JA から離れ、裁判所も同様の方向である。

西岡教官：現在の程度 JA で SPC の裁判官候補生が研修しているのか？

Cuong 局長：即答はできない。裁判所を育成する機関の建物を韓国国際協力団 (KOICA) の支援でザラームに建設中であり、完成後 JA から完全撤退を行う。同時に裁判官独自の育成計画を準備中である。2 年後には、建物が完成し、育成計画も承認されると思う。

西岡局長：判例セミナーについては？

Cuong 局長：SPP だけではなく、他の機関も招待する予定である。大学の教育のなかでも判例は適用していないという教育をしているところある。前にマスコミに判例の使用を批判されたこともある。

西岡教官：弁護士会もセミナーなどに積極的に声をかけるのか？

Cuong 局長：そのとおり。SPC の出身者が弁護士連合会におり、声をかける。

佐藤専門員：Q&A に関する質問。地方の裁判所が困りそうなお題にアドバイスを行うのが SPC の役割であると理解している。これまでは、SPC で作成し地方の裁判所に渡していたが、今回は作成過程で地方の裁判官が関与した。これらのプロセスをどのように評価しているのか？

Cuong 局長：非常によかった。中央ではよく分からないので地方の関与がありよかった。

佐藤専門員：このようなアプローチは SPC で今後活用可能か？

Cuong 局長：条件が整えば、継続したい。ある課題にみんなが意見を出していくことはよい。条件とは、財政的な面での負担が大いことである。

佐藤専門員：バクニン省の Tue 所長は判例の WS で SPC の裁判官と共に他の地方でも発表をされた。このようなことはよくあるのか？

Cuong 局長：初めてのことであり、このようなことは、いいことだったと思う。

佐藤専門員：地方を活用し、他の地方に紹介するということはどうか？

Cuong 局長：テーマごとに行わなければならない。Tue 所長から聞いた話によると、地方の裁判所より SPC の話によく耳を傾けるようだ（地方裁判所の裁判官の話は他の地方裁判所の裁判官にとって興味はない？）。

佐藤専門員：今年、Q&A 集の改訂と普及が予定されている。改訂はどこで行うのか？

Cuong 局長：SPC で行う。

佐藤専門員：このような活動は SPC の活動強化に貢献することをねらっているが、これにより地方が便益を得ると考える。

Cuong 局長：成果としては、裁判理論研究所で生かしている。研究レベルで下から吸い上げていく方法も活用していく。例えば、理論研究所では各地方の公文書の作成について、以前は問題があれば記載せよと指示していたが、今では細かい質問に分けて記載を求めている。

佐藤専門員：判決書マニュアルについて、内容について Cuong 氏に任せたいことだったのか？ 副長官は今一度中味を吟味するのか？

Cuong 局長：今度はかなり期待できる。今後修正する部分はない。既に書き直している。以前は修正するように命じられていたが、その後は書き直しを命じられたので意味が違う。今度副長官が同意しなければ副長官に執筆してもらう予定。というのは、副長官の指示に基づき自分が修正しているからである。今はバトナム語版しかないが、必要に応じて提供する。

副長官はすべてにわたってマニュアルの修正を指示した。マニュアルにサンプルとして掲載されている判決書例は維持したが、それ以外は簡素化した。

鳥居課長：判決書マニュアルを活用した WS は開催するのか？ それに基づいた改訂の予定は？

Cuong 局長：改訂する必要があるればリバイズする。修正する必要があるとしたら、プロジェクトの終了ごろとなる。

佐藤専門員：印刷後の Dissemination seminar でのコメントや裁判官からのコメントを取りまとめ改訂の必要が出てきたときに使えるようにしておくことが必要と考える。

SPC とは民訴、行訴、判例を行わなければならないため、改訂までは難しいと考える。セミナーから意見を集約して取りまとめるといふ活動をプロジェクトでは考えていきたい。

伊藤リーダー：印刷に回す前に、プロジェクトに回してほしい。

Cuong 局長：了解。マニュアルは現段階では A4 で 270 ページ程度。当初の 500 ページからかなり減った。

佐藤専門員：判例に関する活動部分は、ワーキングセッション、ブループリントが予定されているが、ワーキンググループのタームズ・オブ・レファレンス (TOR)、つまり、いつまでに何をやる必要があるのか？ 2010 年 3 月までにペーパーを作るという TOR があるのか？

Cuong 局長：なし。ワーキンググループ・メンバーは法規範文書で役割を規定されているのではなく、SPC 内で決められている。

佐藤専門員：研究報告書をまとめることになるのか？ 内部的な計画は？ 計画は裁判所の決定となるのか？

Cuong 局長：判例に関する計画案を取りまとめることになる。今後の計画は SPC の上層部による（今後の予定は分らない）。

佐藤専門員：共産党決議 48 号と 49 号では判例の発展を長い期間の目的のなかで規定しているが、現プロジェクトは 2011 年で終了する。このため 2011 年までにプロジェクトとして何を一緒にやっていくのか？ 昨年の判例の本邦研修は良かったが、今年も同様の研修を期待しているのか？

## 会 議 録

1. 日時：2009年5月20日（水）9:00～11:00
2. 場所：SPP会議室
3. 参加者：面談者リストのとおり  
（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、小幡専門家、山本調査員、JICA ベトナム事務所；  
小林所員、Ms. Khanh も同席）
4. 件名：SPP との協議
5. 内容：  
鳥居課長より調査趣旨を説明。以下アジェンダに沿い質問を実施。

西岡教官：コンポーネント I に関連し、バクニン省の裁判所との共同 WS などの開催計画は？

Moc 副所長：共同で実施することはこれまではなかったが、どちらが主催にしても他の機関（弁護士など）も参加している。バクニン省にて日常業務、WS など円滑な業務実施を遂行すべく協議している。

西岡教官：MOI の職員の参加は？

Moc 副所長：中央の職員あるいは地方の司法局の職員の参加か？ 地方省の場合、業務上での参加、プロジェクトベースでの参加、それぞれあり得るものの、今後、本プロジェクトの枠組みのなかで地方省司法局職員の参加を得た WS が開催されるのか否かは、断言はできない。

西岡教官：司法局職員と実施する WS などのテーマとしてどのようなものがあり得るのか？

Moc 副所長：自分が知っている限り、中央からの指導の下で、毎月、3 カ月ごとに、引き継ぎの共同会議があり、すべての関係する分野について協議が行われている。直面する問題の解決のためにそのような WS が開催されることもある。例えば、ある事件の処理が滞っていた場合、関連した内容を反省し、経験を蓄積する。またある仕事について、内政に關与する機関と共同で作業をする際に、それらの政府機関が協議することもある。中央レベルでも同様と考えられる。特に地方では、裁判所と検察院は人民委員会に直屬する機関ではないが、人民委員会も会議に参加する。

WS に関してバクニン省での検察院は報告書を作成し、製本の形で保管されるようになってくる。セミナーで活用し、中央で保管し、必要に応じて関連部署に送る。WS の具体的な内容は、ウェブサイトや検察の印刷物に掲載することもある。

西岡教官：能力向上の状況は？

Moc 副所長：計量できるものではないが、WS、セミナーを介して検察の実務、公訴権の行使に役立っていると考えている。セミナーでバクニン検察院が抱えている問題などを協議する。実務上の経験、課題を書かせて、WS、セミナーで発表させることに

Cuong 局長：判例はあまりに難しいが入れたいという意見があった。その後、計画のなかには入れないが引き続き研究することになった。

ベトナムにおける判例の発展ということで、ドラフトでもできればよいと考える。判例適用の意義、方法論、方策などを記載し、指導部に提案する。承認されると、実施することになる。

ベトナムの法実務などに判例が伴わなければならないので難しい。裁判官が判例を使いやすくするような提言をまとめることも一案である。

佐藤専門員：弁護士連合会に関して、このプロジェクトは法曹三者が互いに協力、切磋琢磨することを期待しており、共同活動も含めている。プロジェクトの後半では共同活動を積極的に行いたい。SPC からの期待は？ 全国の弁護士のスキルアップなどいかが？

Cuong 局長：弁護士連合会ができるかと専門委員会ができるようになる。スキルのレベルにも関心をもちたいと思う。

佐藤専門員：弁護士のスキルアップの意識について他の法曹から学ぶこともある。

持田氏：統計データについて聞きたい。

Cuong 局長：行政訴訟事件の数はあまり多くないため、6～7 省程度に 700 票を配布し回収率は 20%程度であった。民訴、刑訴はバクニンその他の省 6 省に送っており、回収率はかなり良かったと考える。先に説明した SPC が独自に行った調査では、書面による送付で郵送方式あるいはメール送付方式を採っていたのが回収率は 70 から 80%。

以 上

している。一人ひとりの経験が参加者間で共有されることになる。これにより検察官の知識、スキルが向上する。検察スキルについては例えば、検察記録の整理の方法を教え、その整理方法の向上によって、解決しなければ記録の所在がすぐに分かるようになり、論告のスキル（経験や自分の書いた論告の反省、対応など）、ほかの検察官のスキル向上に寄与していると考ええる。

西岡教官：バクニン省の模擬裁判は必要か？

Moc 副所長：シミュレーション的なものは行っていないが、実際の公判廷で模擬裁判的なことは行っている。2009 年の活動を例示すると、検察官は公訴権を、裁判官は裁判官の任務を公判廷において行い、傍聴席には経験豊かな多くの検察官、裁判官が座って傍聴する。これは実際の裁判であり、このうち、裁判官と検察官が公判廷について協議する。このような反省会の場には弁護士が参加し、互いに検証することを行っているが、弁護士は参加することもあるしそうではない場合もある。司法改革の核は裁判と考えているが、弁護士は多く反映されるように公判廷を聞き合いたいと考えており、このためには検察官の質を向上させ、弁護士とバランスさせ、裁判の説得力の向上が大切と考ええる。

西岡教官：コンポーネント 2 については、SPP のモニタリングは、モニタリング記録をまとめたり、問い合わせがあればそれに答えるという形で実施しているのか？

Moc 副所長：そのとおりである。

西岡教官：質問票について、裁判評議会の決議とは？

Moc 副所長：SPC の裁判官による評議会の議決や公文書の形で、裁判職務を指導しているが、この議決にあたり SPP も関与することになり（SPC の照会に答えるという形と考えられる）、検察院も議決の趣旨に従い活動している。また、地方の経験が議決に反映されている。例えば、地方からの「危険な凶器」の定義についての照会に対する SPP の回答や、窃盗罪に関して、常習犯の場合の被害額の構成要件上の考え方などである。

裁判分野だけではなく、検察、弁護士にも影響を与えている。SPC の裁判協議会の議決は法的拘束力がある。法律解釈は国会の常任委員会では実施されていないため、SPC の議決は法律の解釈を与えるものと理解している。今回のプロジェクトによる議決の質的な向上などに関連するが、SPC が議決の際に当方に照会したりする。裁判所の問題は検察の問題でも、弁護士の問題でもある。したがって常に意見の照会を受ける。検察院の考え方が合理的な場合は、裁判所の見解を修正することもある。コンセンサスを得られたものを使っている。

西岡教官：検察官のアドバイザーに今回のプロジェクトの結果が反映された経験は？

Moc 副所長：バクニンでの経験は常に検察分野のすべての関係部署に周知するようになる。検察職員研修所の所長（以前のバクニンの次席検事）が、バクニンでの経験を研修テキストに

反映している。

西岡教官：検察官マニュアルの 1 巻は完成しているが、現場の検察官が使用しているか？ 検察官による使用後の感想はどうか？

Moc 副所長：会議とか、意見交換会で、マニュアル中の考え方について評価している。マニュアルは有益な活動であった。今のところ、裁判官、弁護士マニュアル、捜査官マニュアルが作成されているが、検察官については 1 巻にとどまっておき、現在第 2 巻を編集中である。すべての検察実務の活動をカバーしている。第 1 巻については前フェーズの森永専門家がすべての会合に参加し、同専門家から複数のコメントをもらった。2 巻目は伊藤専門家にその役割が代わり、控訴審、監督審、再審まで終了したところであり、伊藤専門家が精力的にサポートしてくれている。伊藤専門家の帰国前に終了し、印刷したい（協議後確認したところ、プロジェクト期間中に行いたいとのことであった）。判決執行までは情報を収集しているが、編纂まではいっていない。検察官マニュアルの第 1 巻については、普及のためのセミナーは行っていないが、マニュアルはすべての検察官に配布している。検察大学校には配布し、同校ではこれを参考とし、テキストに反映し教材として活用している。また、セミナーなどで関連事項があれば、同マニュアルから抜粋する。マニュアルだけにトピックを絞ったセミナーは、コスト高になるため開催していない。検察官は 8,000 人いるので、すべての検察官を網羅したマニュアルに関するセミナーの開催は難しい。マニュアルをベースにした勉強会として、新しい法律文書が出る場合は、トレーニングコースを実施することもある。地方検察院からは代表を 1~2 名を派遣し、その代表が省に戻り後日研修で得た知識をフィードバックする。

マニュアルの改訂は、プロジェクトの計画の一環として計画している。2009 年に改訂を計画している。今年で第 2 巻の作成を終了し、第 1 巻の改訂に取り組むが、あるいは改訂は法律の改正をにらみながら考えていく。

西岡教官：2003 年刑訴の改正と検察院組織法の改正スケジュールは？

Moc 副所長：2003 年刑訴の幾つかの条文を改正する予定であったが、その後中央委員会の判断で、刑訴の全面的な改正を行うことになった。SPP としても 2011 年末（12 会期）に成立を考えていたが、おそらく無理である。刑訴法の改正でいろいろと処理しなければならぬ問題がある。憲法がらみの問題、例えば、憲法では複数の裁判官による裁判でなければならないと規定しているが、刑訴では 1 人でも可としていることや、裁判の手続きの改正、職権主義と当事者主義の組み合わせに関心をもっていることで、一朝一夕にはいかない。2011 年以降（13 会期）になると考えている。なお、2003 年刑訴法の改正に向けた起草班、編集班も組成されており、改正に向けて動き出している。

刑訴法についてはこれまで複数のセミナーを実施してきた。セミナーではお互い熱の入った議論が行われており、基本的理論を横断している状況にある。今回の改正は司法改革の考え方を反映させなければならない。

今年検察官に関する国会令の幾つかの条文を改正予定であるが、2011 年の末には、同国会

令について全面改正を予定している。(将来的には) 検察官組織法と検察官に関する国会令について 2 つを合体することを考えている。前者は機能、任務について検討している。検察官になるための任期などについても見直している。司法改革のための一貫性が求められている。司法分野のすべてに一貫性が求められている。

裁判所、検察院の組織に関しては、2011 年末に改正を期待しているが、厳しいスケジュールである。これは一貫性の問題である。プロジェクトが終了する 2011 年 3 月までには、検察院組織法に関してはドラフトまでではできず、刑訴については 2 次、3 次案の段階と考える。検察組織法も編纂委員会は既に組成されている。検察の組織形態のモデルについても計画が立案されている。

西岡教官：JCC についての見直しは？

Moc 副所長：JCC は必要に応じて (問題が出てきた段階で) 開催すべきと考えている。プロジェクトの動き出す段階で 1 回、実施機関に何らかの課題が出てきた場合は、各コンポーネントは明確であり、成果の評価など、具体的に意見交換すべきときに初めて開催すべきである。関係機関間での日頃の情報共有、調整は常に行っている。検察の活動に限って JCC はあまり必要ない。

鳥居課長：プロジェクトでは、コンポーネント間の情報共有と連携を重要視しているので、各機関の責任者による情報交換は意味のあることである。半年か 1 年に 1 回、通常の JICA プロジェクトの場合は JCC を設けている。各コンポーネントの独立性は高いが、それらをまとめてプロジェクト目標の達成に向けた状況を確認したり、PDM の調整を図る場として JCC を活用してほしい。プロジェクトのマネジメントの観点から JCC の開催を望む。

Moc 副所長：了解。

西岡教官：コンポーネントの 1 と 2 に関連するが、JA の教官をオブザーバーとして招くことについて考えているか？

Moc 副所長：そのようなセミナーにあたっては、MOJ 全体を招待しており、JA の招待は MOJ 次第である。といっても、実際には複数回 JA の教官が参加している。手続きとしては MOJ を介しての参加であり、SPP から JA を直接招待するというショートカットは行わない。

西岡教官：検察官の養成についての状況を教えてほしい。

Moc 副所長：SPP は自分たちの検察官を自ら育成することにした。1970 年から 40 年間の育成経緯があり、これは裁判官も同様である。一方、JA は設立されたばかりである。裁判所と検察院は、それぞれ裁判官、検察官を自ら育成したいと考えており、検察職員研修所を今後検察学院とし、検察官を育成する場もできる。犯罪学研究センターなどここに置く。なお、JA の研修体制は今後どのようなようになるのか不明である

佐藤専門員：裁判官評議会の決議について、「危険な凶器」や「常習犯の場合に窃盗金額が 50 万ドン以上」の場合といった、このようなテーマをプロジェクトの枠組みのなかで、バクニン省において協議したことはあるのか？

Moc 副所長：プロジェクトとしてではなく、いろいろなところで議論していた。

佐藤専門員：地方の検察官が悩むことについて、SPP 長官からの指示や地方からの意見伺いによる対応もあると考える。それぞれどのような問題が裁判官評議会の議決で扱われ、SPP 長官の指示によって扱われるのか？

Moc 副所長：裁判官評議会決議は、裁判所だけでなく他の機関も共有することになる。検察の問題点はいろいろなレベルがあるが、地方からの問題は、SPP に送られ、検察理論研究所の専門家が回答する。雑誌や新聞で回答することもある。公文書の形もある。地方からの問題が目立っているようであれば、すなわち、頻繁に同じ問題の照会がある場合は、SPP の指導部で当該問題に対して明確にするため、統一的な回答を发出する。

佐藤専門員：SPP の指導部の指導を改善する余地があるのか、現場での活動からの吸い上げにより、現場には指導部が考えていたこととは違う問題があったというような意味で、「気づき」が SPP にはあったのか？

Moc 副所長：中央レベル、SPP レベルでは範囲は概括的になる (吸い上げる経験の範囲はより広がりがあるので) から、一概にバクニン省での活動からの気づきとはいえないという意味と解される。バクニン省の経験はあくまでも 64 省の 1 つのものにすぎない。確かにプロジェクトの協力によりバクニン省の情報が上がっていき、全国に広がっていく。バクニン省をはじめ各地域の問題をまとめ、指導部に上げ、指導部の指導の改善に貢献させる。

佐藤専門員：日々の回答を行う業務の改善に生かしてもらいたいと考えている。

Moc 副所長：もちろん経験、勉強になる。研究所としてもバクニン省検察院でも、自らの経験を広報したりすることによって改善している。

佐藤専門員：研究所での今後の活動として、バクニン省の人たちにも、研究所にも役に立ち、それによって他の地方の役に立つということをねらっている。

Moc 副所長：セミナー、WS の結果をまとめていきたいと考えている。

佐藤専門員：検察官職員研修所が検察学院になるということだが、改善される点は何か？

Moc：HCM とハノイの検察学校では育成のためのカリキュラムを作成している。2009 年 6 月にセミナーを開催する予定。デンマーク国際開発庁 (DANIDA) の枠組みで行う。検察学院の設

会議録

立に向けての作業の一貫としてのカリキュラムの整備である。  
西岡教官：今回のプロジェクトを通じての、地方へのフィードバック機能について改善の方向性は？

Moc 副所長：SPP は正確な法律相談を行いたい。更に正確かつ迅速な対応をとるべく改善していきたい。

佐藤専門員：弁護士連合会の設立によって SPP は影響を受けるか？ 弁護士の窓口が 1 つになり SPP は連携がとりやすくなるのか？

Moc 副所長：弁護士会の設立は理屈の通ったものと考えている。弁護士の陣容の成長を表しており、法律改正、権利を守るためのものである。司法機関が迅速かつ公平に活動することに貢献することになる。文明社会のなかで訴追に対して、弁護する側も存在することを期待している。検察も冤罪を起しにくくしたいし、裁判官、控訴院の裁判官も自らの裁判が正確なものであることを期待している。弁護士の陣容が拡大するほど、正確な裁判ができることに貢献する。司法改革の流れに沿って弁護士の権限の拡大を歓迎している。証拠収集と証拠評価について。弁護士協会の設立は弁護士の成長の起点として評価している。設立は検察官の陣容にも影響を与える。検察官は自らの知識を高めなければならず良い影響を与えたいと思う。

佐藤専門員：3 者間の活動が増えていくと思うのでよろしく協力お願いしたい。

西岡教官：JA について今後、検察官の候補生は送らないという理解でよいのか？

Moc 副所長：よい。

西岡教官：検察官を非常勤で JA に送っていたが、今はどうか？

Moc 副所長：JA が個人に対して要請していることで SPP としては制限していない。検察官が JA で教鞭をとれる環境が整っていれば、それは歓迎している。

持田氏：指標に関する質問票の 4、5 という二重の回答について

Moc 副所長：起訴状、論告については、大部分はよく執筆されていると考えているが、不備なケースもなくはないので、100%には行かず、70~90%の意味で記載した。第一番後の控訴審、監督審で行うケースもある。起訴状に問題があったり、人定のところの問題があったり、起訴状についても地名、氏名などの間違いがあったりして捜査をやり直すことがある。また、評価指標については、数学的に数量を分析するのであればよいが、法理論に適用できるのかは難しいと考えている。事実をデータとして評価することは難しいと考える。

以上

1. 日時：2009 年 5 月 21 日（木）14:00~16:15
2. 場所：バクニン省人民裁判所 会議室
3. 参加者：面談者リストのとおり  
（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、小幡専門家、山本調整員、JICA ペトナム事務所：小林所員も同行）
4. 件名：バクニン省 人民裁判所へのインタビュー
5. 内容：

冒頭 Tue 所長より先方出席者の紹介、次に佐藤専門員より調査趣旨の説明、調査団の紹介。質疑応答は以下のとおり。

西岡教官：バクニン省での活動の概略の説明をお願いしたい。

Tue 所長：2 年間にわたり 11 回程度のワーキングセッション（2007 年 6 回、2008 年 5 回）を行い、実務上に反映することのできる多くの技術移転が行われた。ここでは民事・刑事すべての問題を扱った。Q&A の出発点はバクニンのセミナー、WS である。ペトナムの他の地域にも普及予定であり、大きな成果を上げたと考ええる。また、判決書きのスキル、民事事件の受理に関するセミナー、比較法の観点から民事、刑事訴訟のセッションももたれた。さらに日本の本邦研修に 4 名参加し、刑・民事の他に判例についても学ぶ機会を得ることができた。JICA プロジェクトグループはペトナム各地において判例制度の発表を行ってきた（Tue 所長もテーマは不明であるが、他地域のセミナーに出席した由）。バクニン省での成果はこの 2 年間の成果といえる。ただこれは、バクニン省裁判所長としての評価であり、自分たちは司法改革のニーズに沿い、裁判実務の能力強化のために能率的に活動を行ってきたと考える。セミナー、WS における日本の専門家の役割も大きい。

西岡教官：大きな成果と考えるが、セミナーの報告書などは作成されているのか？ その報告書が中央の SPC に伝わることはあるのか？

Tue 所長：セミナーの準備はバクニン省で行ったが、そのレポートは作成していない。中央の SPC も参加しているため、SPC に報告するためのレポートは作成していない。SPC とバクニン省裁判所では常に連絡を取り合い、変更が生じた場合の対応も含め、連携している。

西岡教官：バクニン省での活動が中央に伝わっているということでしょうか？ 他の地域と比較した場合にこれだけのセミナーを開催できるのか？

Tue 所長：報告は中央に伝わっている。ただ、他の省がこのようなセミナーを開催することは、開催できる環境にないためできないと思う。

西岡教官：バクニン省の知識が中央を通じて他に伝わっているということでしょうか？

Tue 所長：よい。

西岡教官：バクニン省をモデルケースとする意向はあるのか？

Tue 所長：モデルケースとなり得ると考えるが、これはベトナム 3 地域でのセミナーや他の地域からの問い合わせによって自分が感じたところである。

西岡教官：セミナーに他の弁護士などが関与することはあるのか？

Tue 所長：常に弁護士や検察院を招待している。検察院で主催している場合に、自分たちが資料を執筆することもある。2009 年より共同主催を行う予定である。

西岡教官：相互交流は、バクニン省に特徴的なことか？

Tue 所長：一般的に JICA 以外の会合は専門的な会合であるがあまり多くない。裁判所は独立性があり、弁論を運営するという役割を担い、中立的な立場に立って判決を出す。プロジェクトがなければ、検察官と一緒にセミナーをやることはない。その意味で、プロジェクトは相互交流を促進したという意見に賛成である。

佐藤専門員：引き継ぎなどで共同の活動をしたことはあると理解しているが。

Tue 所長：専門的なテーマを共同で扱ったことはないが、特定の重要事件などではある。例えば、ばくち違反事件の迅速な解決のために、手続きなどの検討にあたって 3 機関が集まることはある。

西岡教官：検察官と弁護士が参加しているとのことであるが、司法局の職員の参加はあったのか？ 執行関係の人に意見を求めるセミナーは？

Tue 所長：判決執行する場合は既に判決が下りたあとであり、例えば、確定した判決でありながら執行官として執行しづらいものがあれば、裁判官も執行について検討しなければならぬ。その場合は、監督審で見直さなければならぬので、手続きが異なるといえる。

西岡教官：裁判官と執行官の関係は深いと思っていたが。

Tue 所長：10 年前は、執行官は裁判所に属していたが、10 年前に民事執行官は裁判所から分離した。

西岡教官：公証の関係で MOJ の職員と活動する内容は？

Tue 所長：認証する場合には公証人との活動はある。

西岡教官：検察官、弁護士との活動は今後もあると思うが、MOJ との関係はいかが？ 司法局職員がセミナーなどに参加することについてはどうか？ これは PDM 上に掲載されているため確認したい。

Tue 所長：計画について考えていた。裁判所と検察院関係、そして今年の後半は司法補助、弁護士との WS も考えていきたい。

西岡教官：トピックとしては何があるのか？

Tue 所長：(司法補助について) 実際には、裁判所との関係では鑑定人との関係が多い。例えば、鑑定結果について疑いがある場合は裁判所に呼んで確認する。鑑定人に関する質問を Q&A 集に掲載している。

西岡教官：鑑定人は MOJ の職員が含まれるのか？

Tue 所長：MOJ の職員ではなく、鑑定機関に属しているが、鑑定に従事している場合は司法機関に属している。

西岡教官：模擬裁判は行われていないようであるが。

Tue 所長：模擬裁判は行わず、実際の裁判を用い、模擬裁判を行っている。実際に、グループをつくり、公判廷に参加し、合議体に対して反省点を述べる。意見交換を通じて、裁判官のみならず、検察官の実務にも向上している。弁護士は集団として参加しているわけではなく、その意見は文書の形で提供される。

西岡教官：判決書マニュアルで WS を行ったことがあると聞いているが、この反応は？

Tue 所長：検察官がマニュアル(ドラフト)を借り読んでみて感銘を受けたと聞いている。判決書マニュアルは裁判所が迅速に問題を見つけるのに寄与しており、裁判官も評価している。

西岡教官：セミナーを展開されているが、これはやはり活動の一環としてみてよいのか？

Tue 所長：よい。

西岡教官：判決書の内容や尋問が変わったことはあったのか？

Tue 所長：よい。その検証は実際の裁判を見に行ったり、判決を見たりして評価できる。

西岡教官：個々の裁判官の意識が変わっていると考えてよいのか？

**Tue 所長：**SPC は地方の裁判官に対する指導を行っており、そのために執務参考資料を出している。今回は Q&A 集を作るプロセスにバクニン省の裁判所が関与した。このようなケースは初めてと SPC の Cuong 局長から聞いている。

**西岡教官：**このやり方についてどう考えるか？ 特に苦勞した点などは？

**Tue 所長：**特に苦勞した段階があったのではなく、日常的に遭遇している問題などについて扱っている。いろいろな活動において問題点を抽出することになる。解決策について SPC での Q&A 集はあくまでも参考資料として 3 地域のセミナーにて紹介した。ただ、Q&A 集が SPC の正式文書として発効するためには、SPC の決議が必要になる。

**佐藤専門員：**SPC とバクニン省の共同作業を通じて執務資料がより良くなったという点があれば紹介してほしい。

**Tue 所長：**刑訴法や民訴法の改正が必要な点など、SPC の決議によって解決されなければならぬ問題もある。Q&A 集が出版されることになると、裁判所だけではなく他の機関の参考になると考える。

**佐藤専門員：**判例制度の発展に関するバクニン省の貢献について、Tue 所長に WS の議長をしてもらうこともあると聞いている。判例制度の発展については長い期間をかけて行うことになる。SPC も難しく悩んでいるが、現場でも悩んでいる。現場の考え方は SPC に伝わって行かなければならず、判例制度の発展に関する WS への貢献を引き続きお願いしたい。判例制度の発展に関するコメントは？

**Tue 所長：**判例に関してはまず JICA との間でまとめられた判例に関する研究があり、判例に関する 3 地域でのセミナーなど、判例制度の発展に貢献したと考える。セミナーなどを通じて判例に関する認識が変化する。判例の導入についてはまずやってみることで、そのようなマイ SP が重要なと考える。地域で判例に関するセミナーなど活動を行ったことが有意義と考え、SPC が一方的に言うのではなく、現場で働く人がセミナーに参加して話すことから、より説得力が生まれる。日本の判例システムについて日本での研修で説明してもらったが、これが他の地域での活動の資本になっている。

**佐藤専門員：**SPC が判例について明確に指導していない状況で、このプロジェクトの前とあとで、先例の使い方が変わったことはあるのか？

**Tue 所長：**変化はあったと認める。判例について今後も連携体制を固め、判例整備について引き続きセミナーを続けていく体制が必要と考える。

**西岡教官：**判決書マニュアルはセミナー資料として配布されているのか？

**Tue 所長：**第 3 次ドラフトにいろいろいるコメントした。

**西岡教官：**実務の参考に使用していることはあるのか？

**Tue 所長：**(公式ではなく) 参考資料として日常業務に使用している。

**特田氏：**JICA の支援がなければ他の地域でセミナー、WS は開催できないであろうとのコメントがあったが、それはなぜか？

**Tue 所長：**JICA 支援いかんにかかわらず、われわれは司法制度改革を継続していかなければならぬ。JICA の存在は専門家という案内者がいたことから、より迅速に改革を進めることができたということである。JICA プロジェクトがなければ、より時間がかかったであろうということを言っている。

**特田氏：**他の援助機関のセミナーに参加したことは？ 他の援助機関と比較してどうであったのか？

**Tue 所長：**他の援助機関のセミナーに参加したことはある。バクニンをパイロット地区として選定したのは SPC である。セミナーの比較は、その特殊性とかやり方とかで比較するのではなく、その効果で比較すべきと考える。その効果としては、この 2 年間の活動によって他地域からの照会を受けるようになるなど、バクニン省の信用力が高まったという効果がある。

**JICA 専門家**は刑訴・民訴も支援してきていることから、法律の基礎的な部分についてインプットを受けたことも異なる。例えば、家庭内暴力に関するテーマを扱っている援助機関からのインプットは、JICA のインプットと異なると思う。

また、プロジェクトの効果は必要性に応じて変わる。刑訴・民訴はバクニン省側に関心があるので、その効果の現れ方にもその違いはでてくる。

**特田氏：**本プロジェクトは現場の実務上の問題を中央が吸収し、地方の指導に生かすというアプローチがとられている。ベトナムの他の地域で開催されたセミナーなどに出席されたこととであるが、このアプローチは、汎用性のある指導につながっていると考えられるか？

**Tue 所長：**Q&A 集はこのアプローチをとって作成された成果である。重要な点は、的確に相手のニーズに応えることである。他の裁判所も同様の問題に直面していると考えており、バクニンにおいて見ていただかなかった問題も、他の地域でのサーベイを通じて吸収している。Q&A 集は、バクニン省で見いだされた問題を集約して作成し、さらに他の地域の問題点も集約している。

**特田氏：**プロジェクト活動費は？

**Tue 所長：**個別の活動に対応した予算はない。ボランティアベースで活動を行っていると考えて

## 会議録

よい。

持田氏：プロジェクト目標などを測る指標として考えられる指標は？

Tue 所長：破棄、修正、誤った判決などを挙げるができる。このような指標は、一概に質の向上を示しているものではないことに留意する必要がある。

持田氏：バクニン省裁判所が主催したWS などへの他の機関の参加者数は？

Tue 所長：代表者が1人出席する。共同活動であれば、それぞれ同人数の参加者が出席することになる。

供与されたパソコン、プロジェクトはよく利用されている。またプロジェクトの終了時まで専門家が交代するとなると、新たな引き継ぎ業務も必要になるので、プロジェクトの終了まで専門家には継続して滞在してもらおうことを望む。

以上

1. 日時：2009年5月21日（木）9:20～11:30

2. 場所：バクニン省人民検察院 会議室

3. 参加者：面談者リストのとおり

（プロジェクト事務所：伊藤リーダー、西村専門家、小幡専門家、山本調整員、JICA ベトナム事務所：小林所員も同行）

4. 件名：バクニン省 人民検察院へのインタビュー

5. 内容：

Moc 副所長より調査に関する説明紹介。パイロット地域を設定したJICAによる新しいアプローチなどの言及。

Hoat 検事正（2カ月前、本邦研修に参加）によるバクニン省に関する2年間の総括的説明以下のとおり。

2007年から2008年の2年間、SPPとJICA 専門家とさまざまな活動を行ってきた。刑訴関係で複数のセミナーを実施。検察実務と関連性が高く、内容も豊富であった。セミナーなどを介して法律の規定について理解が深まった。また、日本の専門家を通じて、日本の刑訴の理解が高まり、多くの経験が積むことができるようになった。これによって今後改正が予定されている、刑訴の改定内容にもある程度理解をもち貢献できると考える。

公訴権の行使の能力や監督機能を高めることができるようになった。2007年に「刑事事件における証拠と立証」に関して理論と実態に関連するセミナーを初めて開催した。60人（プロジェクト事務所側の記録とは若干異なる。以下同様）の参加者が2007年8月30日～31日の2日間のセミナーに参加した。非常に良い結果であった。刑事事件の証拠、証明はその中核を成す部分であり、セミナーを紹介して参加者の認識が高められ直接的な効果がでたと考える。次に、同年10月11日～12日に「起訴状と論告の作成」に関するセミナーを開催した。日本とベトナムの起訴状、起訴時期については異なるが、起訴状、論告書きの高まった（参加者は60人）。「刑事事件の記録作成（刑事捜査書類作成）」のためのセミナーには60人が参加し、2007年11月14日～15日に実施した。

2008年のワークショップでは「現場検証と検視に関する捜査実務」を扱い、2008年7月30日に開催した。2008年9月9日～10日（事務所の記録では9月8日～9日）に60人が参加した「刑事訴訟比較法に関するセミナー（日越刑事訴訟手続きの比較）」を開催。刑事訴訟関係の法律にとどまらず、日本とベトナムの関係に大きな意義があり、両国間の共通点を認識した。一定の異なった点があるが、両国間の刑訴は改正を検討されており、立法の観点から考えても有る意義であった。現代の文明社会にマッチするように、日本の幾つかの関連規定を参照し、ベトナムの刑訴の改正活動に生かしていきたい。それにより刑訴の不備な箇所を改正し、民主主義に貢献したい。さらに、「刑事事件の第一審公判廷における検察官の弁論の改善」に関するセミナーは2008年12月8日～9日に実施したが、60人が参加した。弁論主義に関しては、ベトナム刑訴は一定の範囲でのみ弁論主義を規定しているにすぎない。司法改革の一環として、検察官の弁論能力を高め、改正刑訴のなかでより具体化していく必要がある。今後の改正のなかには日本の経験が参考にされ、弁論主義がより進むことになると考えている。2年の成果としては、これまでが

んばってできた成果と考える。

また本邦研修に4人が参加したこと、日本の法律や公判廷へ直接アクセスすることができ、とても良い機会であった。このような成果が得られ、困難を克服してきた。

パイロット活動を評価するための活動を実施してきた。評価方法としては、県級検察院、省級検察院の検察官を対象に「優れた検察官の試験」を実施した。ベトナムの検察のなかではなかったモデルである。バクニン省から突破口を開いたといえる。省級、県級の検察官のほぼすべてが参加したテストであり、テストには検察官の知識に関する問題がかなり含まれていた。検察官の任務を誠実に実施する必要があると考えており、この意味で①すべての分野（民事、刑事、経済、刑務所の監督など）を扱った範囲の広い、選択式の一般科目試験、②起訴状、論告書に関する試験、③刑事事件に関する報告、という3タイプの試験を実施した。バクニン省での試験は2008年9月に実施した。その結果について、84%は良、16%が可のレベルであった。最終選考にて、27人が3番目の試験を受験することができるようになった（本試験ではおそらく最初の①②の試験で高得点をとった検察官に、③の試験の受験資格が与えられると考えられる）。このテストは、プロジェクト開始ごろから準備を実施してきたが、この試験を開催した意義はそれ以上に大きいものであった。つまり、検察官の作業に対する意識の点でより効果が高かった。テストの終了式と詳細な報告も作成している。テスト開始から終了までビデオに収め、CD-Romに記録している。

刑事事件における検察の能力評価のための活動として、2007年からこれまで指導部をはじめ各階級で18の刑事事件の公判廷の調査を実施（実際に公判廷を傍聴して調査）し、公判廷のちにただちに検察官、弁護士、裁判官と検討を行った。これを通じておのおのの検察官の能力を評価した。この結果を踏まえて検察官の能力評価のための研修計画を立てることとなった。検察官能力と責任を高めるために実施してきた活動である。

2008年においてプロジェクトとパソコンの供与があり、セミナー、日常実務の円滑な実施を行うことができるようになった。2009年の計画は既にSPPとJICA側が作成済みである。刑事事件に関するセミナーを実施したが、セミナーは2009年末まで3回のセミナーを残している。このような結果を踏まえて2009年、2010年に決められた計画、目標の達成を図っていききたい。

佐藤専門員より調査の概要説明と調査団の説明。実務改善に取り組み新しいプロジェクトであり、大きな成果がでていっていると理解していること、中間レビューの調査趣旨について説明。

西岡教官：セミナー、コンテスト、公判廷の見学調査について質問したい。セミナー、WSに対して、SPC、弁護士が参加しているものには何があったのか？

検事正：すべてのセミナーには省レベルの裁判所、弁護士が参加した。2007年の証拠と証明に関するセミナーに裁判官が出席したが、捜査機関も参加し、発表も行った。

西岡教官：その反応は？ 一方的に主催者側が発表するのではなく、双方向的なセミナーと考えてよいのか？

検事正：よい。

西岡教官：弁護士にはどのように声をかけられるか？

検事正：地理的に近いので直接的に声をかけ、発表の依頼も行う。

西岡教官：バクニン省の弁護士数は？

検事正：130人程度（弁護士総数であり、資格のある弁護士は36人、おそらく36人は130人の内数）であり、会長と連絡し、セミナーへの派遣要請を行う。裁判所、弁護士会との関係は良好であり、これはこのような関係を築くことは正しく検察官を評価するための方法となる。

西岡教官：発表した弁護士の今後の参加意欲は？

検事正：検察官の良い点、悪い点を指摘し、弁護士自身も再評価する。互いに、意見交換することにより互いが学習することになる。弁護士、裁判所との間に関係が構築された。ただし、検察官と捜査機関との関係がより広範囲にわたることから、引き続きのためなど、両者の会議がよくもたれる。なお、公安を含めた4つの機関でスポーツイベントも行い、交流を深めている。

西岡教官：このようなセミナーには中央からSPPも参加しているのか？

検事正：そのとおり。この活動は他の地域にも紹介されている。バクニン・テレビや新聞にも活動が掲載されている。

西岡教官：他の省が見習っている例は？

検事正：多くの省がバクニンの例を見習っている。全国の省から電話などで資料の提供依頼がある。コンテストについてもSPPにて全国レベルでの活動として計画されている。バクニンのケースがモデルになっているということではないが、非常に実のあるものになっている。突破口を開いたという自負はある。2回目にコンテストを実施するのであれば、より良いものにしていきたい。

西岡教官：検察官の数は？

検事正：省級で32人、県級で52人、合計84人である。テストには、うち70人が参加した。最終優勝者は省級の女性検察官であり、最高得点であったが、彼女は省人民検察院の官房次長に昇格した。コンテストの発想は、いろいろなアイデアが出ていたが、1つはベトナムの検察並びに全国の関係機関はホー・チ・ミン主席の道徳を目標に学習することをめざしていること、今1つは実務の実態のニーズから出ている。コンテストを開催できた条件づくりはJICAのプロジェクトである。（テストの内容は）すべてそのプロジェクトでの研究やセミナーの開催によって得られたものである。コンテストは、硬直化、研究に対する熱心な態度がなくな

ることに対する防止をねらったものである。結果はともかく、常に学習する運動としてつづいていきたかった。学習は各自の自覚心を基に行ってほしかった。検察官の業務は日増しに良くなると考える。

西岡教官：今後コンテストの開催は？

検事正：SPP への提案としては、5 年に 1 回全国レベルのテストを行い、地方は 3 年に 1 回、省は 2 年に 1 回の開催を提案している。また、手続きについても予算の手当てを提案した。

西岡教官：18 の刑事事件の公判廷の傍聴について聞きたい。

検事正：複雑な事件は選定しない。弁護士が参加する事件を注視している。参加者として、3 者が参加している。刑事事件の公判廷の傍聴調査は、バクニン省に特有のことである。そのあとでワーキングセッションをもつが、一緒に協議を行うと客観性が保たれないため各機関でそれぞれ協議し、残りの機関にその協議結果をフィードバックする形をとっている。省級レベルでも県レベルも参加できる。その結果については、まとめて報告書を作り、テーマ別に中央に送る。

現在、公判廷に関して、調査表による調査を検討している。調査票は調査に参加する各自に配布する。その中にいろいろ質問を記入し、これをまとめて全体の報告書を作る。時間の節約になるとともに、参加者の考え方を十分吸収することができる。

持田氏：プロジェクトの評価に活用できる統計関係の資料の提供の可能性は？

検事正：プロジェクトに関係する統計的な調査、刑事事件を処理した件数、不備の件数については提供できる。これまでの活動については、SPP と地方の人民委員会も評価している。冤罪の件数も減少する傾向にある。検察官の責任感を高め、受け身ではなく積極的に学習していきたいと考えている。これは、JICA プロジェクトに限ったことではなく、一人ひとりの開拓心の向上を指導している。

持田氏：プロジェクト活動費については？

検事正：節約したいと考えつつも、多少のコストは生じている。カウンターパート職員に対する報酬を支払っている。セミナーの準備費用のためのコスト、調査費用、会費、資料の印刷、参加者のための準備費、交通費、宿泊費などである。

今後は、県レベルの公判廷の調査を行えばよいと考えている。また、県レベルの裁判関連予算を増やしていきたい。省レベル、県レベルで AV システムを導入し、検察研究レベル、公判廷について全体を、AV システムを活用して傍聴できるようにシステムを導入していきたい。また、プロジェクトは 2010 年度で終了するが、WS、セミナーをまとめて 1 冊の報告書を作りたい、それを他の地域に広げていきたい。また、直接本邦研修に参加できて良かった。

持田氏：他の援助機関のセミナーと比較し、JICA のセミナーはどのように異なるか？

検事正：バクニン省で活動している援助機関は JICA のみである。他の地域で他の援助機関のセミナーなどに参加したことはあるが、短時間であったので比較し、説明することはできない。法体系が異なるため似ている部分もあるしそうでない部分もある。

以上

## 会議録

1. 日時：2009年5月22日（金）10:20～11:30

2. 場所：MOJ会議室

3. 参加者：面談者リストのとおり

4. 件名：JAとの協議

5. 内容：

鳥居課長より調査趣旨を説明。日程確認後、Thu校長との質疑応答以下のとおり。

佐藤専門員：達成してきた成果の部分から質問したい。執行官マニュアル、2つのハンドブックについての評価はいかが？

Thu校長：JICAの協力、長期専門家の貢献に感謝する。2008年の活動が遅れ気味の部分もある。執行官マニュアルは完成しており、専門家に既に送付している。このマニュアルが出版されると、指導する側にとっても有益である。弁護士のためのトレーニング・ハンドブックは現在編纂中である。先日も説明したと思うが、弁護士の研修に問題が生じている。研修期間は4カ月であったが、MOJの制定したカリキュラムに基づき変更したため、遅れが生じている。執筆方法の変更、読みやすさについて配慮したことなどもあり、JICA専門家には2009年5月に、できたものを送付したいと考えている。

佐藤専門員：今後のPDMには教科書の改訂がある。その前提として、実務上の問題が解決できるような形で改訂をお手伝いしたい。このためバクニン省、MOJ、SPC、SPPの活動にJAの教官の参加を求めたい。そこから得られた問題点をJAの活動に反映すること、教科書に反映することを考えていきたい。

Thu校長：改訂にあたり調査を行っている。テキスト使用者に調査票を送付し、回答を依頼している。その後、専門家とのセミナーを開催し、契約を締結し、執筆者に送付する。2つのテキストを編集するための編集委員会を組成するが、2009年中には終了すべく考えたい。

佐藤専門員：コンポーネントの1と2への参加をお願いしたい。また、2冊の教科書に関する回答とは、刑事事件の処理スキルと民事事件の処理スキルの2冊を指しているのか？

Thu校長：そのとおり。

佐藤専門員：前フェーズでは民法と民事訴訟法の教科書も支援していた。民法、民訴の改正があるということだが、その改正のタイミングと教科書の改訂のタイミングをどのように計画していくのか？

Thu校長：どのようなテキストも出版1年後には改訂が必要となり、また新法が出れば改訂を行うことになる。教科書を使用している人たちは、使用結果に基づいて使用状況のコメントを出すので、教科書の改訂は法律の改正のあるなにかかわらず、行っていかなければなら

い。

佐藤専門員：モデル授業はケーススタディ方式の教授法である。このような活動は既にJAで、カナダ国際開発庁（CIDA）の支援を受けて実施していると聞いている。CIDAの活動はJICAプロジェクトのPDM上のモデル授業とかなり重複している。JA教官が多忙なかたで、これを実施する必要があるのか？

Thu校長：Lienからの報告を踏まえ、モデル授業をPDMから取り外すことについて合意する。日本側のリソースの問題もあると考えている。JAの講師はさまざまな機関から来ており、サブプル講義（モデル授業）はその内容が統一できるとをねらっている。ただ、実施は大変であり、そのほかワークショップを行うことを考えると更に大変である。CIDAとは教授法のセミナーを実施し、裁判官を対象を絞っている。また公証人のハンドブックについても同様に支援対象から除外することに合意。

鳥居課長：公証人についてはキャパシティの問題があり、モデル授業についてはプロジェクトの残りの期間におけるリソースの制約という問題がある。JAは法曹三者に対する教育を行い、2013年に向けてこれを拡大していくと考えているが、この点についてはベトナム側の政策によるものであり、ベトナムの変更に対応する形で協力を考えていきたい。

Thu校長：JAのこれまでの回答と変更はない。SPC、SPPに関してもこれまでと同様の回答である。すなわち、JAは法曹育成の第一の機関として位置づけられるが、ベトナム首相が行った設立に関するこの決定を破棄する決定はこれまでに行われておらず、SPPが検察官の育成を強化する決定もない。SPPに関する検察院組織法では、検察実務の研修、更新教育を行うこともありと規定されているが、この規定に基づき過去2年間、SPPはJAに研修生を送らず、自ら育成に取り組んでいる。SPPは検察職員的能力強化に関する提案を行っている。

また、SPCも同様である。SPCは韓国からの援助を受けザーラムで施設を建設している。現在は、SPCはJAの裁判官コースに研修生を送っている。11回目（第11期？）のコースは修了し、この6月に第12期のコースが開始される。JAでは弁護士と裁判官を現在育成し、検察院は、この2年間は研修生を送っていないという現状である。なおMOJの提案では、JAは法曹三者、執行官、公証人の研修を行っている。2013年を目標年としたセンター計画に関するMOJの提案は政府に提出されているが、まだ承認されていない。これは日本の司法制度、司法修習生制度のような提案である。

佐藤専門員：JAの教材や指導方法の共有は行われているのか？

Thu校長：SPPは検察官教育にあたり、JAを招へいしていない。JAではここ2年間は検察官関係の活動は全く行っておらず、検察官関連のトレーニングはベンディングの状況である。

佐藤専門員：共有化が重要と考えている。

Thu 校長：成果を共有することは重要であるが、共有しなくとも他の機関は既に教材を持っていると考えている。

佐藤専門員：他機関が JA とベネフィットをいかに共有していくか？ について考えていきたい。

西岡教官：昨年卒業生は？

Thu 校長：500 人（裁判官コース）である。毎年定員は 500 人としているが、昨年の場合には、裁判所からの研修生は 500 人に至っていない。弁護士は 3,000 人が入学し、1,600 人が卒業した。前年度から残っているもの（不合格者？留年？）もいるので、3,000 人が受講し、毎年 1,600 人が卒業している。

西岡教官：公証人は？

Thu 校長：MOJ が管理している法曹は弁護士、執行官である。

持田氏：指標についてコメントを頂きたい。

Thu 校長：能力向上を図るプロジェクトの定量的な評価は難しい、何人合格したか、何人落ちたのかということ、質の向上に対する評価は難しい。

①研修にあたっては、a) 優れた教育カリキュラムを有していること、b) それに伴い一連のテキストが作成されるようになること、c) カリキュラム実施のための参考資料、試験問題の傾向などあり、研修ではこれらが重要な要素である。カリキュラム、テキスト、資料の 3 要素を達成するために JICA の協力はこれらの重要な分野に集中していると考えている。これらが揃って初めて教育の質が高まってくる。②教える講師の能力であり、専門性を有し、人材育成は十分ではない。研修ブックももちろんあるが、CIDA のプロジェクトにおいても教え方についても含まれていた。昨年（JA）の講師を対象とした本邦研修が行われなくなったことは残念である。本邦研修は一生印象に残る。本など必要なく、すべてを把握できるものである。③勉強する人々（JA の生徒）については JICA の活動の支援はない。④もうひとつ、教育に必要な施設についても、機材などがなければ良い研修ができない。

この 4 つの要素を発展させていくと質的な向上を見込むことができる。ぜひ教育研修の支援をセットとして考えて頂きたい。専門家の役割は指導する役割でよい。例えば、テキストを作成する場合は、それらを英語や日本語に翻訳し読んでもらう必要はない。報告のアイデアや方法を提供する必要はない。一緒に TOR を作成し、それに基づいて執筆者がテキストを執筆するが、これは日本人向けではなく、ベトナム人向けである。カナダのプロジェクトでは専門家が派遣され、カナダのテキストの執筆の経験を伝える。それに基づき、テキストの大綱を作り、編纂していく。日本の専門家は優れており、テキスト作成については有益なコメントを入手したが、あまり日本語に翻訳する必要はない。それはあくまでコメントだからである。翻訳は正しいとは必ずしもいえない。

以上

